

平成 20 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 3 日目）

平成 20 年 2 月 29 日（金曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 中村 善吉

副委員長 松村 敬子

委員

柳原 清 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

石橋 源一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（1 名）

雨森 修一 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 伊藤 敏明  
総務部長 澁谷 大司  
市民経済部長(兼)税務課長 坂内 敏夫  
保健福祉部長 相澤 明  
建設部長(兼)下水道部長 後藤 孝  
建設部理事(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄  
総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二  
市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新  
保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博  
建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市  
地域コミュニティ課長 鈴木 春夫  
副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄  
市民課長 小林 安子  
納税課長 永澤 雄一  
農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗  
副理事(兼)商工観光課長 高倉 敏明  
副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治  
健康課長 岡田 まり子  
介護福祉課長(兼)介護支援室長 鈴木 健太郎  
副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真  
道路課長 武田 一男  
施設課長 佐藤 実  
下水道課長 鈴木 典男  
会計管理者(兼)会計課長 大友 辰夫  
教育委員会教育長 菊地 昭吾  
教育部長 鈴木 建治  
教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏  
副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博  
副理事(兼)生涯学習課長 伊藤 博  
文化財課長 佐藤 慶輝

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

監査委員事務局長 庄司 あや子

副理事(兼)選挙管理委員会事務局長 齋藤 富士夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

税務課参事 菅野 敏

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

---

午前 9 時 59 分 開議

○中村委員長

皆さんおそろいようですので、少し時間前ですが、開催したいと思います。

きのうも、一生懸命やっていると、つい時間のたつのを忘れがちでございます。お願いがございます。最少の質疑で最大の効果があるように、密度の濃い質疑でよろしく願います。

ただいまの出席委員は 20 名であります。本日は雨森修一委員から、欠席届が出されておりますので、御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

● 議案第 26 号 平成 20 年度多賀城市一般会計予算(歳出質疑) 1 款議会費～2 款総務費

○中村委員長

それでは、議案第 26 号 平成 20 年度多賀城市一般会計予算を議題といたします。

昨日に引き続き歳出の質疑を行います。

まず、ここに配られました資料について質疑を行いたいと思います。

まず最初に、平成 20 年度給食費過年度分予算(案)内訳、これについて質疑させていただきたいと思います。

説明の方をお願いします。

○相沢学校教育課長

昨日の歳入の質疑の際に、板橋委員より、繰越未納額 1,225 万 4,226 円の内訳について、年度ごとに明らかにした資料を提出してほしいというお話がございまして、ただいまお手元にお配りした資料でございます。

ちょっとだけ説明をさせていただきたいと思います。

平成 13 年度 10 万 3,915 円、平成 13 年度に発生しました未納額、現在 10 万 3,915 円あるという、そういうことでございます。

以下、同じように、平成 14 年度から 18 年度までまいりまして、18 年度で滞納額総計が 1,111 万 2,457 円となっております。こちらにつきまして、滞納繰越額の大体平均の徴収率が 15%程度見込んでおりますことから、収入はその 1,111 万 2,457 円の下にあります 166 万 6,868 円ほど納入できるのではないかとというふうに考えて見ております。したがって、未納額 944 万 5,589 円ほどを見込んでおります。

不納欠損を約 180 万円といたしまして、残額、滞納繰越見込額といたしまして 764 万 5,589 円となります。

平成 19 年度につきましては、現在もまだ徴収を続けていて、確定しておりませんので、これは見込みということで、19 年度分申し上げます。

歳入の調定額が 2 億 5,603 万 5,353 円、徴収率見込み 98.2%と見込みまして、納入見込額 2 億 5,142 万 6,716 円、未納の見込額を約 460 万 8,637 円と見込んでおりまして、先ほど申し上げました滞納繰越額の見込額と平成 19 年度に発生すると見込んでおります 460 万 8,637 円を合わせた額が 1,225 万 4,226 円でございます。こちらを 20 年度の歳入の繰越未納額として計上いたしましたものでございます。

なお、滞納繰り越しとなっている世帯への働きかけにつきましては、昨日も申し上げましたが、公平な負担をお願いするために、今後とも未納額の減少に努めてまいりたいと思います。

○中村委員長

では、次に、公用車の状況等に関する資料でございます。総務部次長、説明をお願いします。

○内海総務部次長(兼)総務課長

それでは、お手元に配付させていただきました資料に基づきまして、御説明させていただきます。

まず、1 番目の、公用車の保有台数でございますけれども、平成 18 年 4 月 1 日現在と 20 年 2 月 1 日現在ということで整理をさせていただいております。

台数については 1 台しか変化してございませんが、各部ごとの保有台数に、使用台数につきましては、記載のとおりというふうな形になってございます。

このうち、公用車の車種の関係でございますが、そこに記載のとおりでございます。いわゆる特殊用途の車両ですとか、それから専用車でありますとか、そういったものが 68 台中 17 台ございます。したがって、業務用として動いていく車両につきましては、それを除いた数というふうな形になろうかと思っております。

それから、3 番目に、平成 20 年度における公用車のリース料、それから任意保険料ということで、買い取り車、リース車それぞれ整理をさせていただきまして、合計しますと 67 台と、これは 1 台減る予定でございますので、20 年度につきましては 67 台ということになります。

保険料につきましては、141万9,494円と、それからリース料金については1,200万円強ということで、合計いたしますと1,354万8,754円、これが車両に係る費用というふうになる予定でございます。

それから、4番目に、安全運転管理者の関係について整理をさせていただいておりますけれども、安全運転管理者につきましては、私、総務課長が安全運転管理者として選任をされております。

安全運転管理者につきましては、それぞれ各部の主管課の参事クラス、この方々になっていただいております。現在7名ございまして、それぞれ安全運転管理者の講習を毎年受講しているというふうな状況でございます。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

質問ありますか。

○竹谷委員

大変貴重なデータありがとうございます。

ここで、私、ちょっとお聞きしたいのは、買い取り車とリースとの関係で、どちらが結果的に費用減になっていくのか。一般企業であると、リースが流行しているのは、いわば諸費用でおろせるというもので、リースが大変一般会社は、今使用しているわけですがけれども、ここ市役所の場合は、そういうことにならないものですから、買い取りとリースでどのような傾向にあるのか、リースの方が、逆に言うと運用しやすい、資金的にも、こういう面のメリットがあると。買い取りの場合はこういうリスクがあるというものがあれば、御説明していただきたいと思います。

○内海総務部次長(兼)総務課長

買い取りの場合ですと、これはしごく簡単な話で、一時的な費用がその年度に発生するというところでございます。ですから、民間企業と違いまして、減価償却の形をとりませんので、そこでは大きな違いがあるのかという感じが一つ。

それから、リース車でございますけれども、いわゆる法定耐用年数を先に延ばして利用すると。そうしますと、最初のそのリース契約から延びた分につきましては、10分の1の価格で、これいろいろケースによって違いますけれども、そういった形で再リースという方法がとれます。ですから、大事に使うことによりまして、そういった方法で全体費用を圧縮をしていくというふうな形で、リース車に切りかえてきたというふうな形で、これまで運用してきました。

○竹谷委員

そうすると、リース車の場合は、5年なら5年の一つの期間があつて、再リースすると、相当の減額になってくると。

であれば、この数字の中で、再リース車が何台あつてという問題が出てくるわけですがけれども、その辺まで調べていますか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

その辺の調べはちょっと用意できませんでした。ちょっとそこまで読み込みませんでした。どうも済みません。

○竹谷委員

ひとつそういう、こういうので、こういうメリットがあるのだということを、皆さん方に、私も知りたいし、そのことによって、いろいろ市民から、市役所の車は多いのではないかとといういろいろな批判も多いわけですので、いや、実はこういうわけで、費用としてはこのぐらいしかかかっていないのだというふうな、やはり市民に対して説明も必要ですし、そして車がこれだけ必要なら、こういう業務で必要なのだということを、きちんと明らかにしていかないと、やはり財政が厳しい、厳しいと一方では言って、何だということになるので、その辺、今手元に資料がないでしょうから、それは結構ですが、後でも結構ですから、その点を教えていただきたいというふうに思います。

もう一つ、委員長の先ほどの、冒頭のごあいさつの件、あれは削除してください。あれは、「最少限の質問」ということは失礼だ。削除してください。

○中村委員長

わかりました。私は、別に非難したわけではありません。分母に時間を置いた感じで、私言いました。ですから、できるだけコンパクトな質疑でということをございまして、私は取り消す気はありません。

○竹谷委員

委員に対して、「最少限の質問」とはどういうことですか。「最少限」ということはどういうことですか。あなた、そういうふうには突っ張ってはいけませんよ。そういう委員会の委員長であれば、私はおかしいと思う。何のためにあなたは委員会をやって、特別委員会をしているのですか。もっと幅広く意見を聞くためでしょう。もうちょっとあなたは謙虚になってください。委員長として、私は問題があると思います。そういう発言は。（「交代だな」の声あり）皆さんからそういう野次も飛ぶのですよ、そうなってくると。

私は、はっきり言って、議事を進行したいのでこの辺で終わりますけれども、本来なら議運を開いていただいて、こういう委員長の方法でいいのか、しっかりと議論してもらいますよ。委員に対して失礼ですよ。皆さん勉強して、一生懸命来ているのです。いいかげんにしてください。取り消した方がいいのではないですか。

○中村委員長

先ほどの私の言葉に不適當なことがありましたので、その部分を取り消して、取り下げていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、派遣と委託にかかわる自主点検表について、市長公室長からの説明をお願いします。

○伊藤市長公室長

それでは、きのう竹谷委員の方から求められておりました、派遣と委託に係る自主点検表ということでお出しさせていただきました。

この表の見方としては、平成 20 年度対応が変わったところをございまして、その対応の詳細につきましては、その右側の欄に記載されてございます。

まず、市長公室の秘書業務でございますけれども、これが、この後ろの表につけておりますけれども、26 業種、この表に記載されてございます。

それで、7 号の、「法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、またはその決定に参画する管理的地位にあるものの秘書の業務」ということで、当初導入の際は、秘書の業務という部分でこれに該当するだろうということございましたけれども、きのうも申し上げましたように、別のことで参考的に多賀城市の職員も呼ばれた際、では、すべての業務に対して、ちょっと宮城労働局さんの方から来ていただいて、御指導をいただけないかというふうなことで、事細かく実態をさらけ出してというか、実態をすべてお話ししまして、こういう内容ですと言いましたら、秘書がコピーなどをとるまでやると、どうも秘書というところではちょっとクレーゾーンなので、きちんとした形に改めた方がいいですねと。26 業種に該当しなければ 1 年で終わりですということ、これを非常勤に変えたということでございます。

次の、総務部の総務課のバス運行業務委託でございますけれども、これは全面委託ということでやっておりますけれども、このバスがなくなりますので、実質的には平成 20 年度からは借り上げということになるかと思えます。

それから、市民経済部の市民課窓口の業務の派遣、これにつきましては、きのうも申し上げましたけれども、これも 26 業種には該当しないので、1 年ということで、派遣は切った方が望ましいということで、これも非常勤の方に変えてございます。

それから、同じく市民課の案内業務の派遣でございますけれども、これは 26 業種の 16 の、「建築物または博覧会場における来訪者の受付または案内の業務」と、これにはしっかりと当てはまるので、これは問題ないですということで回答を受けております。

それから、保健福祉部のこども福祉課で、そのあかね保育所の調理業務委託、これは平成 19 年度は職員の 2 人、御存じのように所長と主任と、それから委託の 20 人で回してございましたけれども、指揮命令系統がはっきりするよということ、20 年度はその施設の維持管理ということで、所長 1 名、そのほかはすべて委託とした方が明確であるというような指導がございましたので、それらに改めていくということでございます。

それから、国保年金課の医療給付窓口受付業務、これに対しても、職員からの指揮命令が若干あるようなので、これもきちんと改めて、非常勤というふうな対応が望ましいということで、そのように平成 20 年度は変えていきたいと思えます。

それから、国保年金課のレセプト点検業務委託、委託人員 3 人と非常勤 2 人が混在していたために、体制としては全面委託の方が望ましいということで、全面委託とするものがございます。

建設部の市道等の道路管理業務委託、これはシルバー人材センターに委託し、2 人をお願いして、そこに非常勤 1 人がついて、いろいろな業務に携わってきたわけですがけれども、非常勤職員からの指揮命令系統があるということで、これもすべて非常勤で対応した方が望ましいということでございます。

次の、道路課の公共物・市道立ち会い等の関連業務の派遣は、これは 26 業種に該当しないので、これも打ち切るということで、これはあと平成 20 年度は雇用なしということにしてございます。

それから、施設課の公園施設管理業務委託、これもシルバーにお願いしてはございましたけれども、これも指揮命令系統があるので、これもすべて非常勤対応とすることにしてございます。

それから、教育部の外国語指導助手業務委託、これは指揮命令が生じないように、委託契約の契約内容をきちんとした形に変更した上で、そのまま委託ということの指導を受けました。

それから、学校教育課の学校用務員の業務委託、これも右端に記載されているように、指揮命令が生じないように、委託契約の仕様書であるとか、使用賃貸借条項の追加などをし、明確な委託とすることで対応するといったような内容でございます。

以上で説明を終わります。

○昌浦委員

資料をいただいて、一目瞭然になったので、非常にいいなと思ったのです。

きのう、ちょっと、本当は私も資料を要求しようかと思ったのですが、竹谷委員の方から資料要求がされたので、それでいいかとなったのです。そこでなののですが、きのうちょっと聞き落としがあったので、いわば市民課の方が先行して、非常勤職員対応になったわけですね。それはどういうふうな経緯で、何がどうしてということで、12月の補正を組むに至ったのか、これ時系列的にちょっと教えていただけませんか。

○伊藤市長公室長

ただいまの市民課の窓口、上から3行目です。これは、市民課の派遣を導入時、市民課の窓口が3月末から4月にかけて繁忙期に入ることから、3月1日からの派遣ということで契約をしてございました。

それで、3月1日からですから、本年度の2月29日で1年になりますので、そこでその派遣を打ち切らなければならない。それで残りの1カ月は非常勤で対応しなければならないので、補正をお願いしたという流れでございます。

○昌浦委員

それは確かにそのとおりなことは理解しているのですが、なぜに切りかわるようになったのか。いわゆる、これ派遣から委託に変わるということは、今、室長がおっしゃったように、宮城労働局との話し合いがあったわけですね。では、この市民課のものはどうなのですか。そこはあったのですか、ないのですか。そこを聞いているのです。

○伊藤市長公室長

市民課の部分のその窓口の業務については、宮城労働局ともこれはいろいろ相談させていただいて、当初は、市民課の窓口業務も5号の電子計算機等を使用する事務、証明書の発行であるとか、そういうパソコンを使っただけの業務だということで、5号に該当するでしょうということで、期間に縛られない派遣委託ができるだろうと、派遣業務ということで、可能だろうということで、労働局の方とは相談した結果、どうも内容がこういうような電子計算機だけではないでしょうと、ちょっとグレーですよ、その辺も、この5号に掲げるその事務用機器の操作の業務というものには、何か該当しないようなグレーゾーンだということで、できれば非常勤の対応が望ましいということで、そちらに改めたということでございます。

○昌浦委員

それで、いわゆるきょう、期限が切れるので、12月の補正であらかじめ議会の方にその予算等の措置をしたということなのでしょうね。そういう理解をさせていただきました。



しかしながら、やはりこういうのはきちんと、懇切丁寧なる説明というものを、我々議会人としては望むものでありますので、なお、ここにいらっしゃる理事者側の方たちは、その辺をきちんとお願いしたいと思います。

そこで、ちょっと突っ込んだ議論になってしまうのですが、学校教育課なのですけれども、確かに、今、技能主事さんがいらっしゃるって、それを今度はいわゆる派遣の方に切りかえていく云々ということで聞いておったのですけれども、この間、どこの中学校か私いまだにわかりませんけれども、ちょっとそういう傷害的な事件があったりして、極めてこの技能主事さんというのはナーバスな位置にいるのではないのかと。ここにいろいろと対応詳細が書いてあるのですけれども、使用賃貸借とか仕様変更などあるのですけれども、私はこここのところだけは、やはりいわゆる市職員の方で対応するような方向というのは、これも一考に値するのではないのかというふうに、今になって思っているのです、実は。

それで、このいわゆる派遣の方たちの学校用務員業務、守秘義務等々も含めて、どういう仕様になっているのか、その辺、詳細に教えていただきたいと思います。

#### ○相沢学校教育課長

今、この場に仕様書を持ってきておりませんでした。大変申しわけございません。

この学校用務員の業務委託につきましては、さきの議会で債務負担行為をお認めいただきましたので、プロポーザルによりまして業者を選定いたしました。その際に、プロポーザルで業者から提案していただいた点は、大きく分けて5点ございまして、まず、その用務員の方々の採用の基準や採用の方法、それから配置されるまでの研修の中身、そういうものについてまず大きく説明を求めました。

それから、大きな2点目ですが、学校用務員の受託業務の管理体制、こちらについて、その会社の管理体制はどうなっているかというような点も審査に当たりました。

それから、万が一休んだような場合、あるいは何か連絡をとらなければならないような事態が起きた場合に、営業所が直近にあるかどうか、こちらについても確認を求めました。

それから、会社としての法令遵守、派遣に抵触しないという点でのコンプライアンスの体制についても、確認をいたしました。

そして、もう1点が、その会社が学校用務員の業務委託について、どの程度の実績を持っているかと、その会社としての実績についても意見を求めて審査いたしました。

委員の方から、用務員の方について、なじまないのではないのかというような御指摘をいただいておりますが、これまで、学校用務員につきましては、少しずつ退職者不補充ということで、委託を進めてまいりましたが、たまたまございまして、用務員を退職された方が、委託の会社の社員となって、配置されているケースが大変多うございまして、仕事にも大変堪能ですし、児童や生徒とのかかわりも大変よろしいということで、スムーズにしているのかというふうに考えております。

なお、仕様書につきましては、後ほどお持ちいたしたいと思います。

#### ○昌浦委員

それでは、いわゆる契約を取り交わすという格好になりますね。それぞれ、その場合に、こういうことをやったときという罰則規定といたたらいいのでしょうか、市が盛り込むべき罰則規定、そういうのがあったならば、全部でなくて結構ですから、こういうことをし

てはだめだよとか、そのときは取り消しますよとか、そういう例を例示、1例で結構ですから説明していただけますか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

罰則規定といいますか、いわゆる契約違反規定ということで、それぞれ契約の中には規定してあると思いますけれども、一言一句ちょっとここで申し上げるわけには、ちょっと記憶にございませんので、ちょっとその辺は申しわけございませんが。（「例示はできないのですか。こういうことをやってはいけないとか」の声あり）例えば守秘義務であったりとか、そういった形では文言をそこの中に規定するようにはなっております。

○昌浦委員

いわゆる守秘義務なのです。私が聞いたのは、行政というのは非常に人とかかわりを持っているので、いわゆる人のいろいろなプライベートなことにかかわりを持つ業種もあると思うのです。そういう場合に、守秘義務規定、その辺はきちんと盛り込んである、当然のことだとは思いますが、そういうことで、ある程度こういう、ここに挙げた業種に関しては、いわゆる対市民のプライベートな部分などの、ナーバスな部分を、きちんと守秘義務等々で、当然やっていらっしゃるとは思いますが、なお一層その辺は契約等々できちんと、想定されることはすべて盛り込むということにしたいと思っています。

○佐藤委員

いろいろ議論がありましたけれども、今、役所の改革が進んでいる中で、派遣をどうしても導入しなければならないという事情を、素直に認めることはできないけれども、しょうがないのかという社会的背景もあるかと思うのです。

そういう中で、私たちは、派遣労働者が、派遣労働という形態がいかにか偽装請負という形の中で、労働者に対して劣悪な労働環境をつくっているのかということ、折々に触れながら、反対をしてみたいです。

その中で、国会の中の追求もあって、キャノンの工場では、5,000人もの派遣労働者を常勤雇用、本採用に切りかえるというようなこともある中で、多賀城市はこういう状況を進めてきたということがあります。

最大限認めることはできないけれども、一步譲って、そういう労働条件もあるのだということ考えたときに、それがそういう上部機関から、これはまずいという注意を受けたところで、過ちを改めるにはばかることなかれて、すぐやめるのは大変いいことだと思います。

それで、「なぜやめたのか」という質問に対して、私が一番最初に聞いたのですが、私に対して、「コンピューターが古くて対応できませんでした」という返事でした。私はそれを本当に正直に受けとめたのです。そうしたら、その後で、役所の中の人たちではないのですが、あるところから、「何かどこかから注意を受けたようだよ」というお話を受けました。とても裏切られた思いです。議場で、物事を判断するのに、うその説明をされて、私たちはそれを正直に受けとめて判断するのです。そういうことで、私たちは、皆さん方と議論できると思いますか。

○内海総務部次長(兼)総務課長

説明が不足していた部分はあったかとは思いますが、（「不足じゃないです。うそだよ、これは」の声あり）コンピューターの問題が、窓口で問題になっていたということについては確かな問題だと思います。これは、それぞれ派遣で回ってきた人たちの声としても、そういうふうな声が上がっていましたので、あながちその部分については、相違はなかったというふうには思っております。

○佐藤委員

なぜそういうふうに言い張るのですか。やめたポイントは、役所から注意を受けたからでしょう。そこを最初にちゃんと言えば、私たちは何も別に問題にすることはないので。「ああ、そうだったのか」と、「やっぱりね」と思うだけの話です。そこをきちんと言わないから、後で裏切られた思いが何百倍にもなって返ってくるのです。

そういう状況を、正しい情報を考慮して、判断するのが私たちの役割なのです。それでたがめを言われて、判断しろと言われても、判断できないじゃありませんか。

率直に反省していただくということが、あったかないか、きのうちちょっと私もいろいろなことを考えていて、はっきりしませんけれども、「ごめんなさい」と言っていたいて、これからはもうしませんと、本当に正直な情報を出すことで、私たちは判断していくのですから、そこをきちんと反省してもらわないと、議論はもう、「またうそじゃないか」とか思います。

○澁谷総務部長

確かに、うちの方の説明がちょっと足りなかったということ、ちょっとその辺が説明不足だったという部分もあったと思いますので、大変申しわけないと思います。

それから、この派遣につきましては、先ほど市長公室からお話したように、やはり私も前向きにきちんとやる必要があるということで、決して悪いということではなくて、前向きにやはり、疑いがあるものについては、すぐ正そうということやってきたわけでございますので、今後もそういう考え方でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○竹谷委員

これアウトソーシングに基づいて、基本的にはやってきた。実施をしてきた。ですから、導入の段階で、派遣業務なり委託なりの仕組み、法的な問題というものについて、研究が多少甘かったのではないかという感じを私は思うのです。

それと、もう一つは、役所というところは不思議なもので、トップが変わると解釈も変わってくるという問題もあるのですけれども、その辺で、この派遣業、委託内容の変更等で、継続できるというものが若干あるわけです。そういう点はきちんと担当の国の出先の役所と、文書が何かできちんと明快にされているのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○伊藤市長公室長

しっかりとした文書まではございませんけれども、うちの方からは、すべてその委託契約書であるとか、全部提示して、こういうところを是正した方がいいですよというアドバイスのペーパーはございました。そういうきちんとした文章というところまでは、例えば印をついた宮城労働局長の是正する、こういうふうにしなさいとかというのではなくて、

こちらからお呼びして、いろいろ参考意見を聞いたものですから、そこまでのきちんとした処理というか、公文書的なものはございません。

○竹谷委員

ちょっとなぜ私がそれを言うかといいますと、国府多賀城駅建設のときに、県の指導と実際にやっていったら、全然おかしくなっていたという経過があるからです。これは、県の中であっても、役職のトップがかわったら、解釈が全然変わってきたと。これはわかりますね。「ダイヤの改正のものは全部持ちます」と言ったのが、県で持たないようになってしまいましたね。そういう経過がありますね。

そういう意味では、やはり所長がぼんと押すとか、そういうものにはならないと思いますけれども、お互いそこで面談した人たちの役職なり、そして、そのことによって、市として、こういうことがあってということで、公文書として、あれは出張、何ですか、そういうようなものを出していると思いますけれども、そういうものにきちんと、何月何日、こういう人とこういう面談で、こういうレクチャーを受けて、こういうふうにやれば問題がないということで判断をしたというようなものが、きちんと私は記録に残しておくべきだというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

記録としては、きちんとした形で、指導があった記録すべてとってございます。それで、だれが指導してくれたかという、部局の担当者のお名前も書いてございます。

○竹谷委員

それは永久保存ですね。こういうものが継続している間、それは永久的に保存しているものか、たかだか二、三年で、5年でだめにするものか、その辺は、私はやはりこういう事業をやっているのであれば、永久的に、この事業が進んでいる限り、私は永久的に保存して、重要書類として保存しておくべきものではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

そのように取り扱っていきたいと思います。

○森 委員

済みません。伺いたいのですけれども、今回の見直しで、すべての派遣をもうやめるというふうなことではないのですね。

○伊藤市長公室長

すべての派遣をやめるわけではございません。先ほどお話ししたように、庁舎の入り口にございます案内業務、これはまさしく法にのっとった業務でございますので。

それから、別に、これは法律の第40条ですが、例えば代替のというか、産休の保育士さんであるとか、介護休暇の保育士さんについては、その市の職員が休んでいる期間、例えば育児休業で3年間休みますといった場合の派遣などは、これは法律できちんと明確に定められておりますので、そのような派遣というものも今後継続していくといったようなところでございます。

○森 委員

多分そうだろうなと思います。なぜかといいますと、東根市では窓口はボランティアの方々で賄っているというふうな現状もありまして、どの形が一番いいのかというふうな、模索をしていることはよく理解できます。

ただ、その部署、部署によって、これが妥当なのか、妥当でないのかというふうなことが、多分この表のあらわれではないかというふうに理解するものですが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○伊藤市長公室長

そのとおりでございます。実は、東根市さんも、市民課の窓口をいろいろと委託にするか、派遣にするかということで、先進地として視察させていただいた経過もございます。

○森 委員

多賀城市としては、チャレンジ、トライしたというふうなことで、今、委員の皆さんからもいろいろな指摘を受けました。どの部署にはどの形がいいのかというふうなこと、これすべて人の能力でございます。また個性でもございます。一律になかなかその人で派遣がいいのか、それこそ非常勤がいいのかというふうなことが出てきますけれども、一律の基準は設けていった方がいいのかというふうに思いますので、今後対応をよろしくどうぞお願いします。

○藤原委員

説明不足なのか隠ぺいだったのかという問題については、私はやはり明らかに隠ぺいだったと思います。

というのは、この間、全然この問題を私どもが取り上げてこなかったわけではないのです。導入するときも、いろいろなときも取り上げてきました。それから、亡くなった伊藤議員が非常にこの分野を勉強してまして、いろいろな機会に取り上げていました。派遣と委託の問題。

先ほど佐藤委員が、説明不足などというようなものではないと言っていました。私は、先ほどまだ総務部長が「説明不足だった」と言っているのです。隠ぺいだったとはっきり認めて、謝罪を要求したいと思います。

○澁谷総務部長

決して私どもは隠ぺいなどという部分ではございません。この問題が出てきたときに、私どもは事務の再点検を事前に行いました。それで労働基準監督局の方と相談をさせていただいて、ざっくばらんに、うちの方に来ていただいて、うちの方の仕様書などを全部見せまして、業務の内容もお話をして、「どうでしょうか」と、「これはちょっとグレーゾーンの部分がありますよ」というようなことがあったので、それを直すと、積極的に直していくという姿勢でおりましたので、決して私どもはそれを隠ぺいするなどという気持ちは全然ありませんでしたので、そこは御理解いただきたいと思います。

○藤原委員

それは、総務部長は総務部のトップなのです。ですから、あなた自身がそういう気持ちになかったという次元の話ではないわけです。私が今聞いているのは、次長が、昨年12月の補正のときに、佐藤委員が質問したときに、「コンピューターが古くて対応できなかったのだ」と。「なぜ派遣をやめたのですか」という質問をしたときに、次長がそういう答弁をしているわけです。あなたは次長の上なのです、次長の上司なのです。総務部の責

任者なのです。ですから、部下がそういう、本当は労働局の方からいろいろな指示があってやめたにもかかわらず、それが主要な問題であったにもかかわらず、そういうコンピューターが古かったとかなんとかと、隠したのです。

そのことについて、次長も部長も責任を感じないのですか。ですから、部長が、自分はそう思っていたというだけの次元じゃないですよ。上司というのはそういうものじゃないでしょう、責任者というのは。それを私は問題にしているのでしょうか。あなた個人の問題ではなくて、議会での皆さん方の答弁内容を、今問題にしているのです。

是正するのは是正するでそれは評価しますよ。その限りでは、ですけれども、議会に対しては、私は隠ぺいしたと思います。そう思いませんか。わざわざ議会の質問に対して、その部分は隠して、それが主要な問題であったにもかかわらず、そこには一言も触れないで、「コンピューターが古くて、派遣された職員が対応できなかった」という答弁をしたのですから。

ですから、あなたは自分自身の思いだけ言ってはだめですよ。総務部長としてどうなのかと、そういう物事の考え方をしなかったら、組織じゃないのですよ、これは。

○澁谷総務部長

ですから、先ほどもお話しさせていただいたのですけれども、決してうちの方の職員の中では、そういう隠ぺいするなどという発想は持ってごさいません。ただ、説明の中でそういう分が足りなかったとするならば、そう解釈されるとするならば、それは大変申しわけなかったと思いますし、今後そういうことがないように注意したいと思います。

○藤原委員

まだすっきりしない答弁ですね。そういうことをやっていると、本当に答弁が信用されなくなるのです。また何か隠しているのではないかと、また何かうそついているのではないかと、またそのうち何か出てくるのではないかと、そうなってしまうのです。ですから、聞かれたときには、きちんと隠さないで言うと。まだ5分の3ぐらいは謝った感じですが、5分の2は、まだ、私は悪いところはないというような気持ちがあるのではないですか、あなたの答弁は。私は、そういう答弁だったら直らないと思います、正直言って。今問題になっているところと同じですよ。それを指摘しておきます。

それから、あかね保育所なのですから、これは伊藤委員がいろいろ問題にしていました。あのころは、率直に言って、議会の側にも理解がなく、委託というのは現場での指揮ができないのだと、そういうことを伊藤委員が質問したら、そんなことはあり得ないというような笑いが出たのです。正直言って、あのとき議場から。ですけれども、今までの体制は、派遣されたグループの中のだれがトップだか、責任者だかわけがわからない状態になっていて、私は、やはり、委託であったにもかかわらず、所長や主任保育士が現場でいろいろな指示をやっていたと。それはないことが想定できないのです。そういう子供さんを預かるところで、所長や主任保育士が、その委託で請け負っている保育士に、一々指示しないということはあり得ないです。そんな子供を預かるようなところは危険ではない。

ですから、私は、やはり、これで一定程度、私はこれでもまだいろいろ問題があるとは思っているけれども、やはり現場での指揮命令が実際にあって、私は偽装請負をやっていたということは、私はもう認めたものだというふうに思うのですけれども、その点についてはどうですか。

○伊藤市長公室長

あかね保育所を委託した平成 18 年 10 月でしたか、その際の説明会のときにも、伊藤委員の方から、そういう御指摘は受けました。その契約の内容では、委託先の主任保育士を通して、所長からその主任保育士という、委託先の主任保育士を通して、指揮命令をしますという、指示を出しますというお話をさせていただきました。

それでも、今回の宮城労働局の方からは、その位置づけ、所長の位置づけをきちんと明確にして、施設の維持管理、それらに徹底して、指揮系統は一本化、複雑化しないで、各委託先の保育士さんには、一人ひとりに指揮命令が出ないようにということの御指導もございました。

将来的には、しっかりといいますか、所長も上げまして、委託するという方向で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

#### ○藤原委員

あのときは、そういうことはないのだと否定していたけれども、大体委託のところを見ると、保健福祉部の国保年金課で委託をしていて、職員の指揮命令があったと。これは偽装請負ですよ。それから、道路課のところ、委託があって、指揮命令があったと。それから施設課でも委託で指揮命令があったと、こういうのを偽装請負と言うのです。委託で、現場でいろいろ指揮を受けるのを偽装請負と言うのです。

ですから、そういうところでさえも、子供を扱うようなところでないところでさえも、そういう指揮命令があったのですから、ましてや保育所でそういうことが当然あるというふうなことは、当然だと思うのです。

ですから、そういう点では、やはり皆さん方は無理な答弁したと、あのとき。そういう問題があるというふうに思います。それは指摘しておきます。

それから、市民課の案内業務の派遣ですけれども、派遣期間に制限を受けないというのがあるので、ずうっと派遣だということですね。これは、キャノンだとかいろいろなところで問題になっているのですが、派遣の場合は現場でいろいろ指揮をやってもいいことになっているのです。ですけれども、3年ずうっと派遣が続いたら、それはその派遣先の会社が、「あなたを正職員にしたいと思いますが、どうですか」ということを言わなければいけないことになっているのです。私、余りそんなには勉強していないので、第何条にそういうことが書いてあるとかということにはわからないのですけれども、そのいわゆる3年条項の関係で、市民課の案内業務派遣というのは、そういう問題は出てこないのかどうかということなのですから、それはどうですか。

#### ○伊藤市長公室長

先ほどのこの表の2枚目に添付していましたこの26業種が、その3年条項、1年条項もありますけれども、これに該当しない業種ですという解釈でございます。

#### ○藤原委員

そうすると、この26項目に該当しない職種については、3年条項が適用されると。26業種については、無制限に派遣できるというふうに理解していいということですか。

#### ○伊藤市長公室長

派遣業法では、原則1年なのです。組合などの了承を得た場合、この26業種以外ですが、労働組合などの代表者の意見を聞いて、最長3年まで延ばせるといったような条文でござ

いまして、ただし、その 26 業種については、これは適用外の職種ですという解釈でございます。

○藤原委員

それから、教育部のところについて、これもいつか問題にしたのですが、学校教育課の外国語指導助手と用務員さんですが、現場で指揮命令が生じないようにするのだということですね。そんなことをやっていたら、不便で不便でしようがないではないかと。校長先生や教頭先生や、あれをやってもらいたい、これをやってもらいたいとか、いろいろ、本当にもう学校は、子供さんを相手にしているところですから、やってもらうことが本当に多岐多様、突発的なこともいろいろ出てくるのではないかと私は思うのです。

そのときに、契約の中身というか、その対応の原則として、指揮命令が生じないように、つまり、指揮命令できないのです、現場が、委託というのは。派遣は別ですけども。こんなことでもいいのかという、私は根本的な疑問があるのです。指揮命令ができないような用務員さんでもいいのかと。私は、そもそもやはりなじまないのではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○相沢学校教育課長

委員御指摘の面は、確かにあるのかなとも思いますが、今回、受託業者を選定するに当たりまして、各学校に用務員を複数配置する中の 1 名を、すべて現場責任者とする。これまでは、多賀城中学校に現場責任者 1 名だけという配置でありましたが、平成 20 年度は、委託をする 9 校すべてに責任者を置いて、校長並びに教頭は、その現場責任者と話をして、こういう作業、こういうことをやってほしいというふうに、伝えることができるという体制をとっております。

この点につきましては、特に責任者を設けるということであれば、そこで指示命令といいますか、こういうふうをお願いしたいのですがということを、校長や教頭が言うのは、問題はないということを確認しております。

○藤原委員

その確認というのは、いわゆる労働局とのすり合わせでも、問題はないのだという回答を得ているというふうに理解していいのですか。

○相沢学校教育課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

ちょっと今のところで、中間のそのコーディネーター役のような人を置くということが、派遣にしたからそういう置かなければならないわけで、なぜ派遣、非常勤だったらそういう人を置かなくとも済むわけでしょう。直接役所で指示できるわけですから、学校現場で。それを、学校現場で指示、指揮命令が生じないように、そういう 3 人のうち 1 人をそういうことにするというのであれば、何か非常勤を 2 人雇った方が、経営的にもいいのではないかというふうに思うのですがいかがですか。

○相沢学校教育課長

非常勤の方の配置につきましては、勤務時間が週 30 時間ということで、学校は、朝大体 7 時半より少し前にもう校門を開けますので、朝早くから、そして夕方、子供たちが完全に



下校する、中学校などの場合は5時過ぎまでとなりますと、非常勤で用務員を配置した場合、その長い時間に対応し切れないと。複数でカバーすることにしても、今度は1人しか残らなくなってしまうと、そういうふぐあいな点が出てくるということで、学校現場から、非常勤ではなく、きちんと長く勤務できる職員を配置してもらえないかという要望がありまして、非常勤を見送っているという経緯がございます。

○佐藤委員

どうも何か、先に派遣ありきというところが見え隠れして、それだって非常勤で対応すれば、何人が交代で詰めていただければ、長いこと働いていただけるわけで、何だかとかかくいまいち私はすっきりしません。そういう説明では。妥当性が感じられないと。

先ほどの、その謝ったか謝らないかわからないところも含めてですけれども、きちんと役所に確認しているということですから、これからはないのだというふうに思いますけれども、しっかり対応していかなければならないのではないのでしょうか。派遣ということに対する仕事の見きわめ方も含めて、きちんと精査していくということが必要だというふうに思います。

○中村委員長

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で配付資料に関する質疑を終わらせていただきます。

ここで休憩をいたします。再開は11時10分とします。よろしくをお願いします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時09分 開議

○中村委員長

再開いたします。

● 第3款民生費～第4款衛生費

○中村委員長

まず、第3款民生費から第4款衛生費までの質疑を行います。

○深谷委員

済みません。どこのページというのが、ちょっといつぱいあって……。

まず、資料6の59ページの、宮城県家庭児童相談員連絡協議会負担金のところで、たしか説明のときに、街頭啓発活動という説明だったと思うのですが、その街頭啓発の方法というか、どのような感じでやられるのかということと、では、まずそれをお願いいたします。

○小川こども福祉課長

説明のときも申しましたけれども、11月が児童虐待防止の推進月間に当たりますので、今まで市民を巻き込んだ啓発活動とか、虐待防止の関係の啓発活動というのが十分でなかったということで、平成20年度より、JR駅を中心にしたパンフレット、そういうものを朝などに配ったり、そういう形の活動をちょっとことしはやってみたいというふうに考えております。

○深谷委員

ありがとうございます。今、やはり子供たちを巻き込んで、例えば一緒に死んでしまったりとか、虐待で子供が本当にかわいそうな目に遭っているのが多いので、その辺、もうちょっといろいろなことを考慮しながら、前向きによろしく願いいたします。

それから、子育てサポートセンター運営管理に要する経費で、65ページの、清掃業務委託料、これはいろいろなページにあるのですけれども、ちょっとまとめたのですけれども、母子健康センターが81万円、末の松山が51万7,000円、西部児童センターが115万2,000円、あと「太陽の家」が131万9,000円、そして子育てサポートセンターが56万2,000円、老人憩の家が30万円、鶴ヶ谷児童館が110万2,000円、人件費の次に施設の清掃業務代が高いというような内容で、あと、多賀城駅のトイレの清掃も、これはちょっと違う、何か3款、4款に該当しないのですけれども、そこもその清掃の業務は、多賀城に入っているのかという、それもちょっと関連で、その81万円とかその値段の中で、掃除する場所と、あと年に何回その清掃業務をするのかというのをお伺いしたいのですけれども。

○小川こども福祉課長

まず、サポートセンターの関係、あと児童館、西部児童センター、それから鶴ヶ谷児童館関係につきましては、毎日、用務員さんのようなものがおりませんので、その業務委託によって、毎日トイレ掃除から、あと施設の床の掃除、そういうものをすべてやっていただく委託業務でございます。

済みません、今、サポートセンターと児童館、児童センターのことばかり言いましたけれども、先ほどの「太陽の家」、それからあと母子健康センターについても同じでございます。

保育所につきましては、非常勤の用務員さんを採用しておりますので、そちらの方で対応しているということになります。

○深谷委員

では、これは人件費ということなのですか。

○小川こども福祉課長

人件費プラス、あとトイレ用の用品、トイレトーパーとか、あと床のワックス代とか、そういうものもすべて含めた委託という形になります。（「わかりました」の声あり）

○米澤委員

資料6の83ページの、12の妊婦及び新生児訪問に要する経費についての13節委託料なのですけれども、新生児訪問、指導に対して3カ月拡大ということと、それと育児支援、家庭訪問の業務内容について、もうちょっと詳しく教えていただきたいのですが。

○岡田健康課長

ただいまの御質問でございますけれども、新生児訪問につきましては、新生児といえますと、28日以内の子供さんという定義がございますけれども、実質は28日で自宅の方にお戻りになる方というのは少ないものですから、今までですと、60日、要するに2カ月で新生児訪問と拡大解釈をいたしまして、訪問をいたしておりましたけれども、やはり、先ほどいろいろと出ています児童虐待でありますとか、いろいろなことございますので、90日まで、3カ月まで拡大をいたしまして、助産師が、今お願いしていますのが2人おります。その方に訪問をしていただいているというふうな事業内容でございます。

○米澤委員

ありがとうございます。

昨年、文教厚生の方で福岡県久留米市の方に視察に参りました。その中でとても保護者の方が安心して子育てできる支援というのがありまして、ちょっとだけ御紹介いたします。

産後の肥立ち間もないお母さんたちに対してなのですけれども、エンゼル支援訪問事業というのがありました。先ほどの90日以内の訪問指導と一緒になのですけれども、何が違うのかといいますと、エンゼル応援隊といまして、1時間につき500円は実費で取られるのですけれども、そのかわり、上にお子さんがいらっしゃったりすると、なかなか家事がうまく進まないとか、いろいろな問題がありますね。その中で、それをかわってやってくれるサポートなのですが、そういった支援が。

それと同時に、子育てに関する不安とか悩みが、初めての出産だといろいろな不安があると思うのです。その中で、その不安を解消してくれる保育士の方、そして保健師の専門的な支援での支援事業というのが行われていました。その専門的な支援については無料で行われていたのです。

やはり、今の子供たちを見ていても、やはりこの時点から家庭教育がもうスタートしていると思います。保護者の方がやはり笑顔じゃないと、子供たちすべてうつりますね。その点からいって、そういった支援というのはとても大事なことのような気がします。ぜひ、多賀城市は転勤の方が多分多いと思います。1人で悩みを抱えている方もたくさんいらっしゃると思います。そういった時点でも、やはりこういった支援事業もとても必要なことかと思っておりますので、ぜひ私も応援していきますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。（「要望ですね」の声あり）要望です。

○森 委員

資料6の75ページ、特定中国残留邦人等生活支援給付費に要する経費ということで、1世帯分、平成20年4月からというふうなことで、これは該当の世帯があるということですね。確認です。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

1世帯おります。

○森 委員

この方たちが、経済的な支援というふうなことがあるのですけれども、逆に、言語等の、プライバシーの問題もあるのでしょうか、言語等の不自由というのではないのでしょうか。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

言語等についても、やはり若干あるのです。それで、そういったところの言葉の支援というところについても、こちらの場合ですと、塩竈と連携をとりながら、平成 20 年度の段階で、まだ予算額がどのくらいになるかというのが来ていないので、それを見計らって、そういった言葉の支援についてもやっていきたいというふうに思っております。

○森 委員

多分不自由な生活なのだろうなというふうに思います。多賀城市には国際交流協会もごさいますし、ぜひその支援部も中では活動しているみたいですから、ぜひその活用をお願いしたいと思います。

次に、95 ページです。ごみ減量に要する経費、私、今回、一般質問で出しておりました不要入れ歯回収ボックスについてなのですけれども、早速次の日、読売新聞に、「登米市で県内初」というふうなことで、早速行われました。これについて所見を伺います。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

せんだって、一般質問の中でありましたが、市長がお答えいたしましたとおり、まず歯科医師会なり、あるいは社会福祉協議会、そういったところと研究しながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

○森 委員

実は、その中に、登米市の市長は歯科医師でありまして、多分問題はほとんどないのだろうというふうに思います。

ということで、この 2 市 3 町に関して、たまたまある部分では周りを見ながら、ある部分では初めてのというふうなところで、非常に判断には迷うところでありまして、まず、いいことはどんどん、どんどん進めていっていただきたいというふうに思います。

これに関しても、不要眼鏡の回収というふうなこともありますので、あわせて、できることはどんどん、どんどん、市の社会貢献ももちろん必要だろうと思いますので、ぜひ御対応のほどお願いいたします。

○根本委員

資料 6 の 53 ページ、5 の、移送サービスに要する経費ということで、339 万 6,000 円計上されております。これは、平成 14 年 4 月からスタートした事業でございまして、これは今、社協の方に委託をして運営をされていると、こういうことでございますね。

それで、利用者の皆さんのお話を聞きますと、非常に助かっていると、こういう大変好評な事業であると、このように認識をしております。

また、利用者も年々増加しているのかと、こんな感じでございますが、まず、現在のこの事業の利用ができる対象者はどのようになっていますでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

いわゆる対象者ですね、ちょっとお待ちください。

歩行困難な方で、次の 1 または 2 に該当する方というふうなことで考えております。

一つ目、歩行困難な者、2、老衰、心身の障害及び疾病により臥床している方という二つの項目に該当する方、いずれかに該当する方ということでございます。

## ○根本委員

歩行困難な方ということは、具体的に、例えば寝たきりの方とか、あと、常時車いすを使っている方には限らないのですね。これ、「歩行困難」ですから。

実は、さまざまな御相談を受けることがあるのですが、現実的にその窓口に申し込みに行くときには、「車いすを利用されていますか」と、あるいは、「ベッドでそのまま移動できる車ですから、そういう状況になっていきますか」と、身体状況、介護保険にすれば4か5の重度程度、3以上でしょうね、そういう関係の方になるのかとこう思いますが、車いすは使わなくとも、例えば非常に歩行困難な方というのがいらっしゃるのです。自宅で、何と云うのでしょうか。手すりにつかまりながら移動して、ようやくトイレに行っているという方とかいらっしゃるのです。そういう方が病院等に行くときに、非常に、日中、若い人がいなくて困っているという相談をいただいているのですが、やはり、今の対象者を聞いてみますと、そういう限定はしていないのですね。車いすとか、あと寝台車でそのまま乗れますよとか、そういう限定はしていないので、その窓口に来て、「利用したいのだ」という身体状況を、よく事細かく聞いていただきまして、そして、その人に会って、「ああ、なるほど、こういう人ならば、病院に行くのも大変だろうな」と、階段の上り下り、あるいは車に乗るのも1人で非常に大変だと、このように思える方も利用できるような方向で、一人ひとりに合った対応をお願いしたいとこのように思いますがいかがでしょうか。

## ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

まず、その歩行困難な方というふうなことの定義なのですけれども、一つは、最近、介護保険で言うその要介護度というふうなものがありますが、実は、老人福祉法の中でも、いわゆる寝たきり度というランクづけの仕方があります。

その中では、ランクJ、ランクA、B、Cという4段階の評価があるのですが、ランクJは、ほとんど生活ができる方、そしてランクAは、準寝たきりという言い方をしております。BとCは、ほとんど寝たきりというふうなことで、基本的にはBランク、Cランクについては、もう無条件でオーケーなのですが、ランクAの準寝たきりというところの範囲というのは、実は、今、委員がおっしゃいましたように、いろいろな状況の方がいらっしゃいます。

それで、あくまでも申請に基づいて許可をしていくということになりますが、窓口での申請だけで許可をしたケースは1件もございません。すべて御自宅の方にお伺いをして、その上で、その身体状況、それから家庭の状況、付き添いする方がいるとかいないとか、そういった経済的な状況も踏まえまして、必要に応じて許可をしている状況でございます。

したがって、これまで、もちろん御自分で歩いていける方、ベッドからの寝起きもきちんとできるような方等まで認めるわけにはいきませんが、必要に応じてこれまでやってきております。

## ○根本委員

それから、このリフト付ワゴン車のもう一つの活用方法というのもあるのですか。今でもやっていらっしゃるのですか。例えば障害者の方に貸し出しをしているという、そういうのも今でもやっていらっしゃるのでしょうか。

## ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

これも当初から、移送サービス、いわゆる運転手、補助員つきで、病院その他に送迎をするサービスと、車の貸し出しというふうなことのサービスも、両方いまだにやっております。

○根本委員

わかりました。

それから、61 ページ、保育行政についてお伺いをしたいと思います。

子育て支援につきましては、市でも全力で今、取り組んでおるところでございます。また、子育て支援の大きな一つの問題といたしますか、それは環境を整備していくと、保育行政の充実というのは、もう子育て支援でも欠かせない重要な課題ですね。そういうことで、一生懸命取り組んでおられるとこういうことでございます。

本年度も、各保育所、一生懸命取り組んでいくと。まして、耐震改修工事も行っていくとこういうことでございますから、ぜひ本年度も頑張ってくださいとこのように思います。

そこで、実は、市全体の保育のニーズに対して、多賀城市の保育所の状況、現在の状況はどのようになっているかとこう思いまして、それから、特にあかね保育所関係をお伺いしたいと思います。

○小川こども福祉課長

お答え申し上げます。

現在、2月1日現在でございますけれども、695名の方が入所しております。その上で、待機児童が19名発生しております。

あかね保育所の状況でございますが、あかね保育所そのものとしては、91名の方が入所しておりまして、現在2名の方が待機というふうな形になっております。

○根本委員

ありがとうございます。この待機児童は全体的に19名、そしてあかね保育所2名というのは、これは正式に申し込んで待機している方ですね。

例えば、仕事がまだ決まっていなくて、保育所に預けることができれば、仕事にすぐにもつきたいと、こういう方の数も入っていますか。

○小川こども福祉課長

入っております。

○根本委員

ということは、本年度当初よりも随分待機児童は減少したという理解でよろしいですか。

○小川こども福祉課長

減少という言葉が適当なのかどうかというのは、ちょっと問題あるのですけれども、何らかの要因で取り下げをされたりなどしている方もおいでになるということでございます。

○根本委員

毎年多分そうだと思うのですが、4月1日で新しい申し込みをやって、4月1日からはなりますね。そのときには意外と待機児童が少なくて、年度途中で結構待機児童が出てくる、こういう状況になっていますね。

特に、いろいろな市民の皆さんの声も聞きますと、どうやらあかね保育所がかなり入所するのが厳しいと、こういう状況にもあると、こういうことなのでしょうね。このことについては、前の補正予算のときにもお伺いをして、課長の方からは、「弾力的運用なり、最大限に活用しながら、入所をできるだけさせてあげたいとは思っておりますが、現実的にはやはり入れない方がいると、そのように認識している」と、こういうお話をされております。

それで、「何らかの方法で行政みずから建てることもわかりでしょうけれども、いろいろな民間保育所の誘導策等も考えていきたい」と、このように、あかね保育所をにらんでお話をされました。

また、副市長も、「できれば、現制度の中でやりくりをしていきたい」と、このようにおっしゃっております。

それはそれで気持ちはわかるのですが、恐らく西部地区は今、人口がどんどんふえていますから、そしてまた、子育て真っ最中の方、こういう方が非常にふえてきていますね。

ですから、将来を考えますと、あかね保育所は60名から90名に増員はしたものの、今後のニーズを考えますと、私は非常に足りないと思うのです。

ですから、そういう意味では、平成20年度において、あの西部地区にあかね保育所1カ所でいいのか、あるいは、足りなければ増設が必要なのか、あかね保育所の増築が必要なのか、増築するとなれば、それができるのか、その可能性をニーズとタイアップさせながら、この20年度によく検討していただきたいとこのように思いますがいかがでありますでしょうか。

#### ○小川こども福祉課長

今、委員がおっしゃるように、それは当然、我々としてはいろいろ検討しなければならない事項だろうと思います。

ただ、今までちょっと制度的にあったのですが、活用していない部分というのが、保育ママ制度という制度が今度改正される予定で、今、国の方で検討されています。

これは、今まで基準が厳し過ぎるという問題がありまして、そういう問題もあって、今回、平成20年度中に新しく基準が緩和され、なおかつガイドラインが策定されるということなので、これらの活用なども含めまして、ちょっと待機児童の解消に努めてまいりたいというふうに思っております。

#### ○根本委員

大変でしょうけれども、ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

それから、これは多分4款に入るのではないかと思います。実は、昨年の予算委員会でしたか、でもお話しさせていただきました。多賀城市のロジュマンにある方がおりまして、野生動物の保護をやっていらっしゃる方がおりますね。以前お話をされました。そのとき、前部長は、「何らかの方法があれば支援していきたい」と、こういうお話がございました。

その野生動物保護センターなのですが、NPO 法人「みやぎ野生動物保護センター」というのです。八幡に、今、40 個体ぐらいですか、けがをしたり、そういう動物を野生に返す、そういう運動をしているということでもあります。

この間、新聞記事に載っておりまして、私も非常に頑張っているなあとということで、こういう考え方、やはり動物を大切にしていって、傷ついた動物を野生に返す、こういう心が、非常に私は環境を守る上でも大事だと思います。

そういう意味で、頑張っているんですけども、非常に運営が厳しいということで、新聞に載ってありました。もうその野生動物を預かる仕事で大変忙しくて、自分の、自営をやっているんですけども、その仕事もできない、奥さんもパートに出しながら、全部その保護センターにお金を投入をして頑張っているということでもあります。そして寄附もなかなか集まらないということでございまして、こんなに素晴らしい活動を、我々を代表してやっていただいている、そういう方に、何とか行政で支援できないものか、例えば、お金だけじゃなくとも、何らかの支援策があるような気がするのです。

そういうことで、いかがでしょうか。こういう支援策というものは、何かありますでしょうか。

○坂内市民経済部長(兼)税務課長

この八幡にある野生動物の保護センターのことは、前から私も聞いておりました。

それで、これも環境に関連してくるということでございますけれども、何らかの支援ということでございますが、あれば我々も検討していきたいと思っております。

あと、何らかの支援となりますと、例えば募金とか、この団体に対する募金、そういったことを呼びかけるといいますか、種々考えればいろいろ出てくるのではないかというふうに思っております。

○根本委員

「例えば商業施設に募金箱を置いてもらうだけでもありがたい」と、こうおっしゃっているのです。市役所のどこかに、例えば募金箱を置くとか、あるいは募金箱を置くようなところをあっせんしていただくとか、あっせんというのですか、御協力をいただくといえますか、そういう形で、何らかの形で御支援をしていただければありがたいと思うので、平成 20 年度においてどういう支援ができるのかも含めて、御検討をいただきたいとこのように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○相澤委員

資料 6 の 53 ページ、配食サービス事業に要する経費のところ、5,100 食という説明があったと思いましたが、これは対象になる方は何人で、何食が分母になるのでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

一応、対象者の登録人数 100 名ということで考えております。

○相澤委員

100 名の方が何回食えることが分母なのでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長



週 2 回、これは補助対象として御利用いただける回数が週 2 回というふうにさせていただいておられますので、週 2 回掛ける 51 週というふうなことで、5,100 食というふうなことで計上させていただいております。

○相澤委員

5,100 食というのが分母なのですね。全体の数なのですね。そうですか。

週 2 回、それで評判はどうでしょう。単純にこれを計算すると、単価 300 円ぐらいかなというふうに計算するのですけれども、これで評判はどうなのかという思いがあるのですけれどもいかがでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

味の問題につきましても、それぞれ好みがございますので、そのときによっては嫌いなものが入っていたりというふうなこともあります。全体的に見ては、おおむね良好というふうなことで、そういうお声をいただいております。（「ありがとうございます」の声あり）

○竹谷委員

51 ページ、在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金ということですが、これに関連してちょっとお聞きしたいのです。現在、多賀城市には、ここに助成金では 27 名というふうになっていますが、現在多賀城にこういう方が 27 名おられるというふうに理解しておいてよろしいのでしょうか。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

実は、市長もわかっているのではないかと思います。地域懇談会、「おばんです懇談会」で、このような対象の方が、災害のときに、「災害が発生したときにどう対応してくれるのか」という御質問があったと記憶しております。

私は、これは大変重要な課題ではないかと思っておりますので、そういう場合に、これを専門にやっているお医者さんもいるようですので、どういう連携をとっていらっしゃるのか、これは災害との兼ね合いになると思いますが、一応ここにこういう項目が載っていますのでお聞きしたいのですが、どういう話し合いになっているのでしょうか。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

具体的に話はしておりません。

○竹谷委員

そういう方、市民からお電話は行かなかったですか。これは災害ですから、別な項目で何か、行っていませんか。これは中央地区かな、留ヶ谷、中央地区の懇談会でたしか出していた。私のところに直接電話が来ました。「じゃあ、今度予算委員会で聞いてみてあげるから」ということで、話は終わっていたのですけれども。

そのときは、こういう回答を得たと言っています。「政策的な懇談なので、こういうものについては、後で所管の方から回答を出します」ということだったので、ということを知

いて、それで自分は帰ってきたという言い方をしておりました。それは保健衛生との兼ね合いがあると思うのですけれども、どのようになっていますか。

○鈴木地域コミュニティ課長

大変申しわけございません。今の件につきましては、中央公民館で「おばんです懇談会」の際、私ちょっと行っておりませんでしたものですから、ちょっとお時間をいただいて、それを把握して、御回答申し上げたいと思いますが、ちょっとお時間いただけませんかでしょうか。

○竹谷委員

時間をかけて、検討される、そういうものがあつたというのを、私、事実、本人から聞きました。電話で。ですけれども、それに対する対応が今言ったようなことであれば、私は大変懇談会そのものに出席した御意見に対しての対応が、私は問題があるのではないかと、いうふうに思うのですけれども。

ですから、こういう問題が出たら、命にかかわること、それでましてや災害がいつ来るかわからないということで、いわばいろいろな災害対策をしておられるわけですね。こういう弱者の方が、自分の家庭で抱えて、そうなった場合、どうしたらいいのだという率直な御質問をされているのにかかわらず、「今、それはわかりません」というのであれば、「おばんです懇談会」で、先ほどから成果でいろいろ出ていますけれども、この成果に対する対応はどうなっているのだろうかという、ちょっと疑問に思うのですけれども。その辺、多分防災と福祉の方で何らかの、今までお話し合いも何もなかったということですか。それとも介護の方ですか。あればお答えください。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

災害弱者の方の避難支援というふうなことでの業務は、一応うちの方が窓口になってやっておりますが、今の地区懇談会のお話については、ちょっと私も聞いておりませんでした。大変申しわけございませんでした。

実は、民生児童委員と申しますか、民生委員さんの方々と、一応、昨年からずうっと話し合いを進めておまして、うちの方でその災害弱者という定義づけをした上で、その名簿を共有して、災害が発生したときに、災害弱者、いわゆる高齢者の方々を含めた、そういった方を支援していきましようというふうなことで、実はその実施要綱案まで今つくって、協議を進めているところです。

それと、内部では、うちの方が高齢ということ、高齢者のひとり暮らしとか、特に要介護者の名簿というふうなことになりますと、うちの方がほとんどの方を把握していますので、うちの方が窓口で、障害福祉係の係長とか、その他必要な部内の関係各課の方と連絡をとりまして、今、そこまでちょっと作業が進んでおります。

問題は、個人情報をごとまで共有できるかというふうなことになりますので、この件に関しましては、守秘義務が民生児童委員さんにもありますので、民生委員さんには出せるというふうなところが、国の方や県の方からも通知が来ております。

ただし、地区に民生委員さんがお一人またはお二人しかいなかったときに、その名簿がどこまで災害発生時に共有できるのか。例えば区長さんにお渡しできるのかということ、今の現行の中では、区長さんにはお出しができないというふうな状況になっております。その辺を、多賀城市の個人情報審査会の方にお諮りをしまして、どこまで共有したらいいかと

いうふうなことなどを内部で詰めまして、なお民生児童委員さんの方と協議を進めていきたいというふうに思っていました。

それと、その情報なのですけれども、うちの方で持っている情報はたくさんあるのですけれども、その個人情報をごとまで出せるかということがあります。例えばかかりつけ医の問題であるとか、その今までの身体状況の問題ですね、緊急の連絡先、住所、氏名、生年月日ぐらいまでは共有できると思いますが、どこまでの情報が必要か、そうしたときに、そういった災害支援事業ということで、その本人が同意をすれば、多分いろいろな情報までも共有できるのだろうというふうに思いますけれども、4月以降、そういった要綱の中身を精査するとともに、一度、高齢者の方々に、そういった事前のお知らせをした上で、どんな形でやれるかというふうなところを、新年度以降、また詰めていきたいというところで、今、精査をしている状況でございます。

#### ○竹谷委員

それは、高齢者の関係については、地域の中でもそういう議論があって、私も聞いています。

私が今問題にしているのは、在宅酸素療法の患者さんといいますか、この方々の、災害が起きた場合に、どう対応していくのか。例えば、これは27人とわかっているわけですから、例えばこういう方々が、各地区にばらまかれていると思うのです。そうしますと、これ、2日だか3日、余りやらないと命にかかわるような問題になるそうですね。私もわからなかったのですけれども、そういうようなことであると、低肺というのですか、そのようになってくると。

私は少なくとも、だから災害の問題になるのかなという気もしたのですけれども、ここで聞いているのは、そういう方々が市内におられるということ把握しているとすれば、災害の発生したときに、避難所にどう先生を、お医者さんをどう体制でお願いしていくのかということ真剣に考えていかないと、これは大変な問題じゃないかというふうには、私はその当事者から聞いたときに、そのように思ったのです。

ですから、たしか10月か何かのときだと思えますけれども、9月か10月の懇談会か何かだと思えるのですけれども、私の記憶では、10月の末か11月の初めに電話が来ていますから、相当もう議論されているのかと思って、今、質問をしたのですけれども、議論されていないとすれば、そういう方々がおられる、それで災害のときどうしたらいいのかというその人たちが御心配をしている、家族が。そういう状況にあるということ認識していただいて、早急に災害が発生した場合、どう対応するのか、その対応指針をきちんと担当課で詰めて、つくっていただきたい。そして、そういう方々に、27人という方々はもうわかっているわけですから、そういう方々に、災害が発生した場合、多賀城市ではこういう対応をしていきたいと思うので、御意見があればということで、お聞きしてもよろしいのではないのかというふうに思うのですけれども、そういうような体制はいかがでしょうか。

#### ○相澤保健福祉部長

今のお話ですけれども、この低肺の関係の方は、電気が必要なのです。それで、やはり停電になりますと困りますので、すぐ電気が復旧していただければよろしいのですけれども、それらの関係で、自家発電とか何かやはり必要なかということで、今後、関係の課と調整を図りながら、その対応をしていきたいと思えます。

あと、医師会とも相談しながら、そういう災害のときのお医者さんの災害救援というようなことも、いろいろ今、塩釜医師会でも検討なさっておりますので、その辺との整合を図りながら、準備してまいりたいと思っております。

○竹谷委員

ぜひ早急にそういう対応をしていただいて、日常生活でも大変苦労されているわけですから、そういうことを思うと、家族の方は大変だと思いますので、そういう苦労を幾らかでも除いてやるというのも、行政の福祉サービスの一環ではないかというふうに思いますので、ぜひ早急に検討していただいて、何らかの方法を、対応をしていただきたいと。

もう、この「おぼんです懇談会」はコミュニティ課の関係ですので、所管外ですので、これは質問いたしません。ちょっと疑問はあるのですが、しませんが、そういう市民の方から直接私どもに電話が来るような体制でないようにしていただきたいというふうに思います。

次、71 ページ、それと行政評価の取組というものの 44 ページ、乳幼児医療費の助成金ということで、行政評価ですよ、行政評価に基づいて予算を組んだのでしょうか。これを活用させていただきたいと思えます。

これちょっと私、見ておったのですが、これは 2 歳児までとなっているのを、3 歳児まで拡大したということにとらえたいと思うのですが、ここにあるお金が 2,041 万円、件数が 1 万 445 件、これとの関係でどう見ればいいのか。

○鈴木国保年金課長

まず、1 点目の、年齢でございますが、この拡大事業、3 歳児のみについてのことでございます。

それから、2 点目のお尋ねの金額の件でございますが、この医療費の積算、大変難しゅうございます。実は、人数が伸びていけば医療費が伸びるかということと、またそうでない場合もあります。かかった実費、いわゆる全額を補助するものですから、なかなか積算が難しい、そのような状況にございまして、同等の金額で伸ばしていつている、その中の根底には、医療制度の改革で、医療費の抑制もできるだけ抑えてくれないかと、そんな願望も込めましてこの金額で推移させていると、そのような状況でございます。

○竹谷委員

金額はいいのです。

そうすると、拡大分、1 歳分の 3 歳分が 516 人、これは単独費でやっているのだという意味をここにあらわしていると。そして、こちらの予算書の方は、この事業の、今言った 2,000 万円については、どこに、医療費助成拡大分の中に含まれているという見方をすればいいのですか。それとも、医療費助成金の方で見れば、どういうふうな見方をすればいいのですか。予算書との関係。

○鈴木国保年金課長

お話の意味、今わかりました。正直申し上げます。今、私も気がついたのでありますが、この 3 歳児、3 割負担でございました。平成 20 年度から 2 割負担に変わります。予算書の方では 2 割負担に是正しております。

が、しかし、この評価表、こちらの方は3割の金額を推査していただいて、記載させてお  
りまして、こちら、正直申し上げましてミスでございます。（「ミスプリント」の声あり）  
はい、訂正させていただきます。（「どっちが、こっちが」の声あり）評価表の方がミス  
プリントでございます。

○竹谷委員

ミスプリントを見つけるためにやったのではないですけども、それでは、対象年齢拡大  
事業の中にこれは入ってきますよと、そういう意味でとっていいのですか。

○鈴木国保年金課長

はいそうです。対象児童3歳児のみ的人数及び金額と御理解いただきたいと思います。

○竹谷委員

1,400万円に予算書ではなっていると。だからこちらも本当は1,400万円でなければなら  
なかったのだ、ということに見ればいいのですよということですね。

それで、ここで、本題に入るのですが、もし4歳児、1歳だけ少子化対策の政策の一つとし  
て、1歳だけ年齢を上げた場合、どのくらいの費用になるのでしょうか。

○鈴木国保年金課長

原則的な答えになりますけれども、3歳児約1,500万円です。4歳児に1歳拡大しても、  
同じような金額1,500万円ぐらいが必要かと、そのように考えております。

○竹谷委員

大体1,400万円ぐらい持ち出せば、1歳を上げることは可能ですよというふうに理解して  
よろしいですか。

○鈴木国保年金課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

本市は、どちらかというと、若年層といいますか、市民は若い構成になっております。と  
いうことでいけば、今、高齢少子化対策というような課題の中で、多賀城市は少子化対策  
の、国の少子化対策のためにも、若い家庭の皆さん方、子育てに支援をしていくという姿  
勢も私は大事じゃないかと。

できるかできないかは別としても、少なくとも、この評価の関係からいっても、平成20年  
度はこのままでやむを得ないにしても、21年度からでも、やはり1歳ずつ上げていくのだ  
という一つの基本的な子育て支援対策費を、考えてもいいのではないのかというふうに思  
っているのですけれどもいかがでしょうか。

○相澤保健福祉部長

ただいま竹谷委員からお話がありました、少子化対策ということで、私の方でも、上げて、  
少子化に対する、子供さんが多くなってほしいという願いでございます。

ただ、財源が今のところ大分、いろいろ予算委員会でも議論されているように、厳しい状況ですので、その辺、財源の確保ができるようでしたら、検討させていただきたいということによっております。

○竹谷委員

それは包括予算ですから、あなたのところの余裕がなければできませんよという、部長が答弁されるのは当然の筋だと思います。

ですから、私は、これは政策なのです、多賀城の。であれば、市長公室が政策担当しているとするならば、そして予算も持っているとするならば、少なくとも市長の子育て支援政策の柱として、私はぶち上げてもいい問題ではないかと。金字塔を立ててもいい問題ではないかと。そして、約 1,500 万円の金を何とか、行政改革、いろいろなことをして生み出して、そういう姿勢をつくり上げていこうという姿勢はないのでしょうか。それは市長に聞いてもだめですか。では副市長ですか、政策ですから。

○鈴木副市長

施策はさまざまなものがありまして、すべてさせていただきたいのは皆、市長も私も同じでございますけれども、限られた中ということでございますので、そのいろいろなものの中で、どれを取捨選択して優先すべきか、それはその都度、毎年事業決定、予算のときに、それは毎年検討させていただきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

私、なぜそれを申し上げるかという、多分、後で本当は戸籍の方、どこかで聞いたかったのですが、多賀城の全体の戸数、人口でもいいですが、戸数、持ち家住宅の人と貸家住宅の人と、どういう比率であるか。貸家住宅の人は、アパート、私の住まいしている城南はアパートが多いのです。高崎も多いです。そういう方々が多賀城にある程度定着するには、若い世帯です。その人たちが多賀城に定着していただくためには、そういう子育て支援というものを一つの目玉で、多賀城に定着させていくという政策も私は必要ではないかと。そのことによって、人口が 6,300 人から 6,400 人というふうに伸びていく。伸びていくことによって何が出てくるかという、税収が入ってくる、これが私は相乗関係になってくるのではないかと。

そういう意味でいけば、いろいろあるという今の副市長の答弁はわかりますけれども、少なくとも今の時代で、こういうものを一つの柱と、子育て支援の一つとしてこういうものを柱に掲げてよい時代ではないかと、そういう環境にあるのではないかと私は思いますので、御質問させていただいたのですが、ぜひ私の意を御理解をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○鈴木副市長

これは少子化対策、高齢社会のこともございまして、社会の動向としてそういうことにあるのだということは、もう重々我々も認識しているところでございます。

その中で、先ほども申しましたけれども、ウエートづけと言ったらいいのでしょうか、いろいろな施策の中で、どちらにどういう配分をするかというその中で、これらも一つの大きな要素として考えさせていただきたいと思っております。

○竹谷委員

ぜひ、多賀城の構成される人口なり世代なり、住居関係等々を踏まえるならば、私は検討することに値するものと思いますので、ぜひ平成 20 年度は検討して、21 年度には何らかの答えを出していただければというふうに、お願いをしておきたいと思います。

○中村委員長

ここで休憩に入ります。再開は午後 1 時でございます。よろしくお願いいたします。

午後 0 時 04 分 休憩

---

午後 0 時 58 分 開議

○中村委員長

再開いたします。

最初に、竹谷委員の方から発言の申し出がありましたので、これを許します。

○竹谷委員

心から訂正をお願いしたいと思います。71 ページの、乳幼児医療費助成金の質疑の中で、私が、多賀城の人口が 6 万 3,000 と言ったつもりが、「6,300」と「6,400」という数字を申し上げたようでございまして、まさしく私の不徳のいたすところございまして、「6 万 3,000」から「6 万 4,000」という数字が正しい数字でございますので、慎んで訂正をお願いしたいと思います。

もう 1 点、51 ページの、在宅酸素療法者の問題で、災害との関係で御質問をさせていただきました。地域懇談会の中では、人工透析の患者の方から、受け入れ態勢の問題で質問があったということが、事務局の方から資料としていただきまして、私の発言は、その場で、この酸素療法者の関係は出ていなかったということが判明しましたので、これまた懇談会での議題でなかったということの私の勘違いでございますので、その分については御訂正を願いたいと思いますけれども、在宅酸素療法者のこの問題についても、災害のときの対応というものについては、しかるべき対応を平成 20 年度にやっていただきたいと、このことについてはお願いをしておきたいと思います。

あわせて、人工透析の患者の皆様方に対しても、この検討と一緒に検討していただければというふうに思います。

以上、訂正をよろしくお願い申し上げまして、発言とさせていただきます。委員長、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○中村委員長

そのように訂正します。

○石橋委員

竹谷委員の関連で、委員長が、「いい」ということであれば、関連の質問をさせていただきますけれども、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）

先ほどの、今、人工透析だということになりましたけれども、菊地市政がスタートして、この 8 月で 2 年になりますね。折り返し地点に入ります。そして、過日の施政方針で菊地市長は、「地区懇談会は市内一巡をしました」という説明をされましたね。そのことで、

先ほどの竹谷委員の質問に対する地域コミュニティ課長は、「私は出ていないのです」と、「だからわかりません。申しわけございませんでした」という説明があったわけですが、そこで確認したいのですけれども、そのときに、行政側からどなたが出席されたのかお聞きしたいと思いますけれどもいかがですか。

○鈴木地域コミュニティ課長

お答え申し上げます。

先ほどの回答の中で、私が出ていなかったということは、大変言い方として不適切だったと反省しております。

それを踏まえまして回答申し上げます。そのときには、佐藤主幹と、それから担当者2名、職員が3名出ております。

また、つけ加えさせていただければ、当日のそのときのやりとり、懇談につきましては、すべて録音されて残っております。

○石橋委員

今、地域コミュニティ課長から、申しわけなかったという再度のおわびがありましたけれども、決して私は課長を責める、そんな思いはありません。

しかし、酸素の低肺の関係だということで質問したけれども、これは実は、地区懇談会のテーマに提案されたのは、「人工透析の関係なのですよ」ということを、先ほどとうとうと質問いただいてやりとりしているときに、市長と、「おぼんです懇談会」に行った担当者があるならば、そのときに、市長の公約ですから、これ、成果として、持ちかえって、所管でこういうことの話がありましたと、どうしようねということの話が、機能していなかったのかということが、非常に私残念なのです。

ですから、竹谷委員が、低肺だというふうなことで話をされているときに、「いや、それは竹谷委員、あの地区懇談会では、こういう人工透析の方から、こういう災害のときにどうしようということの問いがあったのですよ」ということで、なぜ同席された職員の方々が言っていて、菊地市長が展開いたします全市を網羅した、一巡したその成果に、市長の思いをかなえてやれなかったのかという、私、職員の方々の機能がどうなっているのだということ、非常に懸念するのです。いかがですか。

○鈴木地域コミュニティ課長

委員おっしゃるとおりでございます。それで、1月からは、地区懇談会でいろいろ議論されたことにつきましては、すべて録音しまして、担当課の方に、翌日必ず回答するとか、「調べてみます」と市長がお答えした部分につきましては、すべて担当課の方にその録音を聞いてもらって、そのやりとりの状況、文章ですと、その辺の意味合い、感じ方が変わるだろうということで、録音したテープを持っていきまして、確認して、調査をして、それで質問者の方に回答するようにシステムを変えてございます。

今後そのようなことがないように、担当各課の方と連絡を密にしながら対応したいと思いますので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

○石橋委員

理解はいっぱいしていますけれども、やりとりを録音して、1月からはこういうことになりますということを、今、ちょうどいしましたけれども、何度も言いますけれども、これま



で、一昨年(2019年)の8月から菊地市長が必死に、地区を一巡した、そのことの成果については、こういう問題が出されましたということについては、これまでは口頭でのやりとりはあったのでしょね、どうですか。

○鈴木地域コミュニティ課長

地区懇談会で話しされたことにつきましては、すべて皆様方にそのときに回答できない部分とかあれば、必ず翌日には、市長は必ず現地に行って、その場所も見ますし、また、担当課の方でない場合には、我々の方が行きます、こういうお話がありましたということで、必ず回答してくださいと、もしくはうちの方で受け取って、その方に御報告をしております。

○石橋委員

いろいろ理解できました。ひとつ組織の機能、トップが地区の住民に広くいろいろな意見を、考えを聞きたいということで、地区座談会、懇談会というものを公約に掲げて実践もしているわけですから、ぜひスタッフの方々、その成果に努力をしていただきたいとこうお願いを申し上げて終わります。

○根本委員

先ほどの竹谷委員の乳幼児医療費の関係に関連することですが、先ほどの竹谷委員のお話というのは、全くそのとおりでございます、これからの子育て支援を考えるとときには、どうしてもそういうことが必要になってくるということだと思えます。

現在、子育て支援の中でも、財源といいますか、経済的負担を軽減するための施策というのは、児童手当なり児童扶養手当、それからこの乳幼児医療費ですね。それから、出産育児一時金とか、こういう経済的負担の施策がいっぱいあるわけでございますけれども、とりわけこの乳幼児医療費というのは非常に大事だと思えます。

しかしながら、なかなか財源が厳しいということも答弁がございました。それで、やはりその財源を伴わないで、今の状況の中で拡大できる方法というのは、やはり国や県に申し入れるしか私はないとこう思うのです。

平成20年度から、国は3割を2割にすると、小学校未就学まで拡大するということであり、これが仮に1割になった場合には、市はまた負担が減ると、こういうこと。それから県も負担が減ると、こういうことになりますね。こういうことにまず真剣になって20年度は取り組んでいきたいとこう思うのです。

私どもも、私どもの立場で国に対して声を上げていきたいとこう思います。市は、市なりの立場で、ぜひともいろいろな会合あるいは市長会なりで提案を申し上げて、国に働きかけていただきたい、これが一つと、それから、県におきましても、ことしから負担が減っているわけなのです。そういうことも踏まえて、宮城県にも、ぜひとも声を上げていただきたいとこう思います。そして、宮城県内の各市町村でもばらばら、仙台市、富谷町などはもう拡充していると。しかし、拡充したいけれども、多賀城市のようになかなかお金が大変だと、こういう自治体もいっぱいあると思えます。そういう中で、宮城県がやはり主導をとって、この施策を推進してもらいたい、こう私は思うのです。

私たちも全力で取り組みますから、市長、ぜひとも国や県なり、また取り組んでいただきたいとこう思いますがいかがでしょうか。

○菊地市長

根本委員おっしゃるとおりでございます。当然、国なり県なりに、その辺はしっかりと訴えてまいりたいと思いますし、市長会の方でも、お互いに声を出し合って、やっていきたいというふうに思います。

○根本委員

よろしくをお願いします。

それから、91 ページ、環境美化推進に要する経費の中で、塩釜地区環境組合負担金ということで、塩竈斎場が環境組合の中に入って、一緒にこれから運営をしていくと、このようになっております。

たびたび本議会でも、消防も一緒になって、一つの事務組合として経費節約を図る、広域行政の枠組みを強くすると、こういう意見がたびたびございました。ごみの方はまだ塩竈が一緒になっていませんので、ごみもすぐというふうにはなかなかいかないと思いますけれども、そういった取り組みに対して、平成20年度はどのように取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。

○伊藤市長公室長

その辺の広域化も踏まえて、今後2市3町で協議してまいりたいと、このように思っております。

○根本委員

よろしくをお願いします。

本来であれば、2市3町が合併すればいいのしょうけれども、なかなかそういう下地が整っていないということでもあります。

しかしながら、一方ではもう道州制が議論されています。これから本格的に恐らく議論されていくと思います。そうすると、大体基礎自治体が20万人の都市とか、そういうお話がいろいろ出ておまして、10年後には結論を出すと、こういうことのお話もございます。

そういうことを考えますと、10年間はあつという間だというふうに考えますと、この広域行政のあり方というの、一つは真剣にとらえていかなければいけない問題の一つだところと思います。

そういう点から、例えば、これは私一人の気持ちなのですが、七ヶ浜町さんには、多賀城市しか通っていきませんね。七ヶ浜町の商工会と多賀城市の商工会も今一緒になっていると、どういうわけか県議会選挙も七ヶ浜・多賀城から2議席とこうなっています。財政的にも、いろいろお伺いしますと、そんなに遜色ない、そういう財政状況にもなっているようでございます。

そうしますと、人口が七ヶ浜2万1,300人、多賀城が約6万2,500人、合計8万3,800人になって、そして面積は幾らかというと、32.92平方キロメートルですか、非常に狭い、8万4,000人弱の自治体になるということで、そういう一つの方策もあるのかなどと、勝手に思っているのですが、その辺はどういう感想をお持ちでしょうか、どなたにお聞きすればいいでしょうか、感想で結構ですので。勝手な感想です。

○鈴木副市長

これは、県内でもいろいろ合併が進みまして、県の方では、一時期は、この辺の2市3町も一つの合併の、一つのもやっとした区域という設定も過去にはあったようでございますけれども、今は特にどこと合併しろという県の方からの話もございません。

ただ、その2市3町の中で、どういうふうな枠組みにするかというのは、広域行政、いろいろなその一部事務組合もございますけれども、そもそものいわゆる地方公共団体同士の性質、性格、体質と言ったらいいのでしょうか、そういったものが、確かに七ヶ浜と多賀城は極めて、2市3町の中で一番似通っているというのは事実であろうと思います。

ただ、その先ということになりますと、いろいろ住民そのものの意向もあるでしょうし、双方の、多賀城だけで決められない問題もございまして、ただ、体質的には非常に似通っているということは、同じ認識であると思っております。

これからその先については、いろいろな合意形成がどのように図られていくのか、そういったことも、一つの課題になっていくのだろうというふうに思っております。

#### ○昌浦委員

資料6の、今の91ページです。斎場の下なのですけれども、環境マネジメントシステム運用事業費なのですが、これはISO14001ですね、多賀城市は認証を受けていたのですが、過去に御説明をいただいたときに、この2月にいわゆる更新切れになって、その後は認証を受けないと聞いております。まずもって、認証が切れたのは2月何日なのか、もう切れているはずだと思うのですが、それが1点。

2点目、更新料を、たしか私の記憶では、二つぐらいの更新料を払っていて、二百四、五十万円ぐらいの更新料があったと思うのですが、まず最初に、期限がいつで切れたか、次には、今からもし、次回の新規の更新を新たに更新する場合、更新料というのは、更新料ではなく認証費用ですか、それはお幾らだったのか。

#### ○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

まず、切れたのが、今月の26日でございます。

あと、費用の関係は、更新費用として約160万円となっております。

#### ○昌浦委員

ちょっと私、勘違いしました。200万円ではなく100万円台だったんですね。

大分、認証を受けて、鋭意成果を上げてこられたとは思いますが。今後は市の独自の、ISO14001でいろいろと培った、何というのですか、方法などを使って、市独自の今度は環境に対する取り組みをされると思うのですが、いわゆる更新もせずに、更新料160万円を、いわゆる削ったと言ったら変ですけども、それをせずにも、今まで以上にやれるのかどうかということが1点。

そして、その方策はということが2点目でございます。ちょっとその点はどのようなのでしょうか。

#### ○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

まず1点目、効果でございますけれども、自主運用を始めて、効果が下がったのでは意味がないので、効果が下がらないように持っていきたいと思っております。

また、これからなのでございますけれども、今までも審査にかかる費用的なものですか、こういうのがありまして、もう ISO の肩書は外してもいいという判断から、自主運用をしようということにしたものでございます。

したがいまして、これからは、基本となりました ISO14001、これを運用といいますか、これを基本としまして、環境マネジメントシステムをやめるというわけではなくて、運用して、これからもみずからで継続をしていくということでございます。

○昌浦委員

それを聞いて納得させていただきました。私どもが議会で ISO14001 を導入して、環境負荷を軽減していったらどうだということで、それが施策となって、ずうっと ISO14001 を続けてこられたわけです。それで、あれっ、私としてはちょっと一抹の何というか、複雑な気持ちもあるのですけれども、市がそういうふうなものを取り入れて、今後も効果を下げないように自主運用をしていくということを聞いて、安心もしましたし、納得もしたわけでございます。

それじゃ、内部環境監視員フォローアップ研修業務委託料、これは委託するのでしょうか、どういう目的なのか、恐らくは、一度覚えたものをもう一回、復習の意味を込めてがフォローアップの意味なのか。

それからもう 1 点、委託なので、これはどこか市以外のそれなりの機関に委託をすると思うのですが、それはどういうことなのでしょう。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

その内部環境監査員のフォローアップ研修、これは内部環境監査員としての施設長以上さん、今のところ 46 名ぐらいおるのですけれども、この方たちを年 1 回、法律とかいろいろ変わりますので、それらの研修会をやると。

それで、新年度の委託先はまだ決定しておりませんが、これまでは、立ち上げから御世話になりましたソニーさんをお願いしてまいりました。

○昌浦委員

私も謝らなければいけないですね。「監査員」を「監視員」と言ったようですので、たしかそう言ったはずなので、これは「監査員」でございますので、訂正させていただきます。

それじゃわかりました。今回はソニーにということですが、では、次の 14 の使用料及び賃借料のこのバス借上料、1 万 6,000 円と随分少ない借り上げの費用でございますね。普通、バスの借り上げ、間違いないですね、1 万 6,000 円ですね。これどういうことなのでしょう。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

これは、役所のバスがなくなりましたので、おのこの担当課ですべて上げていると思うのですけれども、これは環境監査員さんが産廃施設の現地確認のために使用します。（「わかりました」の声あり）

○伏谷委員

では 3 点質問させていただきます。まず初めに、竹谷委員それから根本委員の部分でちょっと関連なのですけれども、59 ページの児童手当について。それから、85 ページの、定期

予防接種に要する経費について、それから 95 ページの、ごみ減量についてということで、3 点質問させていただきます。

まず、第 1 点目なのですが、先ほどやはり少子化問題ということで、共通するお話だとは思いますが、単刀直入に、この少子化問題に一番効果があることというのは何だといったら、一言で言ってどういうことが考えられるか、1 点聞かせてください。

○相澤保健福祉部長

難しいですね。私も 3 人ほど子供いますけれども、多く子供さんを無理につくれとも言えませんので、これはやはり、最近結婚も大分遅くもなっておりますし、高齢出産等もありますけれども、なるべく結婚が早くでき、結婚できるということは、生活が安定しないと結婚もできないのですけれども、それにはいろいろな手だても必要だと思います。なかなか難しい御質問だと思います。反対に、伏谷委員の方が若いので、その辺の若い考え方も教えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○伏谷委員

私は、常々、この問題をいろいろな会合、それからいろいろな集まり、集会、それで、皆さんにサンプル的な問題は、いろいろな年代層もあったのですけれども、伺ってきました。

その中で、一番、あっ、ここだなと、みんなの意見を集約できたことが、やはり結婚したら子供が欲しいと。第 1 子が生まれる。1 人生まれれば兄弟が欲しいから 2 人目と。ところが、ここがポイントだと思います。3 人目、なかなかねえ、今から教育費もかかる。それからアパートだったら、いずれはやはりマンションか一戸建ての家を持ちたいと、いろいろとそういうふうなところでの、今、非常にお金がかかってきてしまうと。この 3 人目をどうするかということが、一番ポイントではないかというふうなお話が、大体の皆さんの意見の集約かなと。私はポイントはこの 3 人目をいかにということが、一つポイントになると思うのです。

特に、私も、ちょっと年が離れた部分ございますが、3 人目を、そういった中から、やはり男子たるもの 3 人子供は、などという話を続けてきた責任もありまして、やはりその 3 人目を授かったところの経験値から言わせていただきますと、やはり非常に 3 人目というのは、2 人と 3 人じゃ格段に違うのです。この 3 人目に対しての、独自の多賀城市の手当てというものを考えてもらえると、私は少子化に若干なりともプラス要因になるのではないかと。特に、お隣にいる深谷委員も、10 月には第 3 子が生まれるということなのです。これを代弁しているわけではないのですけれども、そういった第 3 子に対してのいろいろな方策を含めて考えていただければ、非常にプラスになるのではないかと。多賀城スタイルになるのではないかとと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○小川こども福祉課長

児童手当に関しては、第 3 子以降の分については、3 歳以上児の方については、従来ですと 5,000 円だったのが 1 万円に引き上げになっております。それから、あと、保育所関係の入所児童では、第 3 子以降の部分については、無料というふうな方で、優遇策をとっております。

○伏谷委員

先ほどから、その第 3 子ということに対して、しつこいようなのですけれども、では、そういったことが市民の方のお話にあるかといいますと、やはり第 3 子に関しては、期末手当のようなものをもらえると非常にいいのではないかと。夏と冬に、まとめた形である程

度のものをいただけると、いろいろその予定がつくということ、何かおっしゃっている部分が、今までの中ではありました。

ぜひとも、この第3子ということに対して、ある程度考えていただけてもらえると、非常に少子化問題の何かの切り口にはなるのではないかと思いますので、継続してお考えのほどよろしく願いいたします。

○相澤保健福祉部長

ただいまの御質問につきましては、第3子を出産なさると、余り人口のふえていない地域においては、30万円、50万円とか、年に10万円出しているところもございます。

そういうことで、多賀城としては、すぐそういう形にはいかないと思いますけれども、長い時間をかけて検討させていただきます。

○伏谷委員

できるだけ短い時間で考えてほしいです。

それから、2点目なのですが、定期予防接種ということで、この13番の委託料、個別予防接種業務委託料なのですが、これは混合ワクチンの接種ということで伺っておりますが、昨今、大学生、二十歳前後の方々のはしかの流行ということがありますが、その当時、たしかこの混合ワクチンを接種すると、脳の方にダメージがあって、そういうふうな障害を持たれた方がいたということで、この辺の接種に関してはかなり自由といいますか、個々の判断になったというふうなお話を伺ったのですが、実際、今は、この辺のはしかの対応に関しての状況というのは、いかがな形になっておりますでしょうか。

○岡田健康課長

それではお答え申し上げます。

今回の説明の中でもお話を申し上げたと思うのですが、平成20年度から、この麻疹の排除計画ということで、国から打ち出されておまして、13歳と18歳時に予防接種を行うというふうなことで、20年度から開始することになってございます。

○伏谷委員

即答でありがとうございました。十分理解できました。

それから、3点目でございます。ごみの減量に要する経費、多賀城市は非常にごみに関して、エリアも狭いということも含めて、非常に収集の方も順調にいったらと思うのですが、仙台市がたしかごみの有料化になったのが平成12年でしたか、済みません、有料じゃなくて、黒いビニールから透明なビニールになったのが、たしかそのくらいだと思います。それで、当時、仙台市は「100万人ごみ減量大作戦」というふうな、非常に予算をつけて、PRを始めたのが、中が見えるというふうなビニールに変えたのが、この時期だと思われました。

それから、いろいろと「ワケルくん」とかというキャラクターを配置しながら、いろいろとごみ減量に対しての意識啓蒙活動というのを継続して、来年からの、ことしからだったでしょうか、有料化に踏み切ったという経緯になっているようなのですが、ここで見ると、前年比でごみ減量に要する経費が若干少なくなっているということで、この

辺の啓蒙活動も含めた部分、ごみ減量に関する意識づけはかなりうまくいっているということで、判断してよろしいのでしょうか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

このごみ減量につきまして、この下にあります3番、生ごみ処理容器、あと資源回収連絡協議会、あとリサイクルですか、これらすべて関係してくるかと思うので、今のところ、あのマイバッグ持参とか、レジ袋はもらわないとか、そのごみになるものをまず家の中から減らそうということを、まず第一に考えております。あと、商品の過剰包装ですか、これらも遠慮するという、小さい、小さいというのですか、細かいところから進めていくということでやっております。

○伏谷委員

あと、4月ですか、3月末ぐらいに、ごみを捨てる、何というのでしょうか、フォーマットありますね。何を何曜日にこう出すとか、あれはこちらの経費から出ているものなのでしょうか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

95ページの4番、容器包装リサイクル推進事業費の印刷製本費、これで印刷をかけます。これが分別冊子印刷ということになります。

○伏谷委員

ありがとうございます。

若干、地域的には、やはりどうしても学院大の工学部があるということで、ワンルームの世帯もかなり多くて、その周りだとかかなりそういうふうなところの冊子を見ずに、ごみを捨てるというふうな方が多いと伺っております。

やはり、この部分に関しては非常に、そういったところへのさらなる啓蒙ということも含めて、対応を考えていただければというふうなことも、住民の方からちょっと上がっていますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員

6番の59ページ、児童扶養手当のところを初めにお聞きいたします。大分減っているのですが、この要因は。

○小川こども福祉課長

説明の段階でもちょっと申し上げましたけれども、その要因は、約1,000万円ほど減っておりますけれども、これは平成19年度の支給実績に基づいて今回は計上させていただきましたので、その関係で、12月に1,000万円ほど補正減をさせていただいておりますので、今回の当初予算では、19年度の支給実績見込額をそのまま計上させていただいております。

○佐藤委員

済みません。2回説明させてしまって申しわけないです。

ことしから、この児童扶養手当が見直されるというか、条例の少し改正がありまして、就業意欲や就業が困難な事情を証明する書類の提出をしなければならないというようなこと

になってきているようでして、今から、2月、3月の時期、そういう証明書を出していただきという通知が行くようになってきているようでございます。

その中身は、「この手続をしなければ、4月から手当が半分になる可能性もあります」というような記述がありまして、いろいろな書類を提出しなければ、そういうおそれを感じてしまう、そういう状況のようになっていくというふうに聞きました。

そういうところで、今、お母さんたちが、その児童扶養手当をいただいている母親とか、そういう扶養義務者は、不安定雇用が多く携わっていて、雇用主やその上司などに、雇用証明書を出していただきたいというようなことが、なかなか言いにくいという環境もあるようでございます。

あるいは、また、職安に行って求職活動をしている場合には、実際に面接を受けた会社に、採用選考証明書を発行してもらおうというようなことも要求されている、こんな状況にあるようなのですけれども、この点についてはどのように窓口としては理解をしていらっしゃるでしょうか。

#### ○小川こども福祉課長

佐藤委員がおっしゃるように、平成14年に児童扶養手当法が改正になりまして、平成20年4月から、本来の本則どおりでいきますと、約2分の1に減額されるという事態になっておりました。

今般、施行令といいますか、省令の改正でもって、それが延期されると。ただ条件があります。それは現に就業している方については従来どおり差上げますと。もしくは、就職活動、自立を図るための就職活動をされている方についても、従来どおり差上げますと。ただ、何もしていない方については、原則に従って2分の1相当額に減じますというのが、今回の流れでございます。

今回、8月に向けて、現況届の提出には、先ほど佐藤委員がおっしゃるように、就職活動をされている方は、源泉徴収票とかそういうのが添付されるので、問題はないかと思えます。

問題は、無職の方で、求職活動中という方が、ハローワークに行った事実行為、それから、もしくはハローワークを通じないで、会社面接に行った場合については、事実行為をあらわすような証明書の添付が義務づけられるようでございます。

こうなれば、当然、その現況届の提出期限までに、なかなか用意できない方もおろうかと思えます。その辺については、ちょっと柔軟に対応してまいりたいと思っております。

#### ○佐藤委員

病気にかかっている方は診断書を求められれば、数千円の診断書を医師に書いてもらわなければならないというようなことも含めると、なかなか大変な、経済的負担もかかるし、その気持ちの上での負担も大きいかというふうに思います。ぜひ、窓口の対応を柔軟にさせていただいて、その方の労働意欲が確認できれば、従来どおりというようなことも含めて、柔軟な窓口対応をお願いしたいというふうに思います。

次いきます。母子健康センター運営管理に要する経費なのですが、ことしの初めに、母子手帳をもらいに行ったのですけれども、私じゃないですよ、若い、今からお母さんになる娘が行ったのですが、その子が、何か余り人数がいなくて、六、七人だったらしいのですけれども、非常に寒かったというのです。余り体調がよくないときのただけけれども、階段を3階まで上って、そして行ったら、寒くて寒くて、足のつま先が冷たくなって、本当に



大変だったと言われたのですが、ことしは灯油も高いし、そういう意味では寒さも一段と厳しい感じがしたのですけれども、藤原委員も前から言っていますが、全体的な母子健康センターのさまざまな機能をつけ加えた考え方も、必要ではないかというようなこともありまして、その辺の実情をどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○岡田健康課長

本当に寒い思いをさせてしまいまして、本当に申しわけなかったと思うのですが、暖房につきましては、都市ガスに変わったのです、2年ぐらい前だったのですが、都市ガスは熱効率からするとちょっと余りよくない部分がございます、私どもとしては、事業の開始を本当に前もって部屋を暖めているつもりではあったのですが、何か寒い思いをさせて申しわけなかったというふうに思っております。

○佐藤委員

今、申しわけなかったと、一回言ってしまうと終わりますから、いいのですが、冬は毎年来ますし、いろいろな意味でそろそろその建てかえ計画とか、母子健康センターの持ち方とかを考える時期ではなからうかなというように思うのですが、そういう計画について、構想でもお持ちであればお話しください。

○岡田健康課長

ただいまのところでは、特にはその計画についてはございません。母子健康センターの建てかえについての計画という御質問でございますか。（「まあいろいろです」の声あり）

○佐藤委員

大変ですから、いいですそこは。また改めてということで。

次、95ページの、ごみ減量に要する経費なのですが、ごみの取っ手のつく袋をぜひ市民に、縛る口のないところとあわせて、縛り口のある袋もつくってほしいというお願いをされていて、「検討します」という返事だったのですが、その後の状況はいかがでしょうか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

ごみ袋につきましては、構成1市3町にそれぞれ取り扱い要綱というのがございまして、多賀城市でも指定ごみ袋取り扱い要綱がありまして、この中に、「レジ袋式をまず追加する」と。これによって、業者さんが製作し、販売が可能になるということで、現在、卸売業者の方と打ち合わせを行っております、4月になったら、4月何日というのはわからないのですが、販売されるものと思っております。

○佐藤委員

どうも長い間御苦労さまでした。ありがとうございました。

6番からもう一つあるのですが、だめですか。いいですか。3点で。もう一つだけいいですか、済みません。

113ページの、観光宣伝に要する経費のところ、（「4款までです」の声あり）4款までですか、済みません、失礼しました。

○中村委員長

ほかにいらっしゃいますか。

○深谷委員

資料6の95ページ、ごみ減量に要する経費のちょっと関連といたしますか、高橋地区なのですけれども、隣が福室で、粗大ごみの日ですとか、普通のごみの日でもなのですけれども、仙台市の方が多賀城のところにごみを持ってくると。その一番多い場所が、ちょうどカーブになっていて、花屋さんがあって、その隣がごみ置き場なのですけれども、そのところで、道路があって、道路の本当に3メートル先は仙台市で、仙台市の方が捨てていると。それを高橋二丁目の方が注意というか、やめてくれと口で言って、ちょっと口論になってしまって、でも結局また捨てられると。あとは車で運んできて、そこに捨てて、立ち去ってしまうというような方々がいらっしゃって、高橋地区の方では、例えばごみが、「ここは多賀城のごみ捨場」というような、鉄プレートのようなものを、今張りつけてやっているのですけれども、その辺で行政側の対応としては、今後どのような対応をしていただけるのかと思っております。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

いつも本当に御迷惑をかけています。

それで、場所的にはっきり教えてもらって、あと職員が朝出ますから、まずそういう対応をさせていただきます。

○深谷委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

○松村委員

49ページ、障害者自立支援給付費で、コスモスホール改修と、また、あと増築工事ということで載っておりますが、これをされてからの事業ですが、何かいろいろ変わると思うのですけれども、この工事の目的というのですか、どのような事業をその後するのかということ、詳しく御説明いただきたいと思っております。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

一般質問の方の中でも、その運営についてお話しされておりましたが、実質、今現状のコスモスホールを機能的に、自立支援法に基づく、これでいきますと、生活支援センターなのですけれども、将来的にはその3障害を受け入れる相談を、そういったところでしたり、もしくは、相談というよりも作業指導、生活訓練、社会復帰、社会参加の促進を図ってきたいというふうに思っております。

○松村委員

今まで、コスモスホールは、どちらかというと精神障害の方主体のそういう作業所などが主だったのですけれども、今後、3障害の方たちもそちらでいろいろ相談とか、作業するようになっていく方向でやりたいということでしょうか。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

委員も御存じのとおり、障害者の中でも、その精神障害者と知的と身障者の中で、やはり一番難しい状況の中で、とりあえずはその精神障害者の中の今現状のものを主体としていきながら、さらには、今言ったその3障害を受け入れるというような体制づくりをしていきたいというふうに思っております。

○藤原委員

No.6の53ページの、特養ホームの建設負担金、それから69ページの「太陽の家」の窓ガラス飛散防止フィルム、それから81ページの妊婦健診、71ページの乳幼児医療費についてお尋ねします。

最初の、53ページの、特別養護老人ホーム建設負担金なのですが、2市3町で、これは千賀の浦福祉会ですね、つくってやっているわけですが、理事をそれぞれの自治体から何人ずつ選ぶというのは、何によって決まっているのかという問題なのではけれども、いかがでしょうか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

これは、旧措置時代に、特別養護老人ホームを2市3町で共同で建てましょうというふうなことで協議をして、その結果、それを運営する理事会の理事は、各市町村から2名ずつ選出をして、運営に当たっていただきましょうというふうなことを申し合わせております。

○藤原委員

要するに、2市3町の自治体間の申し合わせなのだとということですね。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

そのとおりです。

○藤原委員

ところが、最近、多賀城から選出されている理事長の方の運営に、不満があってといいますか、抗議の意味でといいますか、松島の理事さんが何か辞職をなされたそうなのです。そうしたら、その理事長さんは、松島から出さないで、松島の分を減らして、多賀城から出すというふうなことを言い始めた。

それで、いろいろぐしゃぐしゃとといいますか、そういう問題があったというふうに聞いていますが、それは事実ですか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

事実でございます。

○藤原委員

それは、その千賀の浦福祉会をつくった経過、2市3町の申し合わせからいうと、理事長の方にそういうことまで権限は、私は付与されていないというふうに思うのですけれども、そういう認識はいかがですか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

先ほど、当初の理事につきましては、もちろん市町村からの推薦というふうな形で、人数の方を決定しておりますが、これまでの歴史の中で、例えば塩竈市の方から3名になったり、各町の方はお一人だったりという、ちょっとそういった歴史がございます。

その理事の推薦の人数については、まずその経営とといいますか、その運営母体である理事会の方で素案をつくりまして、その理事会で承認を得たものを、市町村の方に打診をして、これは担当課長会議やそういったところでいろいろもまれるのですけれども、そういった

形で最終的な了承を得て、推薦の理事の枠組みがこれまで決定されてきているという経過がございます。

したがって、今回のお話も、まずは理事会の中で、例えば松島町からの推薦ではなくて、個別に別な方を選任したいというふうなことは、理事会でのまず決定が最優先になるというふうなことになりますので、それを受けまして、そういう打診が松島町の方にあつたのではないかというふうに思います。

○藤原委員

私は、明らかに、これはもう理事長の越権行為だと思うのです。最終的にはどういうふうにして決着がついたのですか。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

まず、評議委員会という理事会の下に下部組織がありまして、2市3町の担当課長も入っているのですが、その評議委員会に人選の案が上程されまして、そこで一たんは否決をされまして、その後、また評議委員会、理事会が開催されまして、従前どおり松島町さんの方から推薦を受けるというふうなことで、最終決定を見ております。

○藤原委員

最終的にはそういうふうになって、従来の枠組みは守られたということでもいいのですが、いろいろな問題が聞こえてくるのです。この多賀城選出の方については、そういう意味で、やはり従来の2市3町で共同してつくって運営してきたその枠組みを、壊すような、あらぬ混乱を招くようなことは、やはり慎んでもらいたいと。松島からもどんどんそういう話が聞こえてくるのです。

そういうことで、議会でも話題になったということで、私は、お金も出しているのです、それぐらいは言っているのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次が、69ページの、「太陽の家」の窓ガラス飛散防止フィルムの件ですが、大変いいことだと思います。実は、地震対策のときに、特に学校が危ないのではないかと、しかもベランダのない学校が、2階、3階から窓ガラスが落ちてきたりすることを想定すると、非常に危ないのだと。だから、このフィルムが非常に重要なのだということを提起したことがあったのです。

それで、これは「太陽の家」に限らず、保育所でもそうですし、特にそういう子供さんを預かる場所、児童館などもそうだと思うのですが、何か今回目についたのが、その「太陽の家」だけだったのですが、ほかのところはどういうふうな対応になっているのかという問題なのですが。

○小川こども福祉課長

お答えします。

こども福祉課所管の施設に関しては、それぞれの保育所の耐震補強とあわせて、工事費の中に飛散防止フィルムの張りつけ業務も入っておりまして、その際全部、すべて終わっている形になっております。

ですから、耐震改修とあわせて全部やるということです。

○藤原委員

そうすると、こども福祉課関係については、保育所も児童館も全部終わっているというふうに理解していいのですね。

○小川こども福祉課長

来年、平成 20 年度で実施する桜木保育所を除きまして、今年度中に残りの部分については全部終わります。

○藤原委員

では、学校のことは学校のところで聞きますので、よろしくをお願いします。

それから、71 ページ、乳幼児、いろいろな方から話題になっていまして、やはり関心の度合いの高さを示しているなというふうに思うのですけれども、要するに、1 歳引き上げに 1,500 万円ほどかかるのだというお話でしたね。

それで、これは去年の予算委員会の際に、根本委員が指摘した件なのですけれども、去年までの予算から見れば、どういうことが言えるのかという話、去年までは 2,000 万円を計上していたのだと。そして、ことしから 3 歳以上ですか、2 割負担になるので、その自治体の独自の負担が減って、1,500 万円になるのだと。

そうすると、2 歳引き上げには 3,000 万円必要なのだけれども、今までは 2,000 万円計上していたと。そうすると、これまでの予算措置から見ると、1,000 万円あれば、あと 1 歳引き上げになるのだという提起を、去年、根本委員がしていたのです。非常に私は説得力のある主張だと思って聞いていました。

ですから、1,000 万円何とかならなかったのかということなのですけれども、私もちょっと一言言っておきたいのですが、一般質問で出したこともありますので、どうですか。

○鈴木国保年金課長

1 歳児相当の医療費 1,500 万円という金額は、私の前の課長から申し上げておりまして、昔も 1,500 万円です。

今回、3 割負担が 2 割負担になっても 1,500 万円でございます。

すなわち、何を申し上げたいかと言いますと、医療費は、先ほど余り伸びてほしくないと言いつつも、現実には伸びております。そのような医療費の伸びにも左右されまして、定額ではなくて、年ごとに負担割合が変わっても、なお医療費、ここに上げる予算金額というのは、上げていかなければいけないのかと、そんな思いをしております。

○藤原委員

何か私、わけがわからなくなってきたのですが、その竹谷委員が質問した行政評価の 44 ページなのだけれども、平成 18 年度実績が 2,056 万 9,000 円、19 年度も、まあ現時点での実績で 2,041 万円、そして 20 年が約 1,500 万円ですから、ですから 3 割負担が 2 割負担になって、確実に減ったのでしょうか。

ですから、これまでの予算措置から見れば、あと 1,000 万円足せば 3,000 万円になるから、上げられるのではないですかという話を去年根本委員がやったのです。非常に説得力のある主張でした。

ですから、あと 1,000 万円という話なのです。なぜ 1,000 万円措置できなかったのかと思うのですけれども。

○鈴木国保年金課長

お話の点は理解しております。ここの7目をごらんいただくとわかりますけれども、7目の中の説明欄2節、対象年齢拡大事業費、確かに減ってございます。ただ、その上に、ゼロ歳から2歳までの医療費の増加、この7目の中で、心身障害者の医療費助成も行っております。この全体の金額を見ていただきますと、600万円ほどふえている状況下にもございます。このような医療費助成全体を見たもろもろの中で、現状に据え置くしかなかったというのが事務方の見方でございます。

○藤原委員

まあそれは厚生労働省の言い分と同じですね。自然増というのがあって、それをいつも2,200億円ですか、減らして、それで今の福祉は大変になってきていると言っているのです。ですから、制度的に言えば、根本委員が言っていたのは正しいでしょう。どうですか。

○鈴木国保年金課長

根本委員は正しゅうございます。

○藤原委員

ですから、これはやはり、いろいろな方がもう既に取り上げているから、ぜひ担当部長、市長とよく相談して、副市長ともよく相談して、これはぜひ、来年などということをおっしゃらないで、ことしの10月あたりからとか、これはよく相談して、考えてみていただきたいというふうに思います。

それから、81ページ、妊婦健診の件です。去年までは約1,600万円かかったのだということですね。2回で1,600万円かかったと。ことしは3回で3,182万7,000円かかったということなので、1回当たり1,000万円強かかっているのだというふうに理解していいのかどうかと。

さらに、そのもう1回ふやして4回にするには、あと1,000万円必要なのだというふうに理解していいのかという問題なのですけれども、これはいかがですか。

○岡田健康課長

それではお答え申し上げます。

1回、平均でということではなくて、5回もし実施した場合には、今の、今回の予算額と比べまして1,000万円は必要になります。

それで、1回の健診料、それから、あと2回、3回というその健診料そのものが、料金そのものが検査項目が異なっておりますので、一概に1回につき幾らというふうな形では出せないというふうに思います。

ですので、トータルで申し上げますと、5回もし実施する場合には、今年度の予算にプラス1,000万円以上は必要になってくる形になります。

○藤原委員

4回だと幾らですか。4回だと。

○岡田健康課長

4 回の場合ですと、4 回にした場合ですと、（「計算してなかったらなかったでいいです」の声あり）六、七百万円になると思います。（「そうですか」の声あり）

○藤原委員

これは、5 回はきちんと計算していたというところが、非常に大事ですよ。厚生労働省も、「5 回は最低公費負担でやりなさい」と言っているわけです。ですから担当部署も本当はやりたいのだと。それで 5 回は計算していたと。4 回は眼中になかったと、こういうことになるのです。

それで、要するに、検査項目がいろいろ変わってくるので、一概に 1 回ごとに 1,000 万円じゃないのだという話ですね。こちらは、乳幼児と違って。そうしたら、これもあと 1,000 万円あったら 5 回やれるわけでしょう。これも何とかならないものですか。

仙台は 10 回にしたわけです。でもあれは見せかけの部分もあるのです。全額負担しないで、要するに一部負担にして、私は仙台の議員から聞いたのですが、本当は丸々にすると 5 回の分しかないのだと。だけれども、それを一部を負担にして 10 回にして、10 回だ、10 回だと、どうも近いうちに市長選挙もあるので、いろいろ工夫しているようなのですけれども。私は、政府が言っているせめて 5 回というのは、何とかならないかと。これもあと 1,000 万円で何とかなるのでしょうか。どうですか、これは、まず部長。

○相澤保健福祉部長

ただいまの御質問の妊婦健診につきましても、本来 5 回やりたいと。先ほどの乳幼児医療の方も 1 歳拡大、いろいろあと子育ての関係もいろいろあります。そうしますと、私たちの、全体的な予算からしても、1,000 万円単位ずつふえてまいりますので、相当な財源が必要かと思えます。財調から見ても、なかなかこちらに回してもらえる金額はございませんので、少し余裕が出ましたときに考えてまいりたいと思えます。

○藤原委員

部長のところでもそういうふうにはセーブしたらだめなのです。「私どもは何としてもやりたいのだ」と、「副市長、いかがでしょうか、市長さん、どうですか」と、そういう相談をしなければだめなのです。そこであなたが、部長のところでもめてしまうと、あとは話が行かないのですから。これは何とかしてもらいたいと、仙台を見ても、うちは見劣りするのだと、だから何とかこれはつけてほしいと、そういう相談をしますと言えればいいのです。そうしたら副市長というのですから。するのでしょう。

○相澤保健福祉部長

藤原委員の今の御指導をいただきながら、私、言葉をまた訂正させていただきますけれども、保健福祉部としては、あらゆる市民のためにやっていきたいと思えます。その辺については、副市長、市長と相談しながら、いい方向に向けてまいりたいと思えます。よろしくをお願いします。

○藤原委員

部長は相談すると言っていますよ。相談したいと。副市長、市長、どうですか。

○鈴木副市長

これは、先ほどの乳幼児医療、根本委員からもいろいろ御提案をいただきまして、そのときに、個人負担の率が下がって、財源がたしか 500 万円から 600 万円ぐらい、市としての財源が軽減されたのです。

その分をどのようにするかということの手当ての中で、妊婦健診をふやす方向に我々は使おうとしたのです。そして、当初のもくろみでいきますと、健診の回数をもっとふやせる予定だったのです。

ところが、県の医師会の方で、妊婦健診、14 回ぐらいすることになってはいますが、それが前は 14 回、大体均等の単価だったのです。そして今まで多賀城が無料にしていた 1 回目と 4 回目に、単価を非常に上げてきてしまったのです。1 回目が、従来は 7,000 円ぐらいだったのが 1 万 8,000 円ですか、その辺まで上がってしまったのです。

そういったことの中で、何とか、先ほどの乳幼児医療の金額が浮いた分を拡大しようと思ったのですが、たまたまそういったことの流れの中で吸収されてしまって、拡大できなかったということがございます。

そう言いながらも、周りの状況も踏まえたり、先ほど竹谷委員からも言われましたけれども、その少子高齢化の時代背景等も踏まえまして、財源上、許される範囲内でいろいろ検討はさせていただきたいと思っております。

#### ○藤原委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、私は、だから、例えばこととして言うと、鉄道高架事業の一般財源分で 1 億 4,000 万円、やはり余分に、余分というか、100 年に一回の事業にそういう負担をやっているわけで、これは本当に今の人たちだけが負担する必要はないわけなので、いろいろな組み替えもやって、過度の負担が今の人たちにかからないようにということで、提起もするので

す。

今、副市長の方から、非常に一歩も 2 歩も踏み込んだ答弁がありましたので、ぜひその方向での努力を期待して、私の質問を終わりにします。

#### ○板橋委員

先ほどの藤原委員の特老の件に関して、関連質問させていただきます。

今、理事さんは多賀城から行っておりますね。ただ制度が変わったのか、規約が変わったのかわかりませんが、事務長はどこから人選されているのか。あと、今の理事の構成メンバー。

それと、あとは、これ特別養護老人ホーム、ことしも六千数百万円計上されています、建設協力金。それで、今現在いかほど残っていて、あと何年これに対して償還しなければならないのか、その辺お聞きしたいと思います。

#### ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

まず、先ほども申し上げましたけれども、各市町から 2 名ずつの選任というふうなことで、理事会を構成しております。



それから、千賀の浦福祉会そのものとしましては、理事のほかに事務局長を採用しているようでございます。それは理事ではございませんので、事務局長はあくまでも千賀の浦福祉会が採用した職員というふうなことでございます。

それから、返済でございますが、まず、多賀城苑につきましては、平成 26 年度まで返済の予定になっております。

それから、松島の長松苑、これも特別養護老人ホームなのですけれども、この返済が完了するのは、平成 32 年度で完済する予定でございます。

#### ○板橋委員

そうすると、塩竈の千賀の浦福祉会と七ヶ浜の第二はもう既に終わっているのですね、返済の方は。それで、理事 2 名ずつということは、利府も入っているのですか。

あと、以前、うちのおやじも理事長でお世話になりました。そのときは、おやじにかわる前は、(4 文字削除) ○○○○さん、その後、うちのおやじがさせていただきまして、その後ですね、今、(3 文字削除) ○○○さんがなっているのは。おやじのときにちょこちょこ家に事務長が来られまして、多賀城から理事が出ているときは、事務長は塩竈からというような形で、何かうまく申し送りがあったやに聞いていたものですから、そういうふうな 2 市 3 町仲良く特別養護老人ホームを運営している中で、どの辺からそういうふうにして、今の事務長、どなたなのですか。

#### ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

大変申しわけございません。今、メモをしていたのですが、質問がもう四つも五つもになってしまったので、まず、清楽苑と七ヶ浜の第二清楽苑につきましては、多賀城市の負担分については、起債を使っておりませんでしたので、そのときの支払いで一括支払いで終わっております。

それから、先ほど、理事長と事務長は、多賀城と塩竈でというふうなお話でございましたけれども、これは一番最初に清楽苑ができたときに、そういうふうな方向で理事会を運営していきましようというふうなことが、申し合わされたようでございますが、その後、介護保険制度がスタートいたしました平成 12 年のときに、ちょっと内情といいますか、説明をさせていただきたいのですけれども、措置時代は、あくまでも市町村からの依頼で、いわゆるその入所判定委員会というのをそれぞれの市町村が持っていて、いわゆる施設の入所、要は、施設に入所するのを決めていたのは市町村だったのです。したがって、かなりのその経営に対して市町村が責任を持たなければならないという時代から、介護保険制度、これはあくまでも保険収入というふうなことに変わっていきます。

それから、もう一つ大きな違いは、施設の入所者は、市町村が決めるのではなくて、施設側が決めていくというふうに、制度が大きく転換しました。

私も介護保険制度創設のときに携わったものですから、これからの千賀の浦福祉会の運営について、いろいろ事務方でお話をしたときに、実は、赤字補てんの問題というふうなものがありまして、千賀の浦福祉会の創設は市町村が創設をしたという経緯がありますから、赤字が出た場合は市町村が補てんしてくださいと。しかも 5 年間赤字補てんをしていただいとというふうな話があったのですが、市町村側としましては、これから先、いわゆるその保険収入で十分賄える、そういう運営をしていただきたいので、赤字補てんはできないと。いわゆる経営というふうなものに対して市町村はどこまで口出しができるのかというふうなことで、再三再四お話をしたのですが、最後までお話がまとまらずに、とりあえず 1 年間、介護保険制度がスタートしたら、1 年間様子を見てみましょうというふうなことで、

そのときはそういう決着になったのですが、その後、千賀の浦福社会はずうっと黒字続きで、これまで市町村の方に赤字の補てんを協議されたことは一度もございませんでした。

そういうことで、2市3町といたしましては、今後健全経営をしていただくというふうなことで、そういった赤字補てんはもうできませんというふうなお話は、評議委員会や理事会の方に申し入れをしているところでございます。

そういう中で、千賀の浦福社会が、今後、保険料の給付費も大分見直しがされてきて、経営も大変だというふうなお話もあるものですから、千賀の浦福社会自体が健全経営に向けて、どういうスタッフ、理事のあり方、理事会のあり方、運営のあり方をしていったらいいかというふうなことを、試行錯誤しながら、理事会の中で方針を決めているようでございます。

その中で、事務局長は専任というふうなことで、職員を雇い上げたようでございますが、採用をしたようでございますけれども、そういった経緯で、今、千賀の浦福社会が独自に経営というものに携わって、運営をしていると。それをある程度、市町村は側面からちょっとバックアップをしているというふうなことでございます。

それから、利府町からということなのですが、もちろん利府町の方には特別養護老人ホームができたのですけれども、2市3町でこれまでどおり出資してつくるということではなくて、プロポーザル方式で、利府町の方は、土地だけは利府町さんの方で無償で提供しておりますが、建物につきましては厚生福祉の方で建てて、千賀の浦福社会とはもう一線を画していますけれども、千賀の浦福社会の方へは理事が選出されております。

#### ○板橋委員

市と町ですね、村はないですね。

そうすると、結局まだまだこういうふうにして、建設に対しての負担金が出ていますから、2市3町ではまだそれだけの千賀の浦福社会に対してのお話しする権利はございますね。その辺はもうないのでですか。ですから、事務長がだれだかお話しできないのですか。その辺、できなければできない、できるのだったらできる、はっきりしてください。

#### ○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

事務長は(2文字削除)〇〇さんという方でございます。

それから、どこまで口出しできるかというふうなことのお話ですけれども、経営についてはできるだけ市町村はかかわり合いを持たない方向で、これから進めていきたいということで、評議委員会その他、2市3町の担当課長会議の中でもいろいろ協議を進めているところでございます。

#### ○藤原委員

いろいろな経過があって、いわゆる介護保険等が導入されて、措置制度から保険制度に変わったので、状況も変わってきたというのはわかります。

ただ、できた経過からすると、私は、やはりそれぞれがお金を出してつくっているわけですから、私は、はい、あとは御自由にとはならないと思います。

私は、2市3町も受け入れ体制いろいろできているわけですから、2市3町、例えば千賀の浦福社会を解体をして、それぞれの社会福祉協議会に戻すとかとなったら、それはわかります。ただ、その経営環境が変わったからといって、2市3町がお金をいろいろ出してきた

ものを、はい、あとは、その環境が変わったので、理事会さんどうぞというふうには、私は単純にはならない。特にいろいろな問題が出ていますから、今、いろいろぎくしゃくが出てきているから。私は、ちょっと今のは、経営はお任せというのは、これはまずいと思います。

何回も言いますが、それぞれの社会福祉協議会に戻して、それぞれの自治体が目が届くようになれば別ですけれども。でないと、2市3町のお金を集めてつくったその組織が、ある意味、特定の人たちに自由に使われるというようなことだって出てくるのですよ、これは。そういう問題が。ですから勝手に、松島から理事を出さないなどということを出すわけでしょう。私は非常に危険だと思うのです。今の状況というのは。

ですから、単純に、理事会にお任せだというふうにはならないと、現状では、700万円近くも毎年金を出しているのですから、そういませんか。まず担当から聞いて、部長に聞いて、次、副市長に聞いて。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

これは、先ほども申し上げましたけれども、決して勝手にお任せしているというふうなことではなくて、それぞれの市町村から選出された理事の方々、いわゆる理事会にすべて協議事項として、議題として出されて、それぞれ選出された市町村からの理事の方々の意見を集約して、理事会の決定事項というふうなことになります。

それを、すべて市町村が受けるかというふうなことではなくて、やはりその理事会で決まったことを市町村の方にフィードバックしていただいて、それで市町村の方にも特に問題がなければ、それはそれで健全経営を目指していただければよろしいですし、やはりそういった経営というふうなことを念頭に考えていくと、いろいろ波風が立つ場合もあるかもしれません。すべてが順風満帆に進むというふうなこともちょっと考えづらいので、たまたまそういう問題が出てくることもあるかもしれませんが、そういう場合には、私たちの担当課長会議の中でも、決定できないものについては、首長会議、いわゆる広域の首長会議の方に報告をしながら、いろいろアドバイスをしたり、していつている状況でございますので、何かあたかもある特定の人が、私利私欲に任せて、（「そんなことは言っていません」の声あり）何か勝手にやっているというふうに、ちょっと今聞こえてしまうのですけれども、決してそうではなくて、合議制の中でやっているものというふうに私は受けとめております。

○藤原委員

私は、私利私欲とは一言も言っていません。私利私欲とは。ただ、独断専行はありますよ、間違いなく。ですから、それはきちんとそれぞれの自治体から出ている理事者、それから評議委員会等できちんとチェックすべきだし、ここからいろいろな情報についても、2市3町でつくったわけですから、今、答弁があったように、きちんと上の方に報告をして、適切に解決できるような対応はきちんととっていただきたいと。

何度も言いますが、私利私欲などと言っていませんからね、私は。独断専行があるということ。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

大変申しわけありませんでした。私利私欲は削除していただきたいと思います。謹んでおわび申し上げます。独断専行というふうに訂正していただければと思います。

なお、これまでの経過その他につきましても、すべて市長の方に報告をしてございますので、それでかえさせていただきたいと思えます。

○中村委員長

ほかにいらっしゃいますか。

(「質疑なし」の声あり)

○中村委員長

以上で第3款から第4款までの質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開は午後2時35分でございます。

午後2時21分 休憩

---

午後2時35分 開議

○中村委員長

再開いたします。

最初に、保健福祉部次長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○本郷保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

訂正の依頼でございます。先ほど、松村委員への答弁中、「地域活動支援センター」と言うべきところを、「生活支援センター」と何か言ってしまいましたので、「地域活動支援センター」というふうに訂正させていただきます。済みません。

● 第5款労働費～第7款商工費

○中村委員長

次に、第5款労働費から第7款商工費までの質疑を行います。

○佐藤委員

113ページの、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの関連でお聞きいたします。いろいろ、主に多賀城の遺跡、西部の方の遺跡を中心にして、観光キャンペーンを繰り広げていくのだと思うのですが、貞山堀についてはどの程度、県の構想では触れていらっしゃるのか、わかるところでお答えください。

○高倉商工観光課長

貞山運河、魅力再発見事業という形で、昨年から協議会が組織されまして、貞山運河が通っている市町村、それから県、それからNPOを初めとする貞山運河の研究会等々で組織されております。

県の方としましては、先日、貞山運河の状況の視察がありまして、私、参加をしてまいりました。協議会は名取市が中心になって組織を立ち上げておりますけれども、県の考え方がどうなのだろうかというふうなことを、一応協議会の席上、質問いたしましたら、県の方としましては、貞山運河については、防災上の観点から別組織を立ち上げているというふうな御回答がございました。そのような形でございます。

○佐藤委員

防災上の観点、そうすると、今回のキャンペーンの中には、構想としては入っていないのでしょうか。

○高倉商工観光課長

県も一応オブザーバーのような形では入っております。

○佐藤委員

私の質問が悪いのでしょうか。デスティネーションキャンペーンで、貞山運河を観光として、お客様にお知らせするというか、みんなに知っていただくというような構想の中に、貞山運河は入っているのかどうかという質問なのです。県で。

○高倉商工観光課長

大変失礼いたしました。（「いいえ、私が悪いのです」の声あり）委員と貞山運河が結びついてしまったものですから。

今回のデスティネーションキャンペーンというものについては、県が主導的な立場で、全県下の市町村で組織しておるわけですが、貞山運河全体についての取り組みについては、特段項目としては入っておりません。

○佐藤委員

県では入っていないということで、協議会というものが立ち上がった直後ですので、そういう位置づけの中ではまだまだ認識として弱いのかというふうに思います。地元の議員としても、住民としても、そういうところでもっとアピールできるように頑張りたいというふうに思うのですけれども、多賀城市としては、貞山運河について、今の船がいろいろ係留されている状況を含めて、どのようにキャンペーンをしていくのかという予定などは、お話し合いなどはしたことはあるのですか。

○高倉商工観光課長

貞山運河は、全国の中で一番長い、49キロメートルにわたってつくられているということで、そういう意味でも非常に有名なのですが、これをどういうふうにご利用していただくということについて、実は今まで、単一の、市で考えているところもあるのですが、全体としての取り組みというのは今までなかったことは事実でございます。

したがって、今回、国土交通省の、たしか補助事業を受けて、再発見魅力事業という形で取り組みしていくという中で、デスティネーションキャンペーンというのもあるので、積極的に事業展開をしていくという方向性は、協議会の中でも一応話題とはなっております。具体的なその事業の内容だとか、事業の取り組みのスケジュールとか、そういうものについては、これからの協議会の中で恐らく話し合われるだろうというふうに考えております。

○佐藤委員

名取が主になのですが、ずうっと矢本の方から来ている河なもので、そのいろいろな筋道、ストーリーが考えられると思うのです。そういうストーリーをつくったり、調査したり調べたりしながら、ぜひ多賀城も乗りおくれぬように、貞山運河観光開発については、十分時間をとって、余裕をとって、勉強を重ねながら準備をして、私たちにもそれを呼びかけていただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

○相澤委員

97 ページ、多賀城市地域職業相談室というところについてお聞きいたします。

たびたび出ています行政評価の取り組みの中では、88 ページに書いてありまして、その表を見ますと、成果指標に、平成 19 年度当初 360 名ですか、見込みで 710 名、そして 20 年度になるとまた 360 名に下がってくるような感じがするのですけれども、これはなぜでしょうか。

○高倉商工観光課長

行政評価の評価表の方の数字としては、当初 360、それから見込み 710 というふうに載せておりますが、一応 360 の数字というのは、こういう地域職業相談所の一つの就職の数というのは、月 30 名という単位になって、一つの目標となっております、そこから 360 というふうに出したわけなのですが、実際、1 年間やってみて、この倍の人数が実際に就職しているという実態が明らかになったわけでございまして、したがって、見込みの数字には 710 という数字を入れさせていただきました。

710 なら、なぜ来年も 360 なのだというふうなことだろうと思いますが、それは、先ほど申し上げましたように、30 という一つの目標値を、12 月掛けて入れておりまして、当然この数字は、そういう指標に基づいての数字でございますので、実態は恐らく上がっていくだろうというふうに期待をしております。

○相澤委員

ぜひ伸ばしていただきたいと思います。私も市民相談で、この関係、就職相談というのですか、何件かいただいております、特にニートやフリーターと呼ばれる方の親御さんの方から、「何とか」ということで相談いただくたびに、この相談所を紹介しております。

ただ、場所の説明が、文化センターの北側で、生涯学習支援センターの南側でと、そうするとなかなか場所の説明が難しいのですけれども、そういう中で、1 例を紹介したいと思っておりますけれども、年配の御夫婦から、実は相談いただきました。この御夫婦は中小企業というか、零細企業というか、その中で御主人が肺がんになりまして、大手術をしまして、仕事ができなくなって、私のところに相談に来て、「収入がなくなったので、生活保護を受けなければならないでしょうか」という相談に来たのですけれども、私はそのときに、その職業相談所を紹介いたしました。「奥さんが働けるのだったら、働いてみたら」という形で相談しまして、そのときもなかなか、その場所の説明が一回ではなかなか覚えられなくて、二、三回かかったのですけれども、とにかくそこに相談に行きました。

それで、おかげさまで、その奥さんは、60 代の方ですけれども、介護施設に就職することができたのです。

当初、60 歳過ぎの人ですから、数万円ももらえればいいかなと思って就職したのですけれども、おかげさまで、思った 3 倍以上のお給料をいただいたと、この前、喜んで報告に来てくれました。ありがとうございます。本当に涙の出る思いでございます。

ですから、そのときに私思ったのです。せっかくこれだけの方が喜んで、これだけの実績、今、課長もおっしゃいましたけれども、予想の倍ぐらの実績があると。そして市長もこの前、いずれは中心部に持ってきてほしいというお話、私は、一刻も早く持ってきてほしいのです。

私の個人的な意見を言えば、観光案内所をあそこに持ってくるよりも、あそこに入れてほしかったという思いなのです。正直。それぐらい、今、御紹介した人が生活保護を受ければ、市から10万円とかいただく人が、自分で働いて、しかもこうやって市に税金を納められるような、逆転してしまっている実績があるのです。

いろいろな面で、恐らく前の課長が苦労して、そこを開設したという話も聞いていますけれども、よくぞ開設してくれたと私は思いました。本当に、これからのまちづくりには一番、地味ですけども、非常に大事な施設だと思います。

ですから、また要望させていただくとすれば、せめて看板、入り口が非常に地味な看板なのです。何か生涯学習支援センターと並んで、一番下に、黒くちゅちゅと書いてあるだけなのです。サラ金とまではいかないけれども、もうちょっと派手な、わかりやすい看板なり矢印なり、だってしょっちゅう生涯学習支援センターに行っている方でさえ、あその入り口はわからないのですから。そうでしょう。少なくとも水道部から入っていくところにもあっていいはずなのです。案内が。裏の裏の、ぐるっと回って、わからないところなのです、はっきり言って。ですから、せめてある場所のPRぐらいは、いろいろ工夫していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○高倉商工観光課長

大変ありがたいお話をいただきました。今、御紹介いただいたように、今、その多賀城市の住民の方々に、やはり積極的にそういうところで、職業の相談をやっていただきながら、就業についていただくというふうなことについては、そういう環境が整っておるわけでございまして、大変大きな役割を持っていながら、看板が小さいのではないかという、その御指摘は大変ありがたいと思いますので、それは検討させていただいて、できるだけ通っている方々に見えるように、あるいはそれを目的として来る方にもわかりやすいような看板を、設置を検討してみたいというふうに思います。（「よろしくお願いします。ありがとうございます」の声あり）

○松村委員

3点についてお伺いいたします。

まず、今の職業相談室の件1点なのですが、今の続きなのですが、今、塩竈にハローワークがございまして、あそこが大変奥まっでいて、交通の便も悪いし、大変利用者にとって不便だという声は、皆さんにも届いていると思うのですが、将来、多賀城市も今の職業相談室を駅前とかそういうところに持っていきたいというような構想も、あるようなお話も今ありましたけれども、その時点で、例えばハローワークを多賀城市に、駅前ということであれば、皆さんの、利用者の利便性を考えて、持ってくるというようなことは考えられるのでしょうか。

○高倉商工観光課長

今の職業相談室の場所は、言ってみれば間借りのような状態になっております。そういう事務所の環境というのは、決していい環境ではないだろうというふうには私も思いますので、今、委員から御指摘のあった、できるだけ駅の周辺にというふうなことについては、これはこれからの検討になると思いますが、駅前の再開発だとか、そういう具体的な検討が始まりますので、ですから、そういう中で、例えば商工観光行政の方からの提案として、そういう問題を提案するということは、これはできる話だと思いますので、約束はできませんけれども、そういう下地で考えてみたいというふうに思っております。

○松村委員

ぜひそういう動きも多賀城市としてしてもいいのではないかというふうに思います。やはり今の職業相談室はあくまでも相談室というのですか、そんな感じでありますので、もっと大きい機能を備えた、やはりハローワーク自体を多賀城に誘致するというか、そういう、国の機関でもありますので、そういうのも市としては、そういう動きをするということも大事だと思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、商工振興に要する経費、111ページになるのでしょうか、商工会館が移転いたしましたの、その跡地と建物の利用の件なのですが、今、どのような方向に進んでいるのかお聞かせいただきたいと思います。

○高倉商工観光課長

跡地の利用につきましては、商工観光課の問題ではなくて、あそこの利用については、市全体として考えていることもありますので、そちらの方で御回答いただければというふうに思います。

○内海総務部次長(兼)総務課長

普通財産といいますか、土地をお貸ししているのは私の所管ということになりますけれども、これは建物の持ち主といいますか、建物自体は商工会が持っていますので、そちらの意向も踏まえながらという形になろうかと思えます。

例えば、公益的な民間の施設であったりとかというふうな活用の方向も、もしかしたら視野に入れていいのかというふうな感じはしておりますけれども、いずれ今の時点では、商工会さんの方から、あの建物の方向といいますか、どういうふうな形にするかというふうな情報が、まだいただいて、私のところにはちょっと届いていませんので、その辺を伺った後に、ちょっと考えていきたいというふうに思います。

○松村委員

今、公益的な民間の方に対しての利用も考えている、というようなお話があったというふうに思いますが、多分、市の方にも、あそこの活用について、いろいろなところから要望が来ているのではないかと思うのですけれども、商工会の方からの、返事とかどうするかというのを待っているのではなくて、やはりそういう要望にこたえるためには、市の方からも、積極的に商工会館の建物を今後どのようにしたらいいとか、どうするかということに対して、検討をしていただきたいというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○鈴木副市長

まず、商工会館の建物につきまして、基本的なことをちょっと整理してお話をさせていただきたいと思いますが、建物は商工会の所有なのです。土地は市のものなのです。基本的に、商工会館が新しくなったことに伴って、商工会では基本はあれは取り壊しをして、更地で土地を市に返すということが基本になっています。

ただ、その中で、今お話があったように、もっと別の活用があるかもしれないということの中で、別な活用の道筋を、商工会であったり、市の中ですと市民経済部であったり、保健福祉部であったり、いろいろなところとのかかわりの中で、新たなその活用策も一つ視野に入れて、検討はしているのは今実態でございます。

ただ、まだそれは具体的にどういうというお話は、まだ今できませんけれども、ただ手をこまねいて見るだけではなくて、内部としてはそういったことの活用も含めて、いろいろ内部的な検討はしている。



ただ、繰り返しますけれども、建物の所有権は商工会ですから、いわゆる人の建物についてどうこう考えるということになりますので、その辺は慎重に今対応しておりますけれども、内部では検討しているということでございます。

○松村委員

ぜひ前向きに、皆様の要望にこたえられるように、検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう1点、最後なのですが、観光行政に対しての経費、113ページ、この辺からずうっと、DCなども含めましてお伺いしたいと思います。

まず、観光振興に関しては、私も今まで何度か、本市の史跡を活用して、もっと取り組むべきではないかということ、一般質問とかさまざまなお話しさせていただいておりました。

今回も一般質問でそのような部分も含めましてお話しさせていただきましたが、市長の施政方針のときも触れましたが、本当に市も観光振興に取り組む意気込みがあると、私はそう感じましたけれども、その辺まず確認させていただきたいと思いますので、これは商工観光課というよりは、副市長の方にお伺いしたいと思います。

○鈴木副市長

観光という範囲は極めて広い範囲になってきますし、恐らく具体には、多賀城の一つの多賀城独自の資源である文化財の活用ということも、いろいろ含まれてくるとは思いますけれども、確かに、ただあればいいということではなくて、そういったものの活用というのが非常に大事な視点になってくるとは思います。

ということで、先日の一般質問でもいろいろ、るる出てまいりましたけれども、国の方でも、歴史まちづくり法、略称ですけども、それを閣議決定をして、今国会に提案をされているということもございます。

その法律が決定されますと、6月後にその法律が施行されるということになりますので、そこから我々として、その法律に基づいたさまざまなその計画を立てていくということになります。その中には、いろいろ松村委員から以前から言われていました、いろいろなガイド施設であったり、そういったものの要素もさまざま入ってまいりますので、そういった計画の中でも、いろいろ検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○松村委員

市も観光振興には取り組む姿勢があるというふうに、確認させていただいてよろしいですね。

といいますのは、なかなか話が今までかみ合わないものですから、ちょっと一つ一つ確認させていただきたいというふうに思ひまして、ちょっとこういう質問の形になりましたけれども。

新法ができれば、なるべくそれを生かして、今後検討してまいりたいというふうに思うというふうな、今答弁だったと思いますが、まず、それはそれとしまして、ちょっと本市の観光の現状を、もう一度共通認識として確認させていただきたいと思うのですけれども、今、やはり多賀城は、観光ということに関してはかなりおくれしていますし、観光客がなかなか来ない、定着しないというふうに、皆さん、共通の認識だと思っておりますが、その辺の一番の原因は何だと考えていますでしょうか。

○中村委員長

商工観光課長。（「いえ、副市長の方に」の声あり）では副市長。

○鈴木副市長

これは、何か一つだけをとらえて、これが原因だということは多分言えないと思います。さまざまなものがあると思います。そこに行く道路であったり、例えばバスが来た場合の、そのバスの受け入れ先、駐車場であったり、今度おりた人の入る建物であったり、あと、そこで例えば物販などがあるとしたら、売るものは何があるのか、そういったことのもさまざまな複合的なものとして作用してくるものだと思っています。

ですから、何が原因かと言われても、複合的な全体のものとしてとらえていかなければならないのではないかというふうに思っております。

○松村委員

では、それは基盤整備のおくれというふうに解釈してよろしいのですか。

○鈴木副市長

ですから、今申し上げましたように、さまざまなものがあると思います。基盤整備それもあるかもしれません。いわゆる案内するソフト的なものもあるかもしれません。販売する品物もあるかもしれません。そういったものの全体的な複合的なものだというので、先ほど答弁させていただきました。

○松村委員

私は、もちろんいろいろなソフト面、ハード面でいろいろな部分があると思いますけれども、やはり一番観光振興のおくれというのは、基盤整備が原因であるというふうに私は考えます。

やはり、観光資源として多賀城を訪れる方は、やはり国府多賀城を目指して来る方がほとんどだと思います。ほかのところを見ようと思って多賀城に観光客が来るということは、まず、貞山堀などもありますけれども、多賀城の観光は国府多賀城かと思っています。

そういったときに、やはりそこに皆さんが訪れたときに、そこに来て、満足して帰るというか、やはりそういうようなものの基盤整備というものは、行政でなければできないのではないかというふうに思うのです。それが今まで非常におくれていたということが、私は観光客がなかなかここに定着していないという最大の原因ではないかというふうに考えますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○鈴木副市長

これは、役所の過去の反省として、物をつくってしまってから、後で何をするかと考えたのが、昔を振り返っての反省なのです。これからは、そこで何を展開するか、それをまず考えて、それに見合うものをつくる、そういうような時代になってきたのだらうと思います。

ですから、インフラの整備も必要ですけれども、そこで一体何を、どういうものの事業の展開をするかというのをまず決めて、それに必要なインフラはどう整備するのかというところからなっていくと思います。

ですから、それをやらないで、ただインフラの整備だけをしてしまって、それでもお客が来なかったら空振り状態ですので、それはちょっと好ましくない。ですから、こういったものを、観光というのですか、お客さんに来てもらうために、こういったものを展開していくのか、それをまず決めるのが先だろうというふうに思っております。

○松村委員

では、どのようにすれば観光客が来るような整備になると思うか、考えていることを教えてくださいたいと思います。

○鈴木副市長

これは、そういう確実性のある、具体的なアイデアがあれば、私はもっと、市の内部にいろいろな提案はしてきたと思うのです。

これから、先ほども言いましたように、今までは、その多賀城の観光資源というのは特別史跡ですから、特別史跡というのは基本的に手をつけられなかったのです。これからは、ひょっとすると、先ほどの新しい法律というのは、文化庁と国土交通省と農林水産省の3省共管の法律なのです。その中で、いろいろな手だて、手を挙げられる施策も展開できることに今なりつつあるのです。ですから、その中でいろいろなことをやはり考えていきたいというふうに思っております。

ですから、今、これというのは、今のところ私もアイデアとしては持っておりません。

○松村委員

今まではいろいろな複雑なそういう難しい課題もありまして、なかなかできなかったということですが、新しい法律もできまして、多賀城として公園整備として整備できる部分と、あと特別史跡、文化庁のそういう重要文化財の網がかかって、なかなかできない部分とで、二つに分かれている状況であります、現状は。

そうすると、やはりその公園部分というのは、これからの新しい事業で、ある程度市の意思で整備ができるふうになっていると、私は考えているのですけれども、そういった場合、やはり観光客を迎える玄関というのは、やはりあそこの国府多賀城駅、玉川岩切線がこれから走ろうとしているあの辺が、観光客を迎える、そういう大事な空間になってくると思います。

そこを、本当に来た方に満足していただけるような、魅力ある空間として、市はこれからはやれるような現状にあるわけですね。今までは確かに難しい部分があったと思いますけれども、そういうことで、ぜひ観光振興を目指す、何のためかといったら、やはりまちを元気にするためです。そういう意味から言ったら、ぜひこれに対しての取り組みというものを、積極的に考えていただきたいというふうに思うのです。

ところが、前段のいろいろな議論を聞きますと、本当に私も市の財政状況というのを考えた場合、確かに行政の方も大変だというのはわかりますけれども、やはりそういうふうに言って、いつまでも延ばし延ばしにしていたのでは、いつまでも変わらないと思うのです。ですから、そういう意味で、やはりあそこを整備するための投資する予算というの、私は大事だと思いますので、その辺はいつごろからやるというふうに考えているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○高倉商工観光課長

委員と副市長の議論をただ黙って聞いているわけにはいきませんので、担当課として、その観光行政をこれからどういうふうに展開していくかというふうな御質問でございますので、これまで多賀城の観光行政というのは、確かにほかの先進地のような観光行政という形ではやってきていない、これは皆さんも御承知のとおりだと思いますが、それは、やりたくともできない、あるいは、そういうものとは違うという一つの個性のようなものがあつたのです。やはり特別史跡多賀城というものの価値というものについては、一般的な観光地としてなじまないというのが、基本的なところに実はありまして、ですから、建物をばーんとつくったり、あるいはお土産屋をどーんとつくったりするというふうな形にはならなかったというのが、多賀城の大きな、私は観光行政がこういう形で今まで推移してきたというふうなことだろうと思うのです。

問題は、では、そのせつかく多賀城跡とかいろいろな重要文化財がある、そういう素材を持っているものを、ただそのままにしていいいのかというふうなことについては、やはりできるだけそれを市のPRとして、やはり観光の行政に生かしていこうという方向だと思うのです。

ですから、今、副市長が言ったように、まず多賀城市としてはどういう観光行政を目指すのかとか、あるいはどういうものをつくるのが、多賀城にとって、ほかの市町村にないものをつくっていくものになるのかということ、やはり先にそういう大きな計画をつくった上でないと、国土交通省がああいう事業を今度展開しますけれども、ただ手を挙げればよいということにはならないというふうなことだろうと思いますし、今までは特別史跡を、史跡の中に住んでいた住民の方々、二十数人の方だと思いますが、移転をさせていただいているのです。ですから、そういうベースづくりを今までやってきたというふうなことなので、何もやってきていないとか、何もなしというふうなそういう印象は、私はちょっとやはり違うのではないかとこのように考えているのです。

ですから、これから皆さんからも御質問あると思いますが、デスティネーションキャンペーンも、実は非常にそういう多賀城が打って出るいいチャンスなので、その中で何をしていくかというようなことだろうというふうに思います。

#### ○松村委員

今、高倉商工観光課長の方からもいろいろ御説明ありましたが、私は、ちょっと、いわゆる観光にはなじまないという、やはりそういうスタンスで今まで来たので、どうしてもいろいろ整備がおくれたし、そういう思い込みというか、思い込みと、私が……、そういう認識だったので、来たのかというふうに思います。

でも、果たしてそれで観光を振興するという意味は、やはりある程度経済活動というのですか、経済効果が生まれるような方向に持って行って、初めて観光の意味があるわけなのです。

ところが、今の現状では、そういうようなものというのが全然整備されていませんし、私はそれを、だからこれからはもう観光にも今力も入っているし、向いていることなので、これを生かして、観光客を呼んで、いわゆる経済効果が生まれるような、そういうような方向の体制を整備をすべきではないかというふうに、私はそういう意味でいろいろ言っているのですけれども、ですから、それを今後市がどの程度やる気であるのかどうかということが、私は非常にいつも疑問なわけなのですけれども、そういうので、ただ観光振興ということに対して、市がどのように考えて、本当にこれをやろうとしているのかどうか、そして、やはり産業の振興にまで結びつくようにするためには、どうしなければならないと思っているのかというようなことを、考えているのかということをお伺いしたいというふうな思いなのです。

それで、今までの現状はわかりますけれども、これからの観光振興ということに対して、そういう基盤整備というものを、どういうふうに計画してやろうとしているのか、それを聞かせていただきたいと思います。

#### ○高倉商工観光課長

現状認識については、さほど食い違いは恐らくないだろうというふうに思うのですが、委員がおっしゃるとおり、そのベースに立って、では何をしていくか、どんなことをして市を活性化していくのだろうか。ですから、そういう意味で、私たちは、市の活性化に、その史跡だとか、今まではどちらかという、余り表に出てきていないといいますが、マニアックな方々、あるいは、マニアックという言い方は……（「プロフェッショナル」の声あり）歴史にどっぷりつかりたい方とか、要するに、歴史に詳しい方々は、黙っていても多賀城を訪れているのです。ですから、おいでになっている方々の居住先を見ますと、ほとんど全国から来ていますね。それは文化財の方の史跡管理事務所でナンバーを控えたりしていますので、大体わかるのですが、要するに、観光を中心になって、あるいは商業活動を中心になってやはりやっていくのは、行政ではなくて、やはり市内におられる商店の方、あるいはそういう物産をつくっている方々、そういう方々がやはり中心になって動いていただかないと、全体的な活力が生まれまいだろうと思うのです。

したがって、観光行政の一つの方向としては、そういう商業活動とか、物産活動というものをごんごんやはりやっていただくというような、環境づくりだろうというふうに思います。

そういうこともあって、数年前から、観光協会では、「おいしい多賀城の味」という、そういう多賀城の物産というか、でとれているようなものを使った料理、あるいは多賀城をイメージするようなネーミングをつけた商品をつくっていただいていると。それをごんごんPRをして、お土産で全国に持って帰ってもらうというようなことなども、大変大きな、今までに余りやってきていない事業だと思いますので、そういう形での取り組みも行政としては支援していきたいというふうに考えております。

#### ○松村委員

そういう意味で、私は商工観光課が一生懸命、そういう商工会の方にも働きかけて、いろいろやっていらっしゃるということは私も理解しております。

今、課長がおっしゃいましたように、どちらかというマニアックな方、アカデミックな方が、本当に多賀城の魅力に気づかれて、すばらしいところだということで、そういう方が全国から来ていると。

そういう方だけじゃなくして、本当に歴史に関心のない方でも、やはり呼び込まないと、観光振興にはならないと思うのです。やはりそういうふうにするためには、どうしなければならぬかということではないかと私は思うのです。

では、今の状況で、そういう歴史にも余り関心がないような方を、多賀城の魅力として訴えても、来ていただいて、果たして満足して、皆さん帰られるのかといたら、それはもう現状を見ればわかると思いますけれども、そうじゃないですね。

ですから、やはりそういう人たちも来るような、そういう資源を生かして、そういう人たちも呼べるような、そして満足して帰っていただけるような、基盤整備というのが大事だと思います。

もっと具体的に言いますと、やはり皆さんの中に、あの辺に物産館が欲しいというのが、大きな声ですね。やはりそれを、私たちも、今ちょっと、景観形成事業で、私も一員として携わらせていただいているのですけれども、今いろいろコースを考えていますけれども、大体多賀城を見てもらうには、最低でも2時間コースぐらいが、皆さん、今ルートとして考えているのです。2時間コースとか半日コースとか、やはりそういうふうになって、あそこをゆっくりと見ていただいて、多賀城のすばらしさを満喫してもらうのであれば、必ず皆さんどこかで休みたいとか、何か食べたいとか、飲みたいとか、あとお土産を買っていきたくとかというのが、観光客の心理ですね。でも、そういう人たちを受け入れる施設というか、そういう基盤整備が、全然国府多賀城のあの辺にされていないというのが現状ではないかと思うので、それをやはり市としては、観光振興を考えるのであれば、真っ先に考えるべきではないかということで、私はそういう意味で話をさせていただいているのですけれども、副市長、いかがでしょうか。

○鈴木副市長

そういうことも含めて、冒頭でお答えさせていただきました。

○森 委員

1点なのですけれども、99ページ、農業委員関係なのですけれども、済みません。せっかくデスティネーションキャンペーンで盛り上がっているところ、申しわけありません。農業委員なのですけれども、説明時で、農業委員の報酬14名、定員14名ということでよろしいでしょうか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

そのとおりでございます。

○森 委員

この方たちの、議員からも板橋議員が委員として出ておりますが、構成を教えてくださいたいのです。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

農業委員会の委員さんの構成でございますけれども、公選で10名、それから学識経験者ということで、JA仙台から1名、それから共済から1名、それから議会からの推薦が2名でございます。合わせて14名でございます。

○森 委員

この中で女性はいらっしゃるのでしょうか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

現在はおりません。

○森 委員

では、今現在、県内における女性農業委員の現状についてちょっと伺いたいと思います。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

お答えいたします。

女性のいるところの市、町だけでよろしいでしょうか。（「はい、お願いします」の声あり）手元にある資料からお話しさせていただきますと、仙台市が3名です。それから石巻市1名でございます。この方は農協婦人部の会長というふうに伺っております。それから、名取市3名です。それから大崎市、これは東部と西部がありまして、おのおの2名ずつ、合わせて4名でございます。そのうち、議会からの推薦の女性の方が3名、それ以外の方が8名、合わせて11名というふうになってございます。

○森 委員

ありがとうございます。実際、仙台、石巻、名取、大崎というふうに、女性の方が結構登用されているような気がいたします。

多賀城市においても、この市に負けずに、女性の進出といいましょうか、男女平等社会の現状から、ぜひ採用してはいかかがと。ちょうど今般、多分改選があると思うのですけれども、まずはぜひその辺を考慮してはと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

ことし7月改選がありまして、選挙があるわけですけれども、先ほど構成内容をお話ししたように、公選で10名、それからJA仙台から1名、共済から1名、それから議会の推薦が2名ということで、農業者の方にも私の方から働きかけてまいりますので、どうか議会の先生方の方でも、その枠で御検討をいただければとこのように思います。

○森 委員

まず公選で10名というふうな枠でございまして、実際、その学識経験者の中でも、多分含まれるだろうというふうにごう思います。我々の方というふうなことではございますが、板橋委員もいらっしゃいますし、小嶋委員もいらっしゃいます。ぜひその辺のお力もかりて、農業関係の方ですと、その辺からも浸透させていただければというふうに思います。

逆に当局の方も、そちらの方、学識経験者等で対応の方をお願いいたします。

○昌浦委員

資料6の115ページです。使用料及び賃借料で、国府多賀城駅観光案内用プレハブ借上料、これ補正のときには、国府多賀城駅案内所というふうな、「所」が入っていたような気がするのです。これには所がないのですけれども、この辺、観光案内所ということで、私、補正のときもそれを想定してやったのですけれども、それで間違いないのでしょうか。

○高倉商工観光課長

補正の内容と文字が違うということですか。案内所、間違いでございます。（「案内所ですな」の声あり）

○昌浦委員

わかりました。案内所ということで資料にも載っていたのですが、これには観光案内、看板製作ですからそうなのですね。

それで、この間の補正のときの債務負担行為のときも質問させていただきましたけれども、それでは平成20年度でということなので、20年度予算の方で具体的なことを聞きたいと思っております。

案内所には専従の職員さんを置かないようなことを過日聞いたのです。それは私は勘違いでしょうか。案内所に女性の人などがずうっと、例えば1日のうちの10時から例えば5時とか、そういうのは置かないというふうに私にとっていいのかどうか。

○高倉商工観光課長

国府多賀城駅前の観光案内所につきましては、運営についていろいろ今検討もしておりますが、基本的には、多賀城駅前のような女性職員を配置するという考えではなくて、史跡の玄関口という性格もございますので、今、多賀城の史跡の中をボランティアガイドの方々が、土曜、日曜を中心にして活動しております。その方々の場所もない状態で、露天でやっておる関係もありますので、観光案内所の運営について、ボランティアガイドの方々と協働してやっていきたいというふうに考えておりました、そうなりますと、駅でおいた観光客の方を、ガイドの方がそこから案内して、史跡をめぐるというような活動もできると、それから、60歳を超えている方々、平均年齢でたしか69歳だと思いますが、70歳の高齢者もおります。ただ、その方々は、今、自分の活力としてガイド役を買って出ている方々でもありますので、そういう方々が集会的な事務所としても利用できると、いろいろなイベントのときの連絡の場所にもなるというようにいろいろな観点から、ボランティアガイドの方々と協働で運営をしていきたいというふうに、今のところ考えております。

○昌浦委員

先ほど松村委員の御答弁に、副市長は、今までは箱物をつくってから物事を考える云々という話をされましたね。これはそうじゃないですか。観光案内所ですよ。ましてやdestinationキャンペーン、旅の目的地のキャンペーンですよ。駅をおりたとき、どう行ったらいいのかどうかとか、それだけじゃないのです、観光案内所では。もろもろのことをあそこでさばっていますよ。極端なことを言えば、道案内もしているのです。観光案内所の人たちは。それを了としてやっているのです。どういってお考えなのかわかりませんが、少なくともそういう箱物をつくったら、いいですよ、女性を置かなくても、いわゆるボランティアの人たちが日が変わり、月曜日は何時から何時まで、だれだれとかというふうに、そして、その用を足せなければ、destinationキャンペーンをやっても、何だかさっぱりわからないという話になりませんか。その辺は考えていらっしゃるのですか、どうなのですか、それは。具体的に教えてください。

○高倉商工観光課長

多賀城のdestinationキャンペーンの一つの特徴として考えておりますのは、地元の方々が生で、そのおいでになった方々に、肉声で案内をすると、つまり、人と人との交流という大変大事な点を、多賀城のdestinationキャンペーンの大きな柱の一つにしております。

したがって、昨年のプレDCのときにも、ホテルメトロポリタンで全国の旅行エージェントの方々約600名ぐらいを招待して、そしてJRの駅長さん方と大キャンペーン大会をやったのですが、そのときの、仙台・宮城地区の代表に選ばれているのです、うちのボランティアの方々。そこで、やはりお話をさせていただいたのですが、やはり宮城県としても、多賀城の観光ボランティアが一つの素材になるというような、恐らく判断をされたのだろうというふうに思いますので、私どもはそういう方々と協働してやっていくのも、大変大事な考え、視点だろうというふうにとらえて、その観光案内所、まあ観光案内所は、ですからその人たちだけではなくて、例えばパンフレットだとか、それから道を聞かれたときの道の案内とか、そういうことも考えてやっていきたいというふうに思っています。

○昌浦委員



私の質問の仕方が非常に悪かったのですか、いわば、観光案内所ですが、最低1人は詰めてなければならないと思っているのです、私は。先ほども言ったように、何時からが適当かわかりませんが、10時から5時の間、それは大丈夫なのですねということを知りたいのです。ボランティアがどうのこうのではなくて、いわば間違っておりた方が、博物館どこですかというようなこともあり得ると思うのです。そういうときに、おりてきた人は必ずしも多賀城の政庁跡にだけ行くわけでもない、いろいろなことで来られる方もいると思うのです。だから、そういうときのために、だれかしらは必ずいるのですかということを知りたいのです。それはどうですか。

○高倉商工観光課長

その辺が実は問題でございまして、正直言いますと、観光ボランティアの方々とどういう体制だったら協力できるというようなところの詰めは、実はこれから、議会が終わってからやろうというふうに考えておまして、そういう方々と、今おっしゃるようなことも念頭に入れて、協議をして、お話し合いをして、今28名プラス新しい方が5人入ったのです。ですから32名の会員ですが、その方々と、あと、今月号の市政だよりでまた募集をかけましたので、そういう新しく入ってくる市民の方々も数名おるとお思いますので、そういう方々と協働してやっていくという観点で、例えば毎日、何時から何時まで詰められるかどうかというようなことを、実はまだ決まっておられません。これからその辺も含めて検討していきたいというふうに思います。

○昌浦委員

これ、考え方の相違なのでしょうけれども、少なくとも観光案内所というものを、駅のところに置くということは、ほかの観光地などでは必ず人が詰めていますよ、どこでも。それも考えないで、今から協議します、それはないと私は思うのです。それならつくらない方がいいですよ、かえって。中途半端でしたら。

いわゆるこのプレハブを置くというときに、どういう運用をしていくかというのは、想定してプレハブは建てるものじゃないでしょうか、その辺どうなのですか。

○高倉商工観光課長

ですから、想定は、今言ったように、観光ボランティアの方々と協働してやっていくという、そういう想定でございまして。

多賀城の、今、国府多賀城、正直言いますと、今、国府多賀城駅に観光目的で何人の方が実際にあそこの駅を利用しているのか、あるいはシーズンのどのくらいの方が、多賀城だとか史跡をめぐるためにおりているのかということについてのデータはないのです。したがって、そういうデータもやはりとらなければいけないというふうなこともありまして、そういう性格も含めて、いろいろ考えていきたいというふうに思っておりますので、昌浦委員がイメージしているよその観光地に行ったときの、きれいなというか、少し華やかな、ああいう観光案内所のイメージとはちょっと違うとは思いますが、将来の観光案内所のあり方、あるいは国府多賀城駅前に置くそういうサービス施設のあり方も、この際念頭に入れて考えていきたいというふうに思っております。

○昌浦委員

わかりました。私は別にきれいな観光案内所を想定して言っているのではないのです。普通の民家を改装した案内所もあります。要は、初めての土地に来た人たちに、きちんと用を足せるような案内所であってほしいというのです。思っているのは。

おりて、はて、ではどこに行ったらいいのだろう。「いやいや、わざわざボランティアガイドさん要りません」と、「私は健脚だから、行ってみたいのだけれども、どう行ったらいいのでしょうか」というときに、だれもいないのでは、単にパンフレットがあっただけで、何だ、この地図を見ていくのか、不安でしょうがないですよ。観光課長、あなた、自分がそういう旅人の感覚で駅におりたとき、だれかに聞きたいなとかというのは、素朴な本当の欲求だとは思いませんか。なら、観光案内所をそうして、ホスピタリティーを上げた方がいいですよ。もてなしの心の第一歩じゃないですか、それ。違いますか。私はその観点で物事を言っ、今まで聞いたつもりなのですが、どうなのでしょう。

#### ○高倉商工観光課長

恐らく余りイメージとしては違わないというふうに、私、受け取っておるのですが、そういうことも含めて、検討していきたいというふうに思っております。

#### ○昌浦委員

わかりました。

それでは、観光案内所続きで、去年のいつでしたか、ちょっと記憶が薄れたのですが、まだ多賀城駅前の長崎屋の方に観光案内所があったとき、私、ある若い女性の方たちに聞かれたのです。「七ヶ浜の国際村に行くバスはどこから出るのですか」と。あらっ、どっちのバスを教えたらいいのだろうと考えていたら、何か聞くところによると、歌手の何かイベントがあって、何かバスがそこに迎えに来ているはずだということです。シャトルバスが。私ではちょっとそのことはわからないので、「多賀城の観光案内所はすぐ直近にあるから、まあそこでお聞きになったらどうでしょうか」ということで、とりあえずは観光案内所の方に、あそこですと電話もあるから、問い合わせもできるだろうと思って、その女性たちに観光案内所の方に行っていたのです。

その後、どういうことでしたかと聞いたならば、お客さんは、多賀城市とか七ヶ浜町などという行政単位などというのはわからないのです。多賀城からともかく国際村にバスが出るのだと、いわば国際村は多賀城市にあるものだというふうに勘違いしていたのです。まずそれが1点。

2点目、いわば七ヶ浜のいろいろなイベントなどが、多賀城の観光案内所に、国際村のイベントのことなど、どんどん、どんどん問い合わせで入ってくるそうです。しかしながら、そのとき、国際村の方から、きょう、こういうイベントがあるというようなことは、連絡が前もってなかったそうです。何か、「ザ・ブーム」というのですか、宮沢だかという人のイベントだったのですね。私もろ覚えでその人の顔と、何を歌っているかは記憶ありませんけれども、いわゆる追っかけさんですね。東京から来られたそうです。やはり観光案内所というのは、やはりそういうふうな意味があるのです。

それで、ここで言いたいのは、いわゆる七ヶ浜の国際村であったにしても、多賀城の駅前の観光案内所に問い合わせがあるということなのです。この辺で、いわゆる七ヶ浜町のそういう関係機関とは連絡を密にする、そういうことをちゃんと、観光課長会議とか、そういうときにはやはり提言しておいてほしいのです。いきなり七ヶ浜国際村のお話で、イベント客がぼーんとあの観光案内所の目の前、そこから出発したらいいのですけれども、後でバスは、それが私が聞かれたのは午後2時四十二、三分だったのですが、3時に第1便のシャトルバスがそこに着いたそうなのですが、そういうことがありますので、今、私がいろいろと想定した観光案内所云々というのは、そういう機能も持っているのです。

逆に言えば、やはり連絡を密にして、きちんとやっていかなければならない、場合によつたら、七ヶ浜の方のパンフレットも置いてあげているのですから、七ヶ浜観光協会さんも含めて、タイアップして、何かそういうイベントなども含めてやるような考えもあるのかどうか、よろしくどうぞ。

#### ○高倉商工観光課長

実は、つい先日、そういう内容での打ち合わせをしたところでございまして、七ヶ浜と多賀城が、御承知のとおり、商工会が合併しております、今商工会の方にまちづくり委員会等々の、要するに多賀城と七ヶ浜のまちをどういうふうにしようかという、そういういろいろなことを考えている方々がおりまして、そういう方々も、ぜひ、今おっしゃるように、多賀城のあの駅前の観光案内所に、七ヶ浜のお祭りだとか、いろいろな情報をぜひ上げてほしいというふうな要望が上がっております、部分的には今までもやっているというふうに思いますが、掲示板でもつくって、多賀城・七ヶ浜、今月の行事メニューとか、そういうことを、あそこを通る方々がもう目にして、見えるようにやっていきたいというふうにも思っておりますので、今の御指摘は今後の方向を考える上で非常に参考になったと思います。

#### ○昌浦委員

デスティネーションキャンペーンそのものというのは、10月から12月と記憶しております。昨年、プレ・デスティネーションキャンペーンということで、10月から12月までやられたようなのですが、我が多賀城ですが、史跡等々も含めて野外なので、気候的な条件が悪くないかなとも思うのです。その中で、市としては、この10月から12月にかけて、いろいろなイベントを盛りだくさんにお考えなのでしょうけれども、二、三、今決まっているもので結構ですから、お示しいただきたいのが1点。

それから、2点目、やはりちょっと気候的に寒くなってきているので、先ほど課長からいろいろあったけれども、温かい食べ物等々を含めての何かお考えはあるのかどうか、その2点お伺いします。

#### ○高倉商工観光課長

1点目の、DCのそのイベント、ことしの本番のイベントの中身というふうなことなのですが、多賀城で今、やはり多賀城らしいイベントというのは、その期間、何をやるかということは、御承知のとおり、万葉まつりが10月にあります。それから、大伴家持という、要するに多賀城においてになったその歴史上の人物の最も有名な方の短歌大会、それから俳句大会、そういう今行われているイベントを、やはり広くPRをして、それを盛り上げていこうと。それから、万葉まつりなどをもっとメジャーにしていきたいというふうに考えておりました、特に万葉まつりについては、万葉という切り口で、2年後の平城遷都 1,300年という事業の事務局の方が、去年かおととして来ているのですが、ぜひ多賀城とも連携して、何かやりたいと、えにしを持つようなことをやりたいというふうなことを、お話をいただいておりますので、先日、電話をいたしまして、ぜひ多賀城でそのPRをしませんかというふうに、こちらからお誘いをいたしましたら、とても喜んでいただきました。

ですから、そういう意味で、少し、宮城県というその範囲だけじゃなくて、やはり全国的な範囲の中で、できるだけそういうデスティネーションキャンペーンの今ある多賀城の催し物を、やはりいろいろな方々においでいただくと、見ていただくというようなことを中心にしたイベント、あるいはその事業に取り組んでいきたいと。

それから、プレキャンペーンでもやったのですが、このデスティネーションキャンペーンの最も集客のすばらしいのは、JR6 社が全部共同でやるということなのです。したがって、駅の駅長さんたちがお勧めの「小さな旅」というのがありますが、その事業とタイアップした事業を取り組みをいたしました。ことしも5本、10月から11月にかけて、多賀城駅の方でPRをしていただいた企画に対して、私どもと一緒にコラボレーションといいますか、合同でやっていくというふうな事業なども行っていきたいというふうに考えておりますし、小さいものを含めて、さまざまなその期間のものができる、それから、駅前でイルミネーションをT・A・P多賀城がやっていますね。あのT・A・P多賀城の方々もぜひDCに加わりたいたいというふうなことで、お話をいただいたものですから、メンバーに入っただいて、あれもDCと関連でやっていこうというふうなことを考えて、いろいろそういうことを中心にした展開をしていきたいというふうに考えております。

それから、食べ物の件ですが、去年は、宮城・黒川地区、このエリアが仙台地域部会という部会になっておりまして、宮城郡と黒川郡の九つの市町村と仙台市と10の市町村が、一つの事業展開をやろうというふうなことがあります。その事業展開で何か切り口がないかというようなことで始まったのが鍋なのです。これは皆さんも一度はあるいは食べたことがあると思うのですが、多賀城で表に出す鍋がそのときなかったものですから、創作料理というふうな形で「やかもち鍋」をつくっていただいたら、これがまた好評で、いろいろなイベントのときに出していただいて、食してもらおうと。いずれこういうものは、どこかのお店で出していただくようなことを考えていきたい。それから、古代米を使った料理とか、それから二ろを使った料理とか、あるいはおそばだとか、そういういろいろな食からこの地域をPRしていくというふうなことも、あわせてやっていきたいというふうに考えております。

○昌浦委員

最後です。今、回答の中で、太宰府も意外と万葉まつりのような衣装を持っていらっしゃるのです。ですから、太宰府さんとか、それからあと奈良も、そのような関係の方などをお呼びするのも一つの手ではないかと、御答弁を伺いながら、そういう発想をちょっと持ったものですから、それも一つの、いわゆるそれでこそ友好都市というのがまた広まっていくのではないかと考えているところです。私からはこれで終わります。

○中村委員長

何人ぐらいいらっしゃいますか。

では、ここで休憩にいたします。再開は午後3時55分でございます。

午後3時44分 休憩

---

午後3時55分 開議

○中村委員長

再開いたします。

○藤原委員

資料6の97ページ、シルバー人材センターについてお聞きします。

最初に、96ページの繰入金の1,300万円というのは、これは多分シルバー人材センターへの補助金に対する財源ではないかと思うのですが、何からの繰入金なのか、最初お答えください。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

長寿対策基金からの繰入金でございます。

○藤原委員

長寿対策基金ですか、わかりました。

それで、これはお答えできる範囲でいいのですが、そのシルバー人材センターの事業と、かつて70年代ころまで、いや違いますね、80年代までですか、失業対策事業というのがありましたね。失業対策事業とシルバー人材センターの事業とどういうところが違うのかというのを、ちょっと解説していただきたいのですが。

○鈴木介護福祉課長(兼)介護支援室長

シルバー人材センターの事業そのものについては、あくまでも高齢者を対象としました、言いかえれば第二の人生で、地域に奉仕をしていくという趣旨ですので、いわゆる失業対策というふうにはちょっと考えていなかったのですけれども、ただ、中には、やはり生活のためにまだ仕事をなさっている方も、中にはいるようです。

○藤原委員

それで、ここで取り上げるのが適切かどうかとなるのですけれども、労働諸費ですから、とにかく貧富の格差がこれほど大きくなってきていると、生活保護以下の収入で、ワーキングプアと呼ばれている人たちがたくさん出てきていると。

そういう中で、老後の、第二の人生の生きがい対策のような状態では、これはこれで大事なのですけれども、これほど貧困がずうっと広がってきている中では、私はかつての失業対策事業的なものも、やはり考えざるを得ないような状況になってきているのではないかと。私も、まさか80年代後半、90年代あたりには、こういう日本になるとは思っていなかったのですけれども、これは多賀城市独自で解決できる問題でもないような気がするのですけれども、そういう社会情勢の変化を視野に入れて、かつての失業対策事業的なものを、もう一回やらなければいけないような状況になってきているのではないかと。国や県とも一緒になって検討しなければいけないような状況になってきたのではないかと、という問題意識を持っているのですがいかがでしょうか。

○坂内市民経済部長

確かに、今の現状を見ますと、昔の、今、委員がおっしゃいましたが、80年代の失業対策事業ということも取りざたされてきているのも、私、聞いております。

ただ、では何ができるかということになりますと、委員おっしゃるとおり、1地方団体ではこれは無理があるというふうに私も思っておりますが、では、何ができるのかと思って今考えましたら、ちょうど地域支援の職業相談所とかありますが、ただ、職業相談でこれまでの生活が維持できるような職業につけるかといえば、そうでもないということで、大変難しい問題と認識しております。

○藤原委員

私も、いわゆる議会では初めての提起です、これは。大体、現状認識についてもかなり大変なそういう人たちが出てきたということは、認識では一致しているようです。

それで、かつての失業対策事業というのは、本当にもう仕事がなく、食っていけなくて、そういう人たちに対して、公園の整備だとか、そういうのを市が請け負わせて、それで日銭を稼いで生きていくと、そういうふうな事業でした。それがもし働く場所がなければ、もう保護とかとなってしまうわけです。

そういう意味で、議会では初めての提起ですから、これはぜひ研究をしていただきたいと。県とも相談したり、あるいは隣の塩竈とも相談したり、ぜひこれは研究課題にさせていただきたいと思っているのですがよろしいでしょうか。

○坂内市民経済部長

研究させていただきたいと思います。

○藤原委員

それから、もう1点、観光の問題ですけれども、1月10日に、デスティネーションキャンペーンの学習会がありました。2市3町の議長会の主催で、大変時宜に合ったタイムリーな学習会であったということで、議長、副議長には大変、私、感謝しております。

それで、そのときに、その講師はJRからデスティネーションキャンペーンの方に派遣されている方で、JRの方だったですね。そのときに、私が質問したのは、現状ではやはり松島の観光客と多賀城を見ると、かなりの、一けた、差があるわけです。ですけれども、「奥の細道」ということを知らない日本の人はほとんどいないのだと。だから、多賀城の政庁と塩竈神社と松島と、こう「奥の細道」ということでルート化して、観光開発できないものだろうかという質問をしたのです。それは旅行者から見て、どのような魅力なのか、どういう位置づけなのだろうかという質問をしたのです。

そうしましたら、確かに「奥の細道」は知らない人はいないのだと。JRでも既にそういう企画はやったりもしているのだと。しかし、何よりも大事なことは、地元なのだというお話だったのです。

それで、そういう回答だったので、観光課長にお聞きするのですけれども、松島に行った人は、時間がなくてももう多賀城に来られないというふうな人も多いかも。ですけれども、松島に行ったら、やはり多賀城を見ないと、次は多賀城に来ないとだめだと思って帰ってもらうような工夫、言っている意味がわかりますか、そういうような工夫をとりあえずはやる必要があるのではないかと。というふうに思うのです。その点で答弁をお願いします。

○高倉商工観光課長

今までの多賀城周辺の観光のあり方を見ますと、今、委員おっしゃるように、かなり点的な部分、仙台だとか、あるいはもう通り越して松島、あるいは温泉場だとか、蔵王だとか、そういう部分に非常に特化した部分があって、連携がとれていないというのが、私のイメージでもあったわけで、先ほど御紹介したその地域部会という形で、とりあえず連携をとってやろうと、つまり、宮黒なら宮黒地区というふうなのが、一つの塊のような形での連携というふうなことを視野に入れたゾーニングをしておるのですが、多賀城と松島と塩竈ですね、それから利府、七ヶ浜、この辺のいわゆる2市3町あたりをベースにしたその観光のあり方というのは、やはりこれからつくっていかねばいけないと思いますし、昨

年プレ DC では、JR の「多賀城駅長お勤めの旅」、それから、「塩釜の駅長のお勤めの旅」の中では、部分的にですが、そういう連携をやってみました。

参加者はちょっと少な目だったのですが、皆さん、「非常にいい」と、「また来年もぜひ」というふうな声もありますので、こつしもそういう感覚でやっていけたらいいかというふうに思いますし、松島まで含めた観光というか、そのルートのつくり方というの、検討していきたいというふうに考えております。

#### ○藤原委員

基本的には、そういうことで頑張っていたきたいと思います。

私は、年間 10 回ぐらい私自身も案内するのです。福島の人、山形の人、岩手の人、青森の人、一番遠い人は沖縄の人だったのですが、私がまず必ず案内するのは、城南の南北大路のところと多賀城碑と、それから政庁と、そして時間があれば東門とか奏社の宮に行って、あと塩竈神社に行くのです。

それで、一番どこにみんなが感心するかというと、多賀城の政庁の広大さに感心するのです。それは来てみて初めてわかるわけです。それまでそういうふうな認識がなくて、どこかのまあ石垣でもあるのかなぐらいの調子で多賀城に来るのですけれども、政庁がもう特別史跡に指定されて、外郭がそのままもう特別史跡になっていると。その広大さにまずびっくりするのです。それは塩竈神社に行った比ではないのです。ある程度もう塩竈とか松島はこう既定概念を持ってくるわけです。余り驚きの声は上がらない。ですけれども、多賀城を案内すると、本当に、こんなところに、こういうところがあると思わなかったと、非常にびっくりするのです。

ですから、この間、私、ホームページで宮城郡と宮城県の発祥の地だと書いたことを、きのう、非常に評価をしたのですけれども、やはり多賀城を見なかったら宮城県を見たことにならないのだという、そういうことをアピールすると、それから、塩竈神社に行った人も、やはり多賀城を見ておかなければいけないと、松島に行った人も、やはり多賀城を見ておかなければいけないと思うような、そういう努力を一生懸命やっていただきたいというふうに思います。基本的にはそういう感想をいただいていますので、よろしく願います。（「答弁は」の声あり）いいです。

#### ○伏谷委員

かなり関連があると思うのですけれども、また DC のことについてちょっとだけ伺わせていただきたいと思います。どちらかという、提案型の質問になるかと思いますが、昨年、初めて総務経済常任委員会の中村委員長を筆頭に、視察に伺ったわけですが、滋賀県の彦根市、こちらに伺いまして、築城 400 年ということで、いろいろなキャンペーンをなさっていました。

その中で、いろいろと新聞紙上にも出て、いろいろなテレビでも紹介されたのですが、あの「ひこにゃん」というキャラクター、それが、著作権といいますが、使用権といいますが、いろいろ問題になって、テレビなどに出てきたのですけれども、今、その「ひこにゃん」というのが、そのキャンペーンが終わったのですが、逆に非常に人気になっているということが、きょう、実際、テレビを見ていたらあったのです。

その派生で、平城遷都 1,300 年、奈良市のことが紹介されていて、奈良でもやはりこれに即して 1,000 万円をかけてキャラクターをつくったそうです。そのキャラクターがちょっといかがなものかなというその指摘のニュースのネタだったのですけれども、しかるに、やはりこういうふうな情報発信の一番の効果というのは、やはりその土地に来て、そ

これからやはりいろいろな観光客の方が来ると、それをいろいろな形に持って行くという中で、非常にそういうものの派生効果が高いのかと。

まして、彦根というのが滋賀県にあるという認識もなかったという方もやはり多かったらしいのです。それがそういうテレビ上でかなり注目されることによって、彦根城というもののすばらしさというの、かなり伝わり始めたということも聞きましたので、この点から考えると、やはり多賀城でも、今までのお話、ずうっと流れで聞いてきたのですが、皆さん、ここにおにぎりのバッジありますね。これもやはりつけているということは、DCのキャンペーンの一環ということも含めて考えますと、けさの新聞の方には、登米市の方では、何か米粒のキャラクターをつくった、やはりよそでやってよかったものに関して、どんどんやはりそういうものは、実際やってみようというふうな機運がどんどん起こりつつあるのではないかと。この辺のところを、ちょっと課長の方の御意見を伺いたいと思うのですがいかがなものでしょうか。

#### ○高倉商工観光課長

委員の皆さん方には、率先してこのバッジをつけていただきました。本当にありがたく思っております。委員の方々からそうしてDCをPRしていこうというふうな、非常にそういう意思を感じまして、敬服いたしました次第ですが、職員の方にも、ぜひつけていただくようにということで、PRさせていただきました。「むすび丸」というシンボルマークでございますが、今、委員おっしゃるように、こちらのロゴマークだとか、それから、今おっしゃるようなキャラクターについては、ちょっとこれはまだみんなと協議はしていませんけれども、やってみたらおもしろいなというふうには実は感じています。

先日の河北新報でしたか、隣の塩竈でもロゴマークをつくるというふうなことも載っております。今でも塩竈という昔の漢字の、あれは私も個人的に非常に気に入っているのですが、そういうものを、いいPRの効果になるだろうし、ぜひちょっと前向きに検討してみたいというふうに思っております。

#### ○伏谷委員

ぜひともお願いいたします。

そのアイデアの一つに、「ひこにゃん」が成功した理由は、それが猫だったということがあったらしいです。猫は去年1年の象徴みたいなもので、余り干渉されたくない、猫との距離間がいいという猫ブームが実は去年あったらしいのです。

そういったことも含めて、いろいろと情報を得て、キャラクターの制作、いろいろな方が今、いろいろな形で、先ほど松村委員のお話にもあったように、歴史の道の、今、いろいろな検索をして、このマップづくりということも含めてやっている方々の中でのその発想も、非常にすばらしいものがあると思いますが、いろいろなそういう機会において、そういうものをつくるという発想、皆さんに伝えていっていただいて、できるだけではなくて、必ずそういうふうなものの実現に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

あと、もう1点なのですけれども、先ほどから、やはり季節のこともありました。どうしても先ほどのマップづくりだと、春、夏の想定をイメージなされて、2時間の、半日のようなコースになっていることが、皆さんの大体六つのアイデアがそういうふうな季節感だったのです。

秋口、10月からのデスティネーションキャンペーンで考えると、やはり商売というふうな見地も確かに必要だと思います。なかなか売るのが、いろいろなものはあるにせよ、なかなか伝わっていかない。市内でも伝わっていかない状況なのかというふうに思



います。そういったものをやはり商売として考えたときに、商いというふうな語源は、やはり秋口にそういうふうな農産物ができて、それをいろいろなものと交換したりというのが、商売の語源ということもありますので、やはり多賀城はそこから考えていってもいいのではないかとこのように思いますので、そういった感覚も持ち合わせていただければと思います。

あと、最後に、先ほどからなぜこういう話を申し上げているかというのと、たまたまお酒を売っている経験がありましたので、私、山形にスキーに、二十数年前よく行っていたのです。その時代は、やはりスキーとなると山形蔵王というふうなことだったものですから、「山形で買った酒なのだけれども、これわかる」と言われたものがありました。それは、実は新潟の新発田の菊水というお酒で、それはアルミ缶に入って、度数が高いと。インパクトあるのですけれども、それを山形で売っていたらしいのです。なぜそこで売ったかという、やはり山形には、当時、東京からのスキーヤーが非常に来たそうです。それを飲んで、持って帰って、「あっ、これはどこのお酒なのだ」ということで、いろいろそこに派生されたということがありますので、今回のこのデスティネーションキャンペーンは、多賀城にとって本当に千載一遇のチャンスと言っても、まあ 1,000 年はあれですけれども、もう 50 年ぐらいに一回のスパンではないかというふうに思います。このチャンスをぜひとも、こういった物づくりということを大前提に考えていただいて、やはりいろいろな、今、課長の方もおっしゃっていた協力している方々もいっぱいいるように思われますので、そういった意見をどんどん吸収して、形づけていただければというふうに思いますが、ちょっとだけ御意見を伺わせてください。

#### ○高倉商工観光課長

地元を PR するのは、いろいろ、さまざまなものがありますし、やはり古代から多賀城というのは、この場所は、人と物と文化が交流する場所です。例えば中国あたりからの品物も多賀城まで来ているものもあるわけでごさいます、そういう意味では、物流、あるいは物産のやはり大きな商圏だったということも、これは言えると思うのです。

ですから、多賀城には 1,200 年前に都市計画がされて、その中に、私は恐らく市があったのだらうと。その市では、恐らく地方から運ばれてきた物産が所狭しと並んで、交流、物々の交換がされたのだらうというふうに、そういうふうな歴史的なことも考えますと、やはり商品だとか物の制作というのは、大変大きなイメージづくりになるだらうというふうに思います。

今、多賀城市観光協会では、古代米でつくった、お米でつくったあの「おもわく伝説」を、半ば多賀城の顔というような形で PR させていただいているのですが、古代の木簡が多賀城から、あるいは多賀城の周辺からたくさん出まして、発掘されまして、米の木簡も実はあるのです。残念ながら品種を書いた木簡はないのですが、全国の遺跡を見ますと、奈良時代からもう米の品種が書かれている木簡が見つかっておるのです。

ですから、そういうものも実際ありますので、ただ、現物がないので、その DNA がそのまま残っているかどうかというのは、これは研究しなければならないのですが、私は、できれば、古代に多賀城でつくった米をどこかでつくっていただいて、それを原料として清酒をつくったら、まあ PR 効果はすごいだらうというふうに勝手に思っておったりするので、そういうことも含めて、商品開発を考えてみたいというふうに思っております。

#### ○伏谷委員

今、最後に話があったのですけれども、実はその話を先日の一般質問でさせていただきまして、やはりその仮定の中の米が、酒造好適米の亀の尾という米の品種になると思います。

今、やはりそういった米をつくっている方々が、やはりそういうふうな物語をつくった上で、多賀城の製品化として、みんながデイリーに普通に飲めるような酒質を高めて、そういったものの制作ということは今考えておりますので、ぜひそういったことにもサポートという形をお願いしたいと思います。

あと、最後に、1点ですが、先ほどから多賀城の、何と申しますか、観光地としてのという見方と、その特別史跡としての見方というふうな、2極の見方があるのかというふうな考えるのですけれども、やはり多賀城はどういうふうな観光ということを考えていくのかといったときに、たまたま20年ぐらい前に、政庁跡で多賀城新能というすばらしい能を展開なさった、何回でしたか、9回ぐらいたしかやったと思うのですけれども、その中で、この準備をしている段階で、いろいろなやはり観光客の方がいらっしやっておりました。その方々のトータル的なコメントを紹介すると、「じゃあやはり何もなくてね」などと、へり下った言い方をすると、「何を言っているのですか。私はここに来て、こういうふうなものを学習ある意味してきましたよ」と、「この政庁跡のところに立って、太平洋を眼下に見たときに、ここにどういうふうなことがあったのかと、自分で思いをはせることができるし、瞑想することによって、それがどんどん、どんどん自分に見えてくると、そういうふうな見方もあるのだということで、ああ、なるほどなと、こういう考えもあるのだということが、そういった経験の中にもありますので、必ずしも何か整備の早さだけではなくて、やはりあそこの環境を整えるというのが、やはり第一目的なのかというふうにも考えます。

そして、いろいろな多くの方の話を見ると、南門の再築と申しますか、復元と申しますか、そういうものがいろいろと話題にもなっているのですけれども、今だったら、例えばCGを持っているので、そのCGを何かに当てて、そこにその南門を再現する、映すこと、投影できるのではないかとということも、いろいろな方のお話から聞くと、かえってそういうふうな考えでいけば、そんなに高いものではないだろう。南門をつくるのに幾らかかるのだということもありますので、このキャンペーン期間で、もしそういうふうな模索ができるのであれば、考えていってもらってもいいのかというふうに思いますので、最後の部分だけちょっと回答もらっていいですか。

#### ○高倉商工観光課長

そういう夢を、やはり市民の方々が持って生活ができれば、私はすばらしい年になるのではないかと申すに実は思っておりまして、ですから、多賀城のまちづくりの大きな柱として、やはりどういうものを市民の方々が望んでいるのかということを中心に、やはりその多賀城の観光のあり方というのを考えなければいけないと思います。

御承知のとおり、多賀城の南門跡ですが、あれを復元しようということで、設計図もできて、そして積み立てをして、基金づくりまでして、その当時、やはり市民のそういう声を聞いて、総合計画の大きな柱として掲げられた時代がありまして、でも、その火は消さないでおるのです。

したがって、金額は余り、私個人的な言い方をすれば、余り金額にはとらわれないで、やはり多賀城のそういうモニュメントのようなものというのは、やはり必要なのではないかと。それから、そういうものをよりよく活用するための計画というのを、早くつくっていくことが、やはり具現化していく大きな原動力になるのではないかと申すに、考えておりまして、観光行政としても、そういう点を大事にして進めていきたいというふうに考えております。

#### ○板橋委員

結構、時間もきのうと同じ時間になるのかと。私はある程度端的にお聞きしますので、理想は理想、現実には現実のような形で御答弁の方をお願いしたいと思います。

さきに、7款の方からちょっとお聞きしますが、113ページの下の方の、下から2升目、宮城県国際観光テーマ地区推進協議会負担金がどういうものか。

それと、次の115ページ、4の、団体支援で多賀城観光協会補助金、DCキャンペーンの方はちょっとその後にお聞きしたいと思います。

今現在、多賀城に食べ物と民芸品で土産品、物産ございますね。その売れ行きと、あとは全部お話ししてもらわなくともいいですから、大体ベストワン、ベストツー、ベストスリーぐらいの売れ行き商品、それと、物産的に年間幾らぐらいの売り上げがあるのか、概数でよろしいです。

あとは、私も去年の10月、11月でしたか、古代米酒「おもわく伝説」の販売ということで、私たちのポストに入っておりました。それで、幾らか私、去年もお世話になったのですが、その売れ行き状況、今現在残っている、もう完売したか。やはりそれだけの力を入れて販売されたものだと思います。それで、どれだけ身近にいる方々がお買い求めになったか。

それと、観光協会の方で、「おいしい多賀城の味」ということで、約40品ぐらいですか、今回の認定された、それはいいですが、それで、お店屋さんで出店されたのと、生涯学習100年構想実践委員会物産研究会でおつくりになったもの、今現在、そば屋さんなどに行けば、そこでつくったのは食べることは、注文することはできますね。100年構想実践委員会でおつくりになったのは、どこで販売、食べることができるのか、その辺、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

#### ○高倉商工観光課長

まず、国際観光モデル地区の関係ですが、これは、組織は宮城県とそれからモデル地区5市4町になっています。仙台市、多賀城市、塩竈市、白石市、東松島市、蔵王町、松島町、利府町、七ヶ浜町の各自治体と、大崎市が加わった協議会でございます。

主な事業内容といたしましては、海外の宣伝事業を行っております、例えば香港、中国、台湾での観光説明会、旅行博覧会等の会場に出展、それから宣伝活動などが主な事業内容として行われております。

それから、多賀城市観光協会に対する補助金でございますが、destinationキャンペーン分の100万円の関係でよろしかったでしょうか。観光協会に対しての補助の中身といたしましては、先ほどもお話ししましたように、あるいは委員からお話があった、「おいしい多賀城の味」の商品を、商店の方々にいろいろおつくりいただいたり、お土産品をつくっていただいたりしたものを、やはりその販売をするというその販売ルート、あるいはその販売を促進するその展示、PR、そういう部分が今されておられません。したがって、その部分を今度取り組んでいこうと。

したがって、今、多賀城市内にあるそういうお菓子だとか、それから食べ物を、その物産コーナーをつくりたいというふうに考えております。今のところ、場所は東北歴史博物館の方にもお声がけをさせていただいて、あの博物館の広いロビーの一角、それから観光案内所の中にそういう展示等を考えておまして、積極的にその販売のPRをやっているというふうに考えておまして、その製作費を中心とした補助分として、観光協会に出しております。

なぜ観光協会に出しているかといいますと、デスティネーションキャンペーンの運営母体は観光協会の中に、デスティネーションキャンペーン推進部会というのをつくって、その部会が中心となって推進を実施しておりますので、観光協会の方に補助という形をとりたいというふうに考えております。

それから、県内の売れ筋ナンバーワンからナンバースリーまでということですが、ちょっと今資料を持っていませんので、それはここでは答えかねるのですが、資料を出した方がよろしいでしょうか。ちょっと今のところわかりません。

お酒は、年間 1,200 本つくっております。製作元は蔵王酒造でございまして、多賀城の農地で作った黒米を原料としてつくっていただいております、現在のところでは、残りが約 550 本ぐらい残っておりますが、650 本は販売をしております。ぜひまたお買い求めをお願いしたいと思います。

#### ○板橋委員

ちょっとした資料で見ると、観光物産というのが約 50 万円ぐらいの売り上げなのです。それと、今、「おいしい多賀城の味」ですか、これ古代米を使ってつくられておりますね。お酒の方には黒米、これは作付は幾らぐらいして、多賀城市内でつくられている「おいしい多賀城の味」ですか、これの古代米は多賀城でどのぐらい作付されたものを、地産地消で賄っていただいているのでしょうか。

#### ○高倉商工観光課長

今つくっておる田んぼは、1 反歩というふうに記憶しておるのですが、もし間違っていたら後で訂正をさせていただきますが、お 1 人の方につくっていただいているという状況でございます。

それから、「おいしい多賀城の味」の関係ですが、ことしで 3 年目でございます、3 年やって 30 品目がそろいます。

そのうち、生涯学習 100 年構想の方でつくっておりますものは、先ほど言った「多賀城やかもち鍋」、それから「多賀城おこし」、「沖の井めんま」が生涯学習の方でつくっておりますけれども、100 年構想の方で販売するお店は今のところ持っておりません。

したがって、先ほども申し上げましたように、せっかくそういうふうにしてつくったものを、食品として提供できるようなお店を、協力をお願いしていきたいというふうに考えておまして、そこに行けば食べられるというような形をつくっていききたいというふうに考えております。

#### ○板橋委員

そうしますと、観光案内所でございますね。多賀城の。そこには多賀城のお土産品はすべて陳列されておりますね。それで、今お話しした「おいしい多賀城の味」のサンプリング、ろうでつくった、それも全部展示されておりますね。あと、一番お客さんが来て目立つところは、多賀城市役所の正面玄関、その一角にありましたか、その辺お願いします。

#### ○高倉商工観光課長

正面玄関に入って右側に、ガラスケースがありまして、そこに去年の 3 月から、2 週間くらいだったと思いますが、展示をして、PR をしたことがございます。

そういう場所も使って、PRをしていきたいと。今、ポスターとかそういうものを飾っておりますけれども、できれば現物というか、そういう商品を並べたりするようなことも、やっていきたいというふうに思っております。

それから、訂正をさせていただきます。先ほど、米をつくっている面積を1反歩と言ったのですが、2反歩でございました。訂正をさせていただきます。

○板橋委員

そういう面積はわかっていたのです。どこでつくっているかもわかります。ただ、「おいしい多賀城の味」の食材になっている古代米というのは、どこで栽培されているのですか、多賀城市内の。

それと、観光案内所に多賀城の土産品など、この「古代米おこわ」とか、「古代米五目おこげ」とか、そういう30何品目の、市内の中華食堂屋さん、ホテル等で、行けば食べられる、そういうPRというのはされていないということですか。今、御答弁がなかったということに対して。

○高倉商工観光課長

いや、全くしていないわけではなくて、こういう簡単なパンフレットだったり、それから、あとインターネット、観光協会のホームページ等々でPRをしているという状況でございます。

○板橋委員

食材は多賀城で栽培されていないのでしょうか。多賀城市内の田んぼで古代米が栽培されているのですか。

○中村委員長

商工観光課長、質問に順序立って答弁がされていないので、順序立てて答弁してください。お願いします。

○板橋委員

あの東北歴史博物館の中にレストランがございますね。あそこで古代米を使ったメニューがございますね。おこわとか、レトルトになっているもの。あの原料というのは、仙北の方からの供給で、お客さんに対して注文で出したり、あとはお土産として販売されていますね。地産地消、一生懸命このようにして食材を、皆さんから頭をひねっていただいて、おいしいものを出してもらっても、全然それが供給と需要のバランスが全然なっていないじゃないですか。

それで、古代米などというのは、余り採算は合わないですが、いずれ次の6款でお聞きすることに絡んできますが、それで、栽培して、採算が少し合わなければ、年間の予算の中から補助を出してまで地産地消、地元の農家の方につくって、栽培していただいて、それで多賀城に来たお客さんに食べてもらう、地元の人に食べてもらう、そういうふうな考えというのは、今まで思いつかなかったのですか。

市役所のロビーにも、あれ1年間、ろうでつくったサンプル置いて、よく食堂に行くと、全部ろうでつくっているでしょう、おいしそうに。そういうふうな形でイメージをわかせるというような考えはなかったのですか。あと商工会もございますし、観光案内所もございますし、幾らでも今まで宣伝する場所があったのではないですか、ただでないで

しょう、観光案内所を借りているのは。家賃払っているのでしょうか。家賃代ぐらい地元のおそば屋さんとかホテルでお食事していただいて、還元してもらおうというのが一番じゃないですか。

それと、DC キャンペーン、ことしが本番ですね。去年3カ月やった中で、多賀城に入れ込んだ観光客と、それに対しての相乗効果の消費、経済波及効果、幾らぐらいあったのですか。

#### ○高倉商工観光課長

まず、古代米の話から入りますが、あの「おもわく伝説」をつくっている古代米については、御承知だと思いますが、山王の水田でつくっておるものでございますが、御指摘のあったあのグリーンゲブルという、東北歴史博物館のところについては、県北でつくったものを取り入れているということは聞いておりました。

やはり、そのつくったものが消費できるというような、そういう環境づくりは、やはりこれからそういう視点を十分に持って、やっていきたいというふうに考えております。

先ほど言った物産コーナーというふうな形の中に、今、委員がおっしゃるような、やはり実物を飾るというわけにいかないで、この間もちょっとの期間飾ったのですが、3日、4日置くぐらいでやはりちょっとにおいが発生したりして、やはり1日、2日はひよっとしたらいいかもしれませんが、そういうことはできませんので、ろうのようなものでつくって、それを展示するようなことを、ある意味ではそういうことをイメージして取り組んでみたいというふうに考えておるわけでございます。ぜひ実現したいというふうに考えています。

それから、プレDCの期間中の、多賀城市内にどのぐらいの観光客が来たというふうに見込めるのかというふうなことにつきましては、10月から12月までの3カ月の統計を見ますと、約4,299名の方々が増加したというふうに、前年対比ですが、3.2%の増というふうにとらえております。

その経済効果については、一概には多分言えないのだろうと思いますが、県の算定をベースにしますと、日帰りの分と宿泊の分で、1日当たりの1人のその地域に落とす金額というのは違うのですが、その県の算定から、私、計算してみましたら、約12億2,000万円ぐらいの経済効果があったというふうに、これは私の勝手な解釈でございますけれども、公的なものではありませんが、その県の算定の数字から計算してみると、そのぐらいの経済効果というのがあったのかというふうに考えています。

#### ○板橋委員

今の数字は、一応地元のアバウト的な数字ですね。

そうすると、ことしは大体お幾らぐらいの入り込み客と経済効果、結局、ここに予算として出ているでしょう。この予算の分ぐらいはもとをとってもらわないと、財政事情が今厳しいのですから、それだけのやはり、ふんどしを締め直してやっていただきたいのです。

県では、全体的に600億円ぐらいに見ているのではないですか。それに見合うだけの、やはりそれなりに力を入れてやっていただければ、ますます多賀城へも観光客の方がいっぱいお見えになると思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、6款の農業問題、先に、今月の23、24日にかけて相当強風が吹きましたね。それで、市内のビニールハウスなどの被害はあったのかないのか。

それと、大分今、農業者、田んぼをつくっている方に、宝堰からの取り水、農業用水、仙台から多賀城に入るまでの相当長い水路、これは土側溝のために法面、路肩が崩れて、そのたびに多賀城でも修繕されていると思いますが、基本的には水は上から下に来るので、多賀城の場合はどうしても農業用水の確保というのが、一番大きい課題になっておりますが、それで、仙台でいかんせん取り水しているものですから、道中が長いと。あとは、そこに仙台の雨水も流れてきているということで、すべて多賀城でそれを補修しなければならないのか、今まで仙台の方に幾らぐらいの比率で費用を負担していただいていたのか、わかる範囲内でよろしいですからお願いします。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

お答えいたします。

まず、23日、24日の強風による被害の件なのですけれども、状況的にはゼロというふうに確信しております。

それから、二つ目の、宝堰関係なのですけれども、まず、多賀城に入るまでに、宝堰から来まして、ずうっと岩切、昭和東というところを経由しまして、岩切のある洞ノ口というところがあるのですけれども、そこに兎玉分水というものがございます。水門なのですけれども、そこを通じまして、南宮の田んぼ、それから新田、山王方面、それから八幡の一部というふうに流れてございます。

私、去年4月から担当しておりまして、まず例としましては、去年の田植えは大体5月に入ってからだと思うのですけれども、田植えの前に皆さんで出まして、その宝堰から、役割分担がありまして、多賀城の宝堰から何メートルまでは例えば南宮地区で掘り払いをしているとか、それぞれ担当がございまして、一番上流の堀というのが大分大堀で、それから土側溝の上に民間の大木だか、仙台市の大木だかわからない状態で、荒れている状態が結構ございます。現場を見ますと。

それで、たまたま去年の4月中ごろですか、部落の皆さんが掘り払いしたときに、水路の一部が大分崩れておりまして、現場に行きまして、そういった部分的なものを、当然うちの方でも水も、仙台市といいますか、そこから毎秒0.7トンいただいているというふうに聞いておりますので、そのときは、予算的には三、四十万円ほどかかったのですけれども、それは宝堰加瀬溜井管理組合ということで、水利権はそちらの方にありますので、そちらで補修したという経緯はございます。

それから、もう一つ、平成19年度でそういう補修をしたところは、先ほど言いました兎玉分水、その岩切の洞ノ口部分に120メートルほどの、やはり南宮の方に入る水路がございまして、それが大分土砂崩れが著しいということで、18年度から3カ年かけまして、現在補修中とございまして、19年度につきましては、今現在基礎工事といいますか、始まったばかりなのですけれども、41メートルほど工事する予定がございます。私の今のわかる範囲では以上でございます。

○板橋委員

やはり、一般財源、農政課の予算から原材料を支給していただいて、今、多賀城市内3カ所で用排水路の整備を、半ボランティア的な形でやっていますから、業者の方には非常に申しわけないのですけれども、手間賃ぐらいしかお支払いできないと思いますが、それで何とか水の有効な確保ということで、一生懸命皆努力をしているものですから、やはりそのもとになる方も、仙台市、私も国会議員にもお話ししているのですが、なかなか乗ってきてもらえないのですけれども、行政と一体となって農業者もやっているものですから、

その辺、新年度予算はもう決まっていますが、次年度あたりから厳しい予算の枠配分というふうな形になっていると思いますが、少しでも水路も整備してもらえれば、先ほどではないですけども、古代米もつくるスペースも出てくるのではないかと思います。

というのは、ことしの、去年とことしの減反配分は何%になっているのですか。減反の割合、去年とことし。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

作付面積でよろしいですか。（「減反分でいいです」の声あり）減反分ですか。（「減反のパーセンテージ」の声あり）パーセンテージ減反分ですね。（「三十何%でしたか」の声あり）平成19年度が34%でございます。ことしが36%です。

○中村委員長

ここで皆様方に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○板橋委員

多賀城市内の田んぼ、畑、その耕作できる面積と、あと、多賀城市内から出作されている面積。

○中村委員長

板橋委員、問題をどういうふうに答えていかわかりませんし、何問、大体もう3問が限度なので、（「ああそうですか。わかりました」の声）その辺を心得てください。（「わかりました。では、またあとやります」の声あり）

ここで休憩に入ります。再開は午後5時5分でございます。

午後4時55分 休憩

---

午後5時05分 開議

○中村委員長

再開いたします。

○深谷委員

私からは、先ほどから言いたかったことを、先輩方が一生懸命言ってくれるので、もう私からは強い要望だけしたいと思います。

伏谷委員が、先ほどマスコットの話もしましたが、やはり議会が始まって最初に言ったのか、いつだったかちょっと忘れたのですが、やはり多賀城における行政評価の取り組みのデスティネーションキャンペーンのところに、「おもてなしの心」と、やはりそれは職員の、先ほどから商工観光課長がおっしゃっているように、やはりその熱い思いを、職員の方々にももっともっと浸透させていただいて、その意識を持っていただくという意味でも、まだつけていない方もいらっしゃるので、ぜひその辺をつけていただいて、意思を統一させていただいて、このデスティネーションキャンペーンに臨んでいただきたいと思っております。答弁は要りません。

○佐藤委員



先ほど森委員から言及されました、99ページなのですが、農業委員に要する経費のところ、農業委員に女性を登用してほしいという部分です。

私も、過去、2年ぐらい前までには、何回か質問をしたりしていたのですが、その都度、やはり立候補制だということで、「だれも立候補する人がいないのです」という一言で片づけられていて、なかなかそこを突破し切れなかったのですけれども、今、森委員の質問が終わった後に、この辺で話してしましたら、枠を女性委員を1人入れるという枠をつけるだけで、どうやら済みそうなのですが、そんなものなのですか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

先ほど公選の話をしましたけれども、私も答弁の中で、農業者の方にそういう女性参画ですか、ということをお話ししていきたいということをお話ししました。

それで、公選の部分の農業委員さんにつきましては、農業者、農業に従事している方というふうな限定づけもございます。その中で、全国的な展開としましても、農業公社の方から、そういった公文書で、「女性の参画も働きかけていただきたい」と、というようなこともございますので、私、今話せる部分については、これは強制的にやることもできませんので、働きかけとして、何といえますか、機会あるごとにそういったことを呼びかけていきたいというふうに思います。

○佐藤委員

市にはたくさんの各種諮問委員会があります。その中で、やはり1人や2人、あるいは3人、女性がいない委員会は多分ないと思うのです。しかも、そういう中で女性も積極的に登用するべしというような、何かどこかからの呼びかけがあったような気がするのですが、そういう意味では、男女共同参画条例に取り組みうという今が、実施する本当にいいチャンスだと。各諮問委員会の中に女性がいない諮問委員会というのは、やはりいかなものかというふうに思うのです。こういうことをずっと前にも言ってきたのですが、  
「いい立候補する人がいないのです」ということで片づけられてきたのですが、今、課長が、そういう認識を持っていらっしゃるということでは、やはり世代交代が進んで、なかなか前向きに状況がなってきたなという思いで聞いていましたが、学識経験者の中にか、それから議会の枠とかいろいろある枠に、女性の分野からも入れるというところをつけ加えるだけで、そんなに無理やり入れるというようなことでなくて済みそうな気がするのですが、そういう話し合いも含めて、ぜひ実現するよう取り組んでいただきたいのですが、再度お答えをお願いいたします。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

公選の話も含めまして、先ほど、再度繰り返しになるかと思えますけれども、JA 仙台から1名、それから宮城中央共済組合、ここから1名の推選、それから議会からの推選で2名ということですので、再度繰り返し同じ話になるかと思えますけれども、議会の方でも、その辺も踏まえて検討していただければとこのように思います。

○佐藤委員

板橋農業委員も、「言ってみる」と言っていたので、ぜひお二人で頑張ってくださいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

○吉田委員

一つだけ、観光事業についての思いを述べさせていただきながら、当局の所見を伺います。

なかなか多賀城跡附寺跡を財産として情報発信するというのは、ちょっと派手でないので、なかなか難しさもあるということ、先ほど商工観光課長が話されておりましたが、そのとおりで、特別史跡ということがあるから、そこを一つの大きな財産にしながらやっていくことが考えられるし、今まででもそうしてきたし、多賀城碑については、私は、当時、伊藤市長の時代だったですか、議会の一般質問で、国の重要文化財、国宝の指定に取り組む提言をして、今日に至っているわけですが、特別史跡ということがあり、そうすれば多賀城碑については重要文化財、国宝にということ、二つのこの財産をどう情報発信として、国内はもとより、世界的にも伝えていくかというのが、多賀城が担っている重要な課題だと思って今日までやってまいりました。

たまたま、デスティネーションキャンペーンという時期でもあるので、なかなかこの二つを売り出していくというのは、それでもまたちょっと難しさがある。それは、もっと付加価値をつけるということが大事なのだと思うのです。味つけをしてみるといいと思うのです。

先ほどの課長の答弁の中では、万葉まつりと結びつけるとか、全国壺の碑俳句大会とこう結合させていくということがあるのですが、もう少し広げて、いわゆる「歴史と文学」とか、明確な位置づけをしながら、柱を練り上げていくという作業が課題としてあるのだろうと思うのです。

わかりやすく文学の面と言うならば、現代の我々にとってはなじみの深い「奥の細道」とか、「街道をゆく」とかというようなことと結びつけながら、「文学と歴史」と、特別史跡多賀城跡附寺跡、国の重要文化財多賀城碑ということでやっていくのも、一つのやり方ではないかというふうな思いなのです。

本来であれば、司馬遼太郎さんが元気で生存されていれば、迎えて、この時期に取り組みを図るなどということ、一つの手法だとは思いますが、現存されておらないで、亡くなってしまったというようなことで、大変残念に私も思います。当時のあの、課長、見ていると思いますけれども、「街道をゆく」が発表されたとき、当時の週刊朝日の中では、多賀城碑の覆屋を絵にしたものまで含めて、「街道をゆく」で多賀城を、司馬遼太郎さんが書かれて、発表されて、そういう構図で紙面構成された。あの週刊朝日なども、非常に意味のある、多賀城にとっては財産だと思います。

それから、田辺聖子さんが多賀城に来て、多賀城碑の前で写真を撮って、文学作品を発表されていますね。著作として販売されておりますが、そんなことを考え合わせながら、この時期、私は東北歴史博物館よりは多賀城の文化センターが実はいいと思っているのですが、大々的に、そんなことの結合を図りながら、多賀城が情報発信のために売り出していくということ、大胆にやってみたらいいと思うのです。

そのために、県にもやはり協力を仰ぐ、当然、仙台都市圏の各自治体にも協力を仰ぐ、観光協会にも仰ぐ、宮黒管内の各自治体にも観光協会にも協力を仰ぐ、そして多くの文学や歴史、音楽や、さまざまな研究者、趣味のサークルを含めて、愛好者にも案内する、広く案内する、私は全県一円がいいと思うのです。場合によったら議論がありました天童にも、奈良にも、太宰府にも案内して、ぜひということ、この際、多賀城の存在を少しでも知っていただく、そんな取り組みをぜひ工夫して、考えて、多賀城の職員の皆さん、我々もそうですけれども、知恵を大いに磨いて、ぜひそんな取り組みにできないものかと。やり方としては私は、多賀城市が主管する、そしていろいろな各団体のやはり共催ももらいながら、多賀城が本当に中心になって、全力を挙げて、先ほどの地域コミュニティ課の話もありましたけれども、いろいろな多賀城市内におけるボランティア団体を含めて、主体的

に取り組んでもらう素地をつくりながら、この機会にもう一輪を広げる、多賀城の存在をアピールする機会に考えてみてはどうかと思います。

多賀城市内にも多くの識者がおられますから、そういう方々と、またあわせて多賀城の研究にも多くの専門家が、研究についてもかかわって、その成果を篤と我々に教えてくれた立場の先生方もおられますから、総動員する、そして、もう一つこの輪を広げた取り組みを、多賀城の文化センターあたりを拠点にしながら、広く専門家も東京あたりからも呼んで、そして宮城県の夢大使などもたくさんおられますから、そういう方々にもお力添えをいただく、県と協議してほしいのです。たくさん多賀城から、いや、また宮城県から、全国で活躍されている大使の皆さんもいますから、そういう方々にも改めて多賀城を知ってもらう、そのためには、そういう広い視野でもう一回我々の足元を見つめてみて、この事業の成功に向けて一歩、もう一歩踏み出してみると。

一般質問でも、私はこの機会を一つの契機として、継続的な事業の取り組みにするきっかけにはいかがかという趣旨のことも、述べさせていただきましたが、そんな取り組みについて考えてみることも、一つの機会ではないかと思しますので、お考えを拝聴いたします。

○坂内市民経済部長(兼)税務課長

ただいま委員からお話ありました多賀城跡附寺跡、そして多賀城史跡・特別史跡ですが、そういったものを柱にしまして、あるいは県との協議、そして多賀城の存在をアピールするということは、大変今回のDCキャンペーンは、その場にマッチしているという思いでございます。

そういったことを、いろいろ各団体とも連携して進めていきたいと考えております。

○竹谷委員

まず、3点だけということですから、まず観光問題について3点だけ、端的にお聞きしたいと思えます。

松村委員の質問でいろいろわかってまいりましたが、確認をいたしますが、多賀城の観光の資源として考えるとすれば、特別史跡多賀城跡を中心とした取り組みが大事であるというふうに思うのですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○高倉商工観光課長

同じ認識でございます。

○竹谷委員

そういう認識であれば、特別史跡整備については、所管がいろいろありますので、ここで議論するよりも、別の方で、教育委員会の方で議論した方がベターだと思いますので、そちらの方に移らせていただきたいと思います。

次に、先ほどからいろいろ意見が出ています。DCキャンペーンの。私は、これは一つのきっかけだと思っている。ですから、今年度、華々しくいろいろなイベントをやっても、それが一過性に終わらないようにしなければいけない。これが大変重要な役割を私は持っていると思います。

そのためにはどうあるべきなのかということを考え合わせながら、来年、再来年のこともあわせながら、このイベント行事というのを私は組んでいくべきだろうと。

そういう視点で見ておったのですが、いろいろ予算の関係も見ておりましたけれども、この評価の取り組みの中で、300万円の予算を平成20年度は踏襲して、この事業を行っていく、私は結構だと思います。先ほど吉田委員の話からも、広大な計画で結構だと思います。

しかし、継続していくとすれば、21年度が30万円ということの予算措置はいかがなものかというふうには感じました。一過性の事業でないようにするには、少なくとも、私は300万円つけろと言わなくとも、計画的にはその3分の2ぐらいつけていながら、徐々に各団体に落としていながら、市の財政は持ち込んでいけないというふうな、とらえ方をしていくべきではないのかというふうには私は思っています。

そうでなければ、このDCキャンペーンというのは、本当にこの間、私、研修会に行きました。一過性に終わってしまうのではないかと。一過性に終わらせないためにはどうするかということの一つ考えた場合は、この予算計画の、計画ですね、計画の裏づけからいくと、ちょっと乏しいのではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○高倉商工観光課長

デスティネーションキャンペーンはきっかけであって、1年で終了するものではないと、継続性が大事であるという委員の指摘については、全く私もそのとおりだと思っております。

したがって、DCの本番の事業については、新規に祭りを創作しようという感覚は持っておりませんでした。現在行われている各種事業について、それをベースにした取り組みをしていくと。それを継続発展させていくという考え方でおすることは、委員の思いと恐らく同じだろうというふうに思います。

その継続性が予算上にあらわれていないのではないかということについては、これはそういうふうにとられてもしようがないような予算措置でございますので、この借上料の30万円というのは、国府多賀城駅に新たに設置するものを継続的にやっていくという、そういう意思表示で上げたものでございまして、それ以外の部分については、ちょっとそこまで考えが及ばなかったというふうなことでございますので、これはそれで決まったわけではありませんので、ローリングしながら検討して、考えていきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

そういう見解なら見解で、理解はしておきたいと思いますが、このDCキャンペーンのために、観光協会に新たに100万円の予算を計上して、このいわばキャンペーンを、観光協会を主体としながら、他団体とお互い切磋琢磨をしてやっていこうとするのであれば、少なくともこのぐらいの予算はこちらの方に、平成21年度も考えていくという姿勢が、大事ではないかというふうに思っていますがいかがでしょうか。

○高倉商工観光課長

DCの推進母体を観光協会に据えたというその意味合いは、今、委員がおっしゃるように、各種団体と連携しながら、中心は行政がやるのではなくて、やはり地域の方々、商工あるいはそれにかかわるさまざまな方々が、中心となって推進していくのだという、そういうことで考えておりますので、来年の予算にはぜひ計上していきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

それと、この関係で、先ほど万葉まつり、それから家持の短歌大会ですか、とにかくそういうものをやろうと。なれば、先ほど私が基本に聞いた、多賀城の観光資源は、特別史跡であるというのであれば、私はこういうものも、あの碑を中心として展開をしながら、継続的にやっていくという考え方になった方がよろしいのではないかと。

例えば、先ほどあなた、政庁大路を使いながら、今行けませんので、あれを使いながら、南門に行くような方法もあるでしょうし、南門からおりてきて、博物館の方をお願いして活用してやる方法もあるでしょうし、短歌大会、俳句大会は博物館の講堂を借りてやることも可能でしょう。それは前段に政庁跡をゼーんぶみんなで探索をした中で、そこで短歌発表なり俳句発表なり何なりをやるということも、私は今、政庁跡が多賀城の観光資源の唯一の資源だとすれば、これを契機に、あそこを中心とした活動を展開するのが、多賀城の観光行政の中で重要ではないかと思っているのですがいかがでしょうか。

#### ○高倉商工観光課長

おっしゃるとおり、多賀城の政庁がまさにその古代 1,200 年の象徴であるということで、したがって、その政庁から真っすぐに延びる大路を、城南の区画整備の中で実現できたというふうなことは、これはやはり将来、それをやはり使って、いろいろなことが展開できるような取り組みというのは、やはり必要だろうというふうに考えています。

ことしの DC は、そういうことも念頭に置いて、万葉まつり実行委員会の方と取り組みができる部分がないのか、新たに、したがって、今の段階である程度方向が見えているのは、国府多賀城駅前にある東北歴史博物館のあのステージを中心としたエリアで、いろいろなことをやっていこうというふうな方向で、博物館の方とも意見調整が済んでおりますので、そこからだんだんに、おっしゃるように、私は個人的にはあの大路も通っていくというようなことも提案はしたのですが、いろいろな交通規制だとか問題があって、ことしはあるいはできないかもしれないのですが、来年あるいは再来年に、あの大路をやはり万葉の衣装を着た行列が通るとか、それから政庁で祭事をするとか、やはり、外郭南門の前に立ちますと、政庁が目に見えるという、そのロケーションというのは、やっとこの春に仕上がりました。そういう意味では、将来、近い将来的に、そちらを会場として、イベントが取り組みできるように、各方面と調整をしていきたいというふうに考えております。

#### ○竹谷委員

大変私が考えて構想していたのと同じようなお答えをいただいて、私もうれしく思うのですが、私、なぜこれをお話するかというと、多賀城が、たしか多賀城市制何周年記念でしたか、薪能をやりましたね。政庁跡で、あそこを舞台にして。物すごく華やかな、いろいろなことがあって、立ち切れになってしまったのですけれども、あれを、あの光景を思い出すのです。

やはり多賀城の観光は、やはりあそこを発祥にしながら、ああいう歴史的なものを一つやることによって、歴史に余り関心のない一般市民も、その触れ合いで、私は多賀城のすばらしさを感じてくれるのではないかというふうに思いますので、できればあの周辺を活用したいろいろなイベントというものを、考えていくことが大事ではないかというふうに思いますので、ぜひ課長がおっしゃられたような内容で検討していただいて、できれば DC でやれるなら、DC でやることはやっていただいて、そして市長の提唱している「歴史の道」ができるのだとすれば、その活用ということも含めながら、多賀城の観光資源を十二分に使った中でのイベントにさせていただければ、そして、継続していただきたいということをお願いをして、次の質問に入ります。

次は、先ほど課長、これからは、「食から地域を考える」というテーマを掲げているようです。

であるとすれば、これはうたい文句じゃなく、この機会に具体的な計画を立てて、商工会なりいろいろなそういう団体、飲食店なりホテル業界なり、いろいろな団体といわゆる計画的に、多賀城の食というものを、多賀城に来れば味わえるのだというものを、私は計画的に進めていくべきではないかというふうに思うのです。せっかくこういうテーマが出たのであれば、そういうふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○高倉商工観光課長

食に関する取り組みにつきましては、2年ほど前になりますが、先ほど来言っていますが、「おいしい多賀城の味」というものを、観光協会が事業として展開しておるのですが、まさに商工会の方で、ことし地域ブランドの開発をやり始めました。

これは、最初お話を聞いたときは、何か同じことをやるので、どうなのかなというふうに思ったのですが、実はよくよく考えますと、商工会がそういう事業に乗り込んだということが、大変大きなことだろうというふうに、私思っておりまして、商工会と観光協会がタッグを組んでやる事業の、大きな事業になるというふうに考えています。

その下地がことしできますので、そういうことも、今おっしゃるように、こういう時代ですから、やはり地産地消ということまで発展するかどうかはよくわかりませんが、やはり地元でつくったものを食材にして、商品ができることが、やはり一番いいことですし、安全でもあるし、安心でもあるというふうなことにつながっていきますので、それを商工会あるいは観光協会、ほとんどの事業所というか商店が皆入っておりますので、そういう中で、新たな食から多賀城というものを考えていくというふうなことを、これもやっていきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

特に、商工会さんとはタイアップした方がよろしいと思います。地産地消という、先ほど板橋委員の質問もありましたように、そうであるとすれば、JA 仙台多賀城支店とのタイアップというものもやはり考えて、多賀城のそういう産業のいわばもととなっている農業、商業、そしてできれば工場地帯等の工業部門も含めて、やはり多賀城の観光協会なら観光協会を基準にしても結構ですから、多賀城のそういうものをつくり上げていくという今回のイベントの起爆剤にしてほしい。そして継続していつてもらいたいという思いでございますので、そのような方法で取り組んでいただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○高倉商工観光課長

積極的に取り組んでいきたいというふうに思いますし、商工会と強いつながりを持ってやっていきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

今、3点について御質問をさせていただきました。率直な答弁をいただきました。この答弁について、担当部長の御感想をお願いします。

○坂内市民経済部長(兼)税務課長

今、感想というお話でございますが、これは私の務めでございますので、今言ったように、観光協会の中には、会員さんの中には JA さんもあります。そして商工会の会長さんもあり

ます。いろいろな団体も入ってきておりますので、この間も理事会がございましたが、皆さん、本当にこの DC に、DC ばかりでないのですけれども、今後の多賀城市の観光を見た場合に、本当に企画、外部の方も、若い人になりまして、積極的な発言もございまして、非常に頼もしく感じた次第でございますので、今、竹谷委員からお話ありましたように、頑張っていきたいとこのように思います。

#### ○竹谷委員

やはり所管の部が本気になって燃えないと、なかなか予算を持っている方々に伝わっていかないと思いますので、やはりそこが燃えることによって、「多賀城としてやらなければいけない」という雰囲気のひとつ、実績をつくっていただきたいということを、余り無理して体を壊しては困るのですが、その辺は健康のことも考えながら、ひとつ頑張っていたきたい。よろしくお願ひしたいと思います。

あとは、農業問題は、板橋委員が終わった後に、私の方からやらせていただきます。

#### ○板橋委員

では、課長、ちょっと私の方からそれぞれに調べた数字をお話ししますから、これが間違いないかどうか、最初に確認させていただきます。

多賀城市内で農業を、田を耕作されている方の面積は 302 ヘクタールに出作が 108 ヘクタールで、合計 410 ヘクタール、畑、市内にお持ちの方が 79 ヘクタール、出作が 15 ヘクタールで合計 94 ヘクタール、全部合わせますと、田と畑で 381 ヘクタール、出作が 123 ヘクタール、合計 505 ヘクタール、これはコンマ以下ははしよったものですから、これで、出作で一番耕作されているのが大郷町の約 33 ヘクタール、大和町の 21 ヘクタール、これぐらいの面積で間違いないでしょうか。

#### ○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

ちょっとお待ちください。

そのとおり、間違いないと思います。私もそう認識しております。

#### ○板橋委員

これで、今田んぼは米しかつけれない。ですけれども、ことしは 36% の減反が課せられている。それで、ことしは古代米も作付をいっぱいしていただけるのではないかと思います。どこからその種もみを持ってきたらいいか、大変ですが、その辺、観光課長、農協に行ってお相談してください。それでつくっていただいて、地産地消に力を入れていただきたいと思います。

それで、農政課長にお聞きしますが、畑で多賀城の農家の方が大体つくっている品種、これ上位 3 品種でよろしいですし、あとは直近の粗収入、お幾らぐらい農業収入としてお求めになっているか、その辺、わかる範囲内でよろしいです。

あともう一つ、認定農業者、多賀城に何名おられるか、その三つお願ひいたします。

#### ○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

今の質問につきましては、平成 18 年度の園芸作物統計というものがございまして、宮城県におきまして、平成 20 年 2 月に東北農政局統計部ですか、こちらの方で編集されまして、

宮城県農林統計情報協会発行のものがございますけれども、この数字でよろしいでしょうか。（「よろしいです」の声あり）

それから拾い上げますと、多賀城でつくっている農作物の上位3点、まずバレイショが15ヘクタール作付しております、243トンというふうに出ております。そして、2番目にキャベツです。6ヘクタールの107トンというふうに出ておまして、3番目が、大根とホウレンソウ類です。大根が4ヘクタールで85トンというふうに出ております。それからホウレンソウが4ヘクタールですけれども34トンと、これは重さはいろいろ、大根とキャベツでは違いますので、そのような数字になっております。

それから、2番目の質問は、収入ですね。農家の方の収入でよろしいですか。これも統計の資料になりますけれども、これは2005年の農業センサス、統計の数字になりますけれども、5,000万円から1億円の中の農業粗収入、農家が1戸というふうには報告されてございます。それから、1,000万円以上の農家数、多賀城におきましては11戸というふうな統計が出ております。

あと、認定農業者の数でしたね。平成19年度では32戸でございます。

#### ○板橋委員

こういうふうな形で多賀城の農家の方も一生懸命、米が安くなっても頑張っております。それで、19日でしたか20日の日、佐藤恵子委員に指摘されたのですが、市長が18日と19日にお話しされた農業問題に対して、多少数字的に少なくお話しされたものですから、その辺、余り開きがないように今後お願いしたいと思ひまして、多賀城の農業者も頑張っておりますので、その辺、お含みおきいただきたいと思ひます。

#### ○竹谷委員

今の関連で、農業問題についてお伺いしたいと思います。

まず、基本的に、多賀城市の農業に当たった基本政策というものについて、再度お伺いをしたいと思います。

#### ○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

平成17年10月に決定されました国の経営所得安定対策大綱に基づきまして、農業者、農業者団体の主体的な需給調整のシステムなどの意向、あるいは、平成22年度を目標とします水田農業のあるべき姿の達成に向けまして、取り組みを一層推進してまいりたいというふうに思っております。

また、農業振興の基本的な筋道を明らかにするために、みやぎ食と農の県民条例基本計画を見直しし、作成するとともに、平成18年12月に地域水田農業ビジョンの基本的指針としまして、宮城県水田農業改革方針を定めてございます。

これらを踏まえまして、水田農業を本市の中核をなすものとしまして振興するために、多賀城市地域水田ビジョンを作成しながら取り組んでまいりたいと、このように思っております。

#### ○竹谷委員

多賀城の農業の基本政策としては、水田を中心として、農業という産業の構築を図っていくという基本姿勢である、というぐあいに確認しておいてよろしいですか。



○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

それも主体としまして、いろいろな方法で、取り組めるもの、これらも考えながら、推進してまいりたいとこのように思います。

○竹谷委員

減反の36%の水田がありますが、この利用方法についてはどのような考えで進められるのですか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

お答えいたします。

多賀城市におきましては、消費地近郊という立地条件を生かしまして、収益性が高く、周年栽培を可能にします施設園芸の振興は非常に重要なことと考えております。

これまでもビニールハウスの建設事業の補助金を継続しながら、軽量鉄骨ハウス建設については、県の補助事業を活用しながら、意欲と能力のある農家への導入を図り、品質のよい作物の生産安定と転作の定着を促進してまいりました。

その手法の一つとしましては、前々から前課長なども言っているかと思えますけれども、土耕栽培に対しましては、手法の一つでありますばかりし肥料生産性を指導しながら、さらに高品質な作物生産によりまして、安心・安全で付加価値を高め、差別化を確立してまいりたいとこのように考えてございます。

○竹谷委員

なぜ基本姿勢をお聞きしたかということ、市長が唱えている工場誘致の関係との農業とのかわりというものがあると思います。

先ほど、板橋委員は、水は上から下に流れるというお話がありました。水田の整備ということで、いろいろあるとすれば、水田をどの位置に位置づけて進めていくのか、そのことによって、どういう農水路の改良を行っていくのかという、大変重要な役割が出てくるのではないかと。

私がこう見ましたら、農業の集積事業、農業の配水路にしても、農業の生産基盤が整備されているかどうかということが、この評価指針の基本的なものになっています。そのことによって、多賀城の基幹農業用排水路を耕作者との関係でどうなるのかというものも、評価の役割になっているように見ました。

そういうことになってきますと、市長が今、多賀城市の財政を高めるため、企業誘致ということになってくれば、それと整合性をとったように水路整備等はやっていかなければいけない。これは大変重要な役割になってくるのではないかと私は思うのです。

なぜそう言うかと、上にいろいろな施設を、例えば工場が来たとする、下の農地をする方々が、水田の水の質の問題が出てきます。こういうものも考え合わせて物事は進めていかなければいけない。

幸いにして、桜木の工場地帯は下でございましたから、工場から流れる排水で農政に対する被害を及ぼさなくとも済みました。

そういう視点で産業の構築、農業の構築と工場誘致ということになれば、その両輪になるような仕組みを、私はこれから、今から考えながら進めていかなければいけない事項ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木副市長

先ほど板橋委員の方から、農地の面積のことなどもございまして、竹谷委員の方からは、農地といわゆる都市的土地利用、工場誘致との関連のこともお話もございました。

当然、おっしゃるとおり、田んぼの真ん中に、いわゆる食べ物をつくる真ん中に工場というのは、どう考えてもあんばいが悪いというのは、これは私も同感でございます。

そういった意味で、農地と都市的土地利用との地域的なバランスをどうとるか、あと、それと、今おっしゃられたように、水が混在しないようにするにはどうするか、それはもう解決しなければならない問題であることは、もう間違いないことでございます。

そのときに、いわゆる農業用水をその工業用のいわゆる水として活用するということは、恐らくないのだろうと思うのです。工業系については、いわゆる工業用水からいわゆる公共下水道へ、もちろん除外する工場用施設があったりしますけれども、基本的には農業の水と工業の水とはまじり合わないだろうと思いますけれども、問題は、雨水のことだと思うのです、御心配は。工場地帯に降った、工場用地に降った雨水が、農業用水に流れ込まないか、そういったこともいろいろあると思いますけれども、それについては、食の安全もございまして、環境、衛生の環境のこともございまして、その辺のところは十分バランスはとらなければならない、そういった問題だろうというふうに認識しております。

○竹谷委員

時間も時間ですから、これ以上もう。私は、一番問題なのは、工場に入った雨水もそうですけれども、工場排水なのです。実際に私、やってきたので、例えば自動車産業なり何たり来ると、塗装をしなければいけない。塗装の水は、工場内では全部きれいにしていますけれども、側溝に流すのです。雨水と同じように処理していきます。下水道には流しません。生活雑排水は、大体。よその工場を見てくればわかると思いますが。なぜならば、それをやったら不明水ばかり出るので。工業用水を使っていますから。水道を使っているから下水道でいくけれども、工業用水であると、そういう問題が出てくる。

ですから、排水は降っただけの雨じゃなく、そういうものを想定して、それが排水路に行かないように、そういうことも考え合わせると、水は上から下という原則論を踏まえて、企業誘致をする場所も、どこかいろいろなことを考えていかなければいけないと思いますので、これは老婆心ですけれども、その辺も含めて、私は多賀城の産業の基幹的産業は農業であろう。農業から今日の多賀城が出てきた、そういうことを思えば、農業というものを生かしながら、工業なりいろいろな問題を考えていくことが大事ではないかというふうに思いますので、ひとつその辺で特に配慮していただきたい。

そして、もう一つは、この行政の評価の中にもありますけれども、柱としては、「まちが活気とにぎわいがあふれている、産業が振興している、市民が生産活動や商業活動を身近に感じている、農業が安定して営まれている」、そして、施策としては、「農業経営者が自立している、農業収益率が向上している、農業の担い手が育成されている」、こういう施策がこの中に盛り込まれているのです。このために、どう具体的に進めていくのかということ、私は真剣になって考えながら進めていかなければ、多賀城の農業はなくなってしまわないかというふうに思うのですが、担当課長、どうでしょうか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

今まで、委員の方からいろいろお話しされましたことを、胸に強く刻みまして、取り組んでまいりたいと思います。

○竹谷委員

ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。平成 20 年度だけで多賀城が終わるわけではないですから、これから 21 年とずうつつないでいくわけですので、これを契機にして、21 年度はどうしていくか、22 年度はどうしていくかということを、計画的ビジョンを持ちながら進めていってほしいというふうをお願いして、質問を終わります。

○中村委員長

以上で第 5 款から第 7 款までの質疑を終了いたします。

本日は第 3 款から第 7 款までの質疑を終了いたします。

---

○中村委員長

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

来る 3 月 3 日は午前 10 時から特別委員会を開きます。

本日はどうも御苦労さまでした。

午後 5 時 57 分 延会

---

予算特別委員会

委員長 中村 善吉